

会 議 録

令 和 3 年 第 3 回 定 例 会

会期：令和3年9月 1日
令和3年9月17日
(17日間)

小 海 町 議 会

第3回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日 招集日（上程、説明）	
開会	5
招集あいさつ・報告	8
発議第3号（採決）	12
議案第28号（事件）	13
議案第29号～30号（条例）	14
議案第31号～34号（補正）	15
認定第1号～5号（決算）	16
陳情・請願等	18
第3日 議案質疑（委員会付託）	
議案第28号（事件）	19
議案第29号～34号（条例・補正）	20
認定第1号～5号（決算）	35
第8日 一般質問	
第1番 黒澤敦史 議員	61
第5番 渡邊晃子 議員	71
第6番 的埜美香子 議員	87
第8番 品田宗久 議員	103
第7番 井出幸実 議員	111
第4番 井出和人 議員	120
第3番 篠原哲雄 議員	129
第17日 最終日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
開会・報告	144
議員派遣の件	145
議案第28号～30号（事件・条例）	146
議案第31号～34号（補正予算）	148
認定第1号～5号（決算）	150
陳情第2号～3号 要請第1号 発議第4号～6号	152
発議第7号	157
議案第35～36号（事件）	158
署名	161

令和 3 年 第 3 回 小海町議会定例会議事日程		
開会年月日時	令和3年9月 1日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和3年9月17日 午後 4時04分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第5番議員、第6番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和3年9月 1日 至 令和3年9月17日 17日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
	議員派遣の件	
発議第3号	新型コロナウイルス感染症から国民の命を守ることを最優先にした対応を求める国への意見書	原案可決
議案第28号	小海町過疎地域持続的発展計画の策定について	〃
議案第29号	小海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	〃
議案第30号	小海町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について	〃
議案第31号	令和3年度小海町一般会計補正予算(第4号)について	〃
議案第32号	令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	〃
議案第33号	令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	〃
議案第34号	令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	〃

認定第1号	令和2年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第2号	令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
認定第3号	令和2年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
認定第4号	令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
認定第5号	令和2年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃
陳情第2号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	採択
陳情第3号	消費税インボイス制度中止を求める陳情	〃
要請第1号	人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を	〃

《追加議案》

発議第4号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書	原案可決
発議第5号	消費税インボイス制度中止を求める意見書	〃
発議第6号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める要請書	〃
発議第7号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	〃
議案第35号	建設工事請負契約の締結について	〃
議案第36号	建設工事請負契約の締結について	〃

会議の顛末	令和3年9月 1日 午前10時00分に始め
	令和3年9月17日 午後 4時04分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出智善
	副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 井出宗則
	教 育 長 中島行男 教育次長 井出直人
	総 務 課 長 井上晴正 観光交流センター所長 小池 司
	町 民 課 長 黒澤五雄 やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出知之
	書 記 柳澤武彦

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	9/1	9/3	9/8	9/9	9/10		9/13	9/14	9/17
						総産委	民文委	予決委	予決委	
第1番	黒澤 敦史	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第2番	鷹野 文則	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第3番	篠原 哲雄	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井出 和人	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第5番	渡邊 晃子	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第6番	的埜美香子	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第7番	井出 幸実	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第8番	品田 宗久	○	○	○	○	○	—	○	—	○
第9番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	○	○	○	○	—	○	○	○	○
第12番	篠原 義従	○	○	○	○	○	—	○	○	○
計		12	12	12	12	6	7	12	11	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 5 番 渡 邊 晃 子 議 員								
		第 6 番 的 埜 美 香 子 議 員								

令 和 3 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和3年9月 1日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和3年9月 1日 午後 4時52分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんおはようございます。令和3年第3回定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。早速であります。29日に中部横断自動車道が山梨県の南部インターと早川温泉インターチェンジ間が開通しました。これにより新東名高速道路と中央自動車道がつながり、中部横断自動車道の残すところは、小海町と山梨県の長坂までとなりました。小海町のルートやインターチェンジの場所は、今年度中に国土交通省から発表となることを期待するところであります。開通には、まだまだ15年以上先だと思われませんが小海町の将来にとって欠くことのできない事業であり、災害時や緊急搬送、141号を補完する機能や観光、経済に影響が及ぶものであります。また山梨の白根インターチェンジの道の駅から東部湯の丸サービスエリアの間、トイレの休憩が行えるインターチェンジに隣接した施設がありません。このようなことを鑑みて、小海町の将来像をしっかりと町民の皆さんに示し、今からそれらに備えるための基金の積み立てなどを行うことが肝要だと考えています。</p> <p>最近のコロナ禍の中ではありますが、町の将来を語れる久々の話題でありました。そのコロナ禍ですが、コロナが始まり、すでに1年半が過ぎて、私達の生活様式も大きく変わってしまいました。この間議会においても年度行事、視察、研修などが制限され、何よりも議員の皆様と行政の皆様との交流が希薄となり、コミュニケーション不足により、意思の疎通を欠き、円滑な議会運営に支障をきたすのではないかと危惧しているところであります。今年度末までには、ワクチンの接種が全国に広くいきわたり、県の警戒レベルが解除されるなど私達の生活様式が限りなく普通に戻りますよ</p>

	<p>う、そしてこのコロナ禍が一日でも早く収束に向かいますよう心より願うのであります。</p> <p>只今の出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第3回小海町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構でございます。</p>
11番議員	委員長。
議長	11番篠原伸男君
11番議員	差し替えのこれが入っているけど我々監査委員は、すでに監査している訳であるが、説明が一つも監査委員にないけど、そのことに協議をさせていただきたいと思うので暫時休憩をお願いします。
議長	ただいま11番篠原伸男議員から暫時休憩の申し出がありました。ではこれで暫時休憩とします。（ときに10時4分）
議長	休憩前に続き会議を開きます。（ときに10時20分） ただいまの休憩の件につきまして、篠原副町長より説明があります。 篠原副町長
副町長	<p>宜しく申し上げます。それでは、訂正お配りしたものについて説明させていただきたいと思えます。令和2年度決算説明資料A4横型の方の97ページ、98ページが訂正ということになりまして、ここだけの訂正で他には影響しないのでこの中のポツしている箇所が訂正箇所理由を述べます。監査委員には大変申し訳ありませんでした。監査を受けた数字は、お配り数字で受けたのですが、皆様にお配りする際に97ページの18節の一番下強い農業の担い手事業 令和元年度繰越分1,378,000円分と書いてありますが以前監査委員さんから監査を受けてもらったときに字が小さく記載されていたため、字を大きくしようということで皆様へお配りしたが、その時に1,378,000円という数字が計算式の関係で算入されなくて、1,378,000円低い数字で皆様へお配りしていたということで本当に申し訳ございません。昨日判明しまして、慌てて訂正を作って、今日お配りして、本当は、一番最初に監査委員さんに説明し、皆様へ説明しないといけなかったが申し訳ございません。そういう理由で1,378,000円を単純に支出済み額を足して、不用額を引いてもえれば、目に書いてある決算額、執行額、執行率、前年度比較額、98ページの合計とそこが1,378,000円と増やせば、このページだけ訂正が終わるということでございます。宜しく申し上げます。大変申し訳ありませんでした。</p>

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第5番 渡邊晃子君、及び第6番 的埜美香子君を指名致します。
------------	---

日程第2 会期の決定

議 長	日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る8月24日及び本日9月1日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。的埜議会運営委員長。
------------	--

議会運営 委員長	ご報告いたします。本日招集の、令和3年第3回小海町議会定例会の運営につきましては、去る8月24日及び本日9月1日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。 本定例会に付議される案件は発議関係案1件、条例関係案2件、事件議決案1件、補正予算案4件、決算認定5件、陳情2件、要請1件の合計16件であり、会期は本日より9月17日までの17日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、3日午後5時又は議案質疑終了後までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。 会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。 今のところ、一般質問が1日で済めば9月9日、午前10時から、2日間の場合は9日の一般質問終了後に全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。 なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
---------------------	--

議 長	お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から9月17日までの17日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
------------	---

(異議なしの声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<p><u>日程第3 町長招集あいさつ</u></p>	
議 長	<p>日程第3、町長より招集のあいさつをお願いします。</p> <p>黒澤町長。</p>
町 長	<p>皆さんおはようございます。令和3年第3回定例会開催のご案内を申し上げましたところ、コロナ禍の中、また大変お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして開催できますことに心よりお礼申し上げます。</p> <p>さて、7月後半から始まった第5波のコロナ感染拡大は、感染力の強いデルタ株の流行、自粛疲れ、盆休みの帰省や人の異動で爆発的に全国に広がり、今もなお終息の目途が立たないような非常事態となっています。当町におきましても先月18日に1名の感染者が確認されましたが、感染が広がらず収まったことは幸いでした。20日には南佐久地域も感染警戒レベルが5に引き上げられたことに伴い、県から公共施設等の運営に関して時間短縮等の措置を取るよう要請があり、今月20日まで八峰の湯は時短営業、社会体育施設については使用中止の措置をとっております。当町におけるワクチン接種は予定通り進んでおり、現在1回目接種者は80.4%、2回目を終わった方は64.8%で、11月中旬までには希望する方全員の接種が終了する見込みです。その後ワクチン接種希望者へのスムーズな実施ができるように進めるとともに、感染拡大防止の徹底等により、一日も早く終息に向かうよう努めてまいります。</p> <p>今年の気象は 台風9号から始まった大雨が盆の15日まで降り続き、全国で被害が多発し、特に本県におきましても岡谷市で3名の皆さんが犠牲になる土砂災害が発生してしまいました。被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げますとともにお亡くなりになられた皆様のご冥福を心からお祈り申し上げます。当町では13日の降り始めから15日の午後11時に止むまで、小海原の観測所で200ミリを観測しました。これは令和元年の台風19号災害の時の雨量に匹敵するわけですが、時間雨量としては最大で19ミリ程でしたので大きな災害にはなりませんでした。今後まだまだ台風シーズンが続きますので、町民の皆様の生命を守るため、気象庁等の情報に基づき避難情報等を出していくつもりでございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>

わが町の基幹産業であります高原野菜の販売状況につきましては、後程産業建設課長から詳細にご報告いたしますが、シーズン初めから価格の低迷が続いており、農家の皆様にとっては厳しい年となっております。何とか後半は回復し、例年並みの年になればと願っております。

なお、例年ですと9月は本定例会のほか、運動会、地区ごとの敬老会、中学校清流祭、花卉品評会、戦没者追悼式等行事がございますが、本年はコロナの関係ですべて中止又は縮小開催ということになりますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

まず、議案第28号 「小海町過疎地域持続的発展計画の策定」につきましては、今年4月1日に新たな過疎法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、法第8条の規定に基づき、議会の議決を経て市町村計画を定めるものでございます。

次に議案第29号 「小海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定」につきましては、これも同じく過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、地域経済の活性化を目的として、固定資産税の課税免除に関する規定を整備するものでございます。

次に議案第30号 「小海町避難行動要支援者名簿に関する条例」の制定につきましては、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の整備と、名簿情報の提供を規定するもので、災害時の被災者を最小限に留めるための条例を新たに制定するものでございます。

次に議案第31号 令和3年度小海町一般会計補正予算第4号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ512,878千円を追加し、総額で4,513,217千円とするものでございます。歳入の主なものにつきましては、地方交付税が74,326千円の増、国庫支出金が20,199千円の増、県支出金が13,677千円の増、財産収入が4,460千円の増、基金繰入金が40,000千円の増、繰越金は令和2年度の決算に基づき337,042千円を増額し、繰越金の総額で377,042千円となります。諸収入ではそばの販売収入3,774千円の増、町債は臨時財政対策債の確定により18,925千円の増を見込みました。

歳出の主なものにつきましては、企画費では村上団地の用地取得費などで157,000千円を計上、積立金は減債基金が152,000千円、地域振興基金が120,000千円それぞれ増額します。心身障害者福祉費では、地域活動支援センター「ひまわり」を社会福祉協議会への委託に伴い関連する費用と施

設入所者の増による費用 16,660 千円、農業振興費では、現在推進しております冷凍そばの販売の増加見込み分の費用として 2,959 千円、18 節では親元就農者 1 名に対する支援として経営継承・発展等支援事業 1,000 千円の新規計上。農地費では、小倉原の道路排水修繕 2,000 千円の増額です。商工業振興費では、新型コロナ対応事業者経営継続支援金については、申請者増の見込みのため、3,982 千円の増額と、対象月を 4 月から 8 月までとした第二次経営継続支援金について 3,000 千円の新規計上、また 10 月から実施予定のプレミアム商品券の販売補助に 21,200 千円を計上しました。

観光費につきましては、18 節で長湖の藻の水草駆除の対応に 4,000 千円の補助、ふるさと祭りぎおん祭等の中止による精算額として 5,228 千円の減、道路橋梁費では維持修繕及び材料で 22,000 千円の増、消防費では、第 4 分団芦谷地区の車庫移転新設費用 4510 千円の新規計上、教育費ではコロナ対策の通学バス借り上げ料で 1,695 千円の増を見込みました。

次に議案第 3 2 号 令和 3 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 23,451 千円を追加し、総額 554,451 千円とするものでございます。主な補正内容は繰越金の確定による増額です。

次に議案第 3 3 号 令和 3 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 12,340 千円を追加し、総額を 698,417 千円とするものでございます。主な補正内容は保険料の本算定による増額と繰越金の確定による増額です。

次に議案第 3 4 号 令和 3 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 933 千円を追加し、総額を 80,230 千円とするものでございます。主な補正内容は、保険料本算定による保険料のぞうが増額によるものです。

認定第 1 号から第 5 号までは、令和 2 年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定案件でございます。各会計とも監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

認定第 1 号の令和 2 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額 5,518,778,131 円、歳出総額 5,026,113,208 円で、歳入歳出差引額は 492,664,923 円となり、実質収支額は 377,042,923 円となりました。

認定第 2 号の令和 2 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 573,645,582 円、歳出総額は 543,371,679 円で、翌年度に 30,273,903 円を繰越いたします。

	<p>認定第3号の令和2年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額674,515,035円、歳出総額は665,784,420円で翌年度に8,730,615円を繰越いたします。</p> <p>認定第4号の令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が78,273,870円、歳出総額は78,234,803円で翌年度に39,067円を繰越いたします。</p> <p>認定第5号の令和2年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては収益的収入が91,983,659円、収益的支出は90,857,213円となりました。なお、本決算につきましては、上水道運営審議会でご審議をいただいております。</p> <p>以上、本定例会に提案した議案につきまして概要を申し上げます。よろしくご審議を賜り、認定、可決決定をお願い申し上げます。</p>
<p><u>日程第4 諸般の報告</u></p>	
議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。</p>
<p>民生文教常任委員長 【委員会調査報告】</p>	
議 長	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第5 行政報告</u></p>	
議 長	<p>日程第5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>それでは4点ご報告いたします。</p> <p>まず1点目ですが、先般長野朝日放送でも紹介されましたが、土村の嶋屋さんの2階に事務所を構えていただきました 株式会社バイタライズさんと、6月22日に憩うまちこうみの協定を締結いたしました。これで協定企業は17社となりました。バイタライズさんは企業等のシステム開発を手掛けるIT企業であります。地域の活性化にも取り組みたいということで、五箇においてイワナの養殖も始めております。</p> <p>次に2点目ですが、7月19日の芦平を皮切りに地区懇談会を開始し順次行っております。コロナ禍ということもあり、分館ごとではなく各区ごとで開催しております。コロナや災害に対する対応を質問される方が多く、行政として町民の皆様の不安を一つでも多く取り去っていくことが大</p>

	<p>切だとひしひしと感じております。</p> <p>3点目ですが、7月30日にシャトレーゼ八ヶ岳が松原のテニスコート跡地に建設を進めておりましたショップを兼ねたバウムクーヘン工場が完成し竣工式に出席いたしました。当面の売り上げ目標は6億円で、将来的には10億円を目標にしているとのことで、8月1日のグランドオープン以降、夏休みということもあり、連日盛況のようであります。町の観光にとっては新たな観光スポットが増えたということで大変ありがたい施設でございます。</p> <p>最後4点目でございますが、昨晚佐久地域振興局長から連絡があり、町内において1名のコロナ感染者が確認され、本日夜方の発表になるとのことでした。佐久市内に勤務されている方で、感染経路については判明しているとのことです。</p> <p>以上4点ご報告といたします。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
総務課長 町民課長 教育長 総務課長 町民課長 産業建設課長 子育て支援課長	<p>【令和2年度決算健全化判断比率の報告】</p> <p>【佐久広域連合議会第2回定例会の報告】</p> <p>【南佐久環境衛生組合第1回臨時会の報告】</p> <p>【中学校組合議会第2回定例会の報告】</p> <p>【長期振興計画審議会の報告】</p> <p>【小海駅前再整備検討委員会の報告】</p> <p>【保健推進協議会の報告】</p> <p>【上水道運営審議会の報告】</p> <p>【野菜・花卉の生産動向の報告】</p> <p>【子育て支援推進委員会の報告】</p> <p>【結婚推進委員会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。これで11時15分まで休憩します。尚休憩後、引き続き暫時休憩といたしますので議員の皆様は全員協議会室へお集まりください。(ときに10時52分)</p>
<p>○ <u>議案の上程</u></p>	
議 長	<p>休憩前に続き会議を開きます。(ときに11時48分)</p> <p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、発議第3号は、上程から採決まで、議案第28号から議案第34号及び認定第1号から認定第5号につきましては、上程から説明までといたします。</p>

	それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第6 発議第3号</u>	
議長	日程第6、発議第3号 「新型コロナウイルス感染症から国民の命を守ることを最優先にした対応を求める国への意見書」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。第6番的埜美香子君
(的埜議員説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。
議長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから発議第3号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第3号に賛成する方の挙手を求めます。
議員	挙手多数と認めます。したがって発議第3号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することと致します。ここで午後1時まで休憩といたします。 (ときに 12時00分)
<u>日程第7 議案第28号</u>	
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに13時00分) 議事に入ります前に、さきほど、12時30分から議会運営委員および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。
6番議員	ご報告いたします。議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程等が決定しましたのでご報告いたします。 9月10日(金) 午前10時00分から 民生文教常任委員会 視察なし 9月10日(金) 午後2時00分から 総務産業常任委員会 視察なし

	<p>9月13日(月) 午前10時00分から 予算決算常任委員会 視察なし 9月14日(火) 午前10時00分から 予算決算常任委員会 視察なし また、午前中も申し上げましたとおり、現地視察を9日に行い、終了後、 全員協議会を行う予定ですのでご承知おきください。 一般質問の通告につきましては、3日午後5時又は議案質疑終了後までと します。なお受付につきましては本日から受付いたします。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第28号 「小海町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井上総務課長</p>
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第8 議案第29号</u>	
議 長	<p>日程第8、議案第29号 「小海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う 固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題といたしま す。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井上総務課長。</p>
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第9 議案第30号</u>	
議 長	<p>日程第9、議案第30号 「小海町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について」を議題と いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。

	本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 0 議案第 3 1 号</u>	
議 長	日程第 1 0、議案第 3 1 号 「令和 3 年度小海町一般会計補正予算 (第 4 号) について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。篠原副町長。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 1 議案第 3 2 号</u>	
議 長	日程第 1 1、議案第 3 2 号 「令和 3 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町民課長。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 2 議案第 3 3 号</u>	
議 長	日程第 1 2、議案第 3 3 号 「令和 3 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 3 議案第 3 4 号</u>	
議 長	日程第 1 3 議案第 3 4 号 「令和 3 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで 2 時 1 5 分まで休憩とします。 (ときに 13 時 58 分)
<u>日程第 1 4 認定第 1 号</u>	
議 長	休憩前に続き会議を開きます。(ときに 14 時 15 分) 日程第 1 4、認定第 1 号 「令和 2 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出会計管理者。
(会計管理者説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで 3 時 2 0 分まで休憩とします。 (ときに 15 時 8 分)
<u>日程第 1 5 認定第 2 号</u>	
議 長	休憩前に続き会議を開きます。(ときに 15 時 20 分)

	<p>日程第15、認定第2号</p> <p>「令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町民課長。</p>
	(町民課長説明)
議長	説明が終わりました。
<u>日程第16 認定第3号</u>	
議長	<p>日程第16、認定第3号</p> <p>「令和2年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町民課長。</p>
	(町民課長説明)
議長	説明が終わりました。
<u>日程第17 認定第4号</u>	
議長	<p>日程第17、認定第4号</p> <p>「令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。黒澤町民課長。</p>
	(町民課長説明)
議長	説明が終わりました。
<u>日程第18 認定第5号</u>	

議 長	<p>日程第18、認定第5号 「令和2年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p> <p>(事務局長朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤産業建設課長。</p> <p>(産業建設課長説明)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p>
<p><u>○ 監査報告</u></p>	
議 長	<p>以上で令和2年度小海町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算の説明が終了しました。 ここで、令和3年8月24日付けで、監査委員から「決算審査意見書」が提出されていますので、監査委員の報告を求めます。 代表監査委員新井進一君。</p> <p>(監査委員報告)</p>
議 長	<p>以上で監査委員からの報告を終わります。</p>
<p><u>日程第19 陳情第2号から3号 要請第1号</u></p>	
議 長	<p>日程第19、陳情第2号から3号 要請第1号についてを議題と致します。今定例会で受理した陳情はお手元に配布した通りであります。陳情書の朗読及び審査は、付託した委員会をお願いします。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
議 長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は9月3日金曜日、午前10時から行います。 これにて本日は散会といたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに16時52分)</p>

令和 3 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 3 日」	
*	開会年月日時 令和3年9月3日 午前10時00分
*	閉会年月日時 令和3年9月3日 午後 2時46分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。令和3年小海町議会第3回定例会、本日は2日目であります。本日は議案質疑を行いますのでよろしくお願いをしたいと思います。ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。
<u>議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。 なお、暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで結構でございます。
<u>議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案の質疑・付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第1 議案第28号</u>	
議 長	日程第1、議案第28号 「小海町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 2 議案第 29号</u>	
議 長	日程第 2、議案第 29号 「小海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 3 議案第 30号</u>	
議 長	日程第 3、議案第 30号 「小海町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 4 議案第 31号</u>	
議 長	日程第 4、議案第 31号 「令和 3 年度小海町一般会計補正予算 (第 4 号) について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 6 ページ 第 2 表 地方債補正 【歳入】 9 ページ 款 1 1 地方特例交付金 款 1 3 分担金及び負担金 項 2 負担金 款 1 4 使用料及び手数料 項 1 使用料 款 1 5 国庫支出金 項 1 負担金 10 ページ

	<p>項2 国庫補助金 款16 県支出金 項1 県負担金 項2 県補助金</p> <p>11 ページ</p> <p>項3 県委託金 款17 財産収入 項2 財産売払収入</p> <p>12番 篠原義従君</p>
12番議員	<p>財産売払のところ芳の窪を販売したということですが、前に聞いたことがあるか坪数でも㎡数でもいいけどちょっと教えて欲しい。</p>
総務課長	<p>はい。皆さんおはようございます。ただいまの質問にお答え申し上げます。面積については、521.77㎡になります。以上です。</p>
議長	<p>いいですか。篠原義従君</p>
12番議員	<p>単価は、どのくらいでしょうか。割ればいいけど。分かっていたら。</p>
総務課長	<p>はい。単価につきましては、㎡あたり8570円という計算で計算しております。</p>
議長	<p>次 款19 繰入金 項3 基金繰入金 款20 繰越金</p> <p>12 ページ</p> <p>款21 諸収入 項4 雑入 款22 町債</p> <p>歳出に移ります</p> <p>13 ページ</p> <p>款1 議会費 款2 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費</p> <p>12番、篠原義従君。</p>
12番議員	<p>10節の庁舎非常用発電機修繕とありますけどまああの非常発電機を使うことがあったかどうか知りませんがどんな修繕をしたかお聞きしたい。</p>
総務課長	<p>はい。えーつとですね。この発電機につきましては、4階にありまして、停電時、自動的にエンジンがかかるものであって、雷雨の時期など必ずエンジンがかかって発電をして、パソコンなどが止まらないようになっています。ですから結構まわっている回数がありますが、平成14年にこちらへ引っ越してきてからメンテナンスの契約をしていなくて、一度もメンテナンスをしたことがなかったということです。先般他の関係者が見たところオイル漏れしていると言われまして、それで慌ててエンジンの</p>

	<p>メーカーを呼びまして調べてみていただいたところ、メンテナンスしないと長持ちしないということでして、今回初めてメンテナンスをさせていただきたいというものであります。</p>
議 長	<p>1 3 ページ他にありませんか。 1 4 ページ 目 1 一般管理費続き 目 4 企画費 目 6 積立金 1 2 番 篠原義従君。</p>
12 番議員	<p>2 1 節の村上団地の補償費ですけどこの説明したかどうか聞き洩らしたかも、この補償費とは、どういった目的のものであろうか</p>
総務課長	<p>これにつきましては、予算説明の時、副町長の方から申し上げておりますが、あそこにですね農機具倉庫それから自動車がたくさん置いてあるところにですね倉庫がございます。これの移転補償料、それから果樹等がありまして、そういったものの補償料。これ概算でありますので正確に算出、業者の方にだいたいどれくらいこれを移転すればかかるかという話は聞いてあるんですけども、概算で上げさせていただいております。以上です。</p>
議 長	<p>1 4 ページ他にありませんか。 1 5 ページ 項 2 徴税費 目 2 賦課徴収費 項 4 選挙費 目 4 小海町長選挙費 目 5 小海町議会議員一般選挙費 1 6 ページ 款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 1 社会福祉総務費 目 4 心身障害者福祉費 1 2 番 篠原義従君。</p>
12 番議員	<p>1 2 番篠原です。1 9 節の扶助費、介護訓練給付費がかなり高額ですけど、ちょっと内容の方説明をお願いします。</p>
町民課長	<p>はい。おはようございます。お疲れ様でございます。節 1 9 扶助費の内容ですが、1, 6 2 0 万の補正をお願いしているわけでございます。そういう中でおきまして、施設の入所者方が当初の見込みより 3 名程増員になったということでもあります。具体的には、生活介護、昼間の生活介護に関わる部分が月にだいたい 2 5 万円程かかりまして、その皆さんの分が 6 0 0 万円、そして施設の入所、泊まる方の夜の部分であります。この部分が月に 1 5 万円程必要になりまして、その部分が 3 6 0 万円、それが一つ</p>

	<p>ともう一つ訓練給付金の部分としまして、地域活動支援センターひまわりを小海町社会福祉協議会へ委託をする予定でございます。その委託をすることによりまして、就労支援の B 型の事業を立ち上げられるということでもあります。その事業費としまして 330 万円を計上してございます。この 330 万円につきましては、国費が 1/2、県費が 1/4、町費が 1/4 ということで 1/4 の部分の 330 万円ということで合計しまして、金額少し大きいわけですが、1,620 万円をお願いしているものです。</p>
議長	<p>宜しいですか。6 番的埜美香子君。</p>
6 番議員	<p>6 番的埜です。宜しくお願いします。その上の地域活動支援センターの関係でお聞きします。10 月から地活業務の方を社協へ委託するということが社協の方でも準備を進められていると思うが説明の方で 12 名がいると説明がありましたが移行するのにとても大変だと課題が出ていたと思うが順調にいつているのかちょっとその辺お聞きします。</p>
町民課長	<p>予想というかそういう人数の割り振りですが、24 名の方がひまわりに通所されております。そして一つの見込みで約半分くらいの皆さんが就労支援の事業の方へ移行できるのでないかということでもあります。そしてその皆様については、認定等々事務手続きが必要ということなんです。あの 10 月 1 日に全員がそっくり動けるとか動けないとかそのようなイメージでなく、徐々に事務手続き上移行していくということでありまして、通所されている皆さん、その皆さんに特段影響はないような形で考えております。またあの委託先の社会福祉協議会につきましては、理事会等で一定の手続きを進めていただいております。そういった中で事務が進んでいると感じております。以上でございます。</p>
議長	<p>6 番 的埜美香子君。</p>
6 番議員	<p>はい。まだ移行に少し時間がかかるという風な認識で捉えましたが、一つ利用者の工賃、それが今度は、前よりは、しっかり出るような説明が前のそうだったと思うんですけどその辺の仕事は、大丈夫かということと将来的には、今 12 人と言われましたけど将来的には、何人くらいを見込んでいるのかその辺お願いします。</p>
町民課長	<p>はい、工賃の方ですが、施設の使用料という名目で工賃の 10%、そして月に 1,500 円を限度にご負担いただいております。それが就労支援 B 型の方へ移行された皆様は、今度は、そこは、通所して居場所というイメージでなく、そこが職場というイメージでおいでいただくということでもあります。ですからその施設の使用料は、ご本人から頂戴しなくてよくなるということで金額の大小は、ともあれとしまして、あの通所者に支払い</p>

	<p>するお金が多少でも増えるというものであります。すいません。将来的な人数であります。あのやはりその全員とかそういうことはないですがこの間8月20日ですか、ひまわりで私から失礼ですが説明をさせていただきました。通所者の皆さんに。そして制度などの説明をして、それぞれの方に相談する方がいて、相談した中で基本的には、ご本人に意向ですが、移行する中で不安とか困るとかそういうご意見はございません。そういう中であります。それぞれの方の身体の状態によりまして、就労支援事業者としていかない方も中には、いらっしゃるといことが見受けられております。以上であります。</p>
議 長	<p>的埜美香子君。</p>
6 番議員	<p>イメージでは、今の仕事よりは、もう少しいろいろな仕事が増えるのかなという風に私は、感じていたもんでその辺をお聞きしたかったわけですが、将来的に自立を目指す人というか、就労Bというのは、そういう目的があると思うんですけど自立を目指すってところの見込みはどのようになっているかちょっとその辺をお願いします。</p>
町民課長	<p>将来的には、自立を目指すということであり。通常の就労につきましても企業等で障害者の皆様の雇用ということも言われております。その中でたとえ一人でも就労ができる形になれば、これは最高の結果なんです。やはり障害者の皆様も軽度、重度いろいろありますからなかなかそうもいかないかなと思いますけど、いずれにしましても働きに行くんだといきいきとした環境整備が大切ではないかと感じております。</p>
議 長	<p>他に16ページありますか。 5番 渡邊晃子君。</p>
5 番議員	<p>はい、すいません。先ほど19番扶助費で12番議員さんに対しての返答で誤解してたら大変申し訳ないですが、誤解とか勘違いとかこれおっしゃられた数字を計算、足すと1,290万にしかならないがちょっと宜しいでしょうか。</p>
町民課長	<p>申し訳なかったです。え一つと330万のところ、先程申し訳なかったですが、660万の間違いだったようです。すいませんでした。申し訳ございませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 17ページ 目4 心身障害者福祉費続き 目5 あゆみ園運営費 項2 児童福祉費 目1 保育所費</p>

	5番 渡邊晃子君。
5番議員	はい。5番渡邊です。宜しく申し上げます。会計年度職員保育所費というところで1報酬手当 会計年度職員のところで変化があると、先日のご説明で9月から二人産休育休に入られるということであのおっしゃっていただきましたけれども、それによって他の先生方にしわ寄せがいたりとか例えばもし、入園したいお子さんが入れないような状況にならないかと少し気になるんですけど、その辺のご説明をお願いできますか。
子育て支援課長	はい。おはようございます。では、ただいまの保育所の報酬職員手当について、関連してご説明させていただきます。まず今5番議員渡邊議員さんからご質問ありましたとおり、内容につきましては、今月からでございますが、職員2名、保育士1名、管理栄養士1名が出産に伴いまして、産休後は、育児休暇を取得する予定となっております。そういう中でこういう体制でございますが、まず保育士につきましては、現在産休を取られる保育士が持っているクラスが1歳児のクラスの担任を務めております。この未満児のクラスは、先般6月の定例議会でも補正予算等の関係でご説明させていただきましたが、この4月より未満のクラスにつきましては、全部で4クラスあるわけでございますが、全て担任を正職員位置づけや正式な名称はありませんが会計年度任用職員を固定で配置している状況でございます。そういう状況の中でですね、いずれ今回まず正職員の担任の先生がお休みになられるということですので4月より副担任を務めている先生と一緒に保育にあたっておりますのでその先生が今度担任として今月すでに実際は、引継ぎ等の関係で実際業務をやっているわけでございますが、副担任的に新たに会計年度職員が固定で入るという体制をとっていく状況でございます。参考までにあの管理栄養士は、出産休暇を取った後ですね、やはり栄養士というのは、業務的に必要でございますので、同じ職場に調理員さんで栄養士の資格を持っている方がいらっしゃいましたのでその方が実際今、調理業務をしながら、栄養士の業務を行っているというところで、あとそれに伴って、プラスでやはり調理員さんをいろいろ人的な配置ということで今まで時給制で行っていた調理員さんを月給制ということで今業務をしているところでございます。いずれ渡邊議員さんからもお話しがありました、やはりあの大変保育士さん、代替保育士さんともある程度確保しておりますが、なかなかそう正直言って、ご承知のとおり、今この社会情勢の中、もうお子さんが1歳になると同時に、お母さん方は、復職また仕事を新たに見つけられて、勤める状況ですが、今体制は、なんとか0歳児、1歳児のクラスにつきましては、ほぼ保育士の体制がこのタイミングでいろいろ受け入れ体制は、整っております。

	<p>すので今回休まれる保育士さん等いらっしゃいますが、全体的な保育としては、まあ今後希望される人数によりますが、今の段階では、そう大幅な受け入れとは、ちょっと状況を見ながらですが、ある程度希望されるお子さんを受け入れる体制はとっていけるという風を感じているのでございます。以上でございます。</p>
6 番議員	<p>6 番です。お願いします。えっと今との関係ですけど、希望する方の受け入れ体制は、整っているということなんですけど、今現在、お断りしていることとかないかどうなのか。ちょっとその辺お願いします。</p>
子育て支援課長	<p>0 歳児、1 歳未満、一番小さいクラス 0 歳児クラスは、6 月でしたが、その頃やはり 1 歳 2 ヶ月になったお子さんがお母さんが新たに働きたいというご希望であったことが、事実であります。その時点では、やはり今年今までの保育の入所申請を見た中で、年度途中での 0 歳児が誕生日が 1 歳になった時点で入所申し込みに合わせて、入所を希望されてくるということになりますと職員体制、ご承知のことと思いますが 0 歳児につきましては、お子さん 3 人に対して、保育士 1 人を配置しなければならない状況の中で、もうすでに昨年 11 月に入所申し込みを受け付けた時点で、今の社会情勢の中で、当然申し込みは増えるだろうという予測の中でも昨年 11 月の段階で 0 歳児、1 歳になるお子さんの入所申し込みを受け付けた経過があります。そういう中でもうすでにあの昨年の段階で 9 月まで全部で 9 人のお子さんが申し込みがあったとその時点で、そういう状況の中でもあの 6 月にですね、お仕事の関係で希望されたのですが、現状の体制でその時点で受け入れは厳しいですとお答えした状況でございます。ただその後、入所の状況、またここに来て、8 月に入所を希望された方がご家庭で見れるという状況もあった中で 9 月に、入所される段階では、0 歳児、1 歳になられる、入所希望がひと段落、ひと区切りついている状況の中で、その 6 月お断りした後、お相手から入れますかとか確認は、こちらにはいただいてないですが、いずれ体制的には、とれているということで必要に応じて、その申し込みの確認なりをした中で、また受け入れをご希望されれば、対応したいと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>17 ページ 款 4 衛生費 項 1 保健衛生費 目 2 予防費 17 ページ全体を通して何かありませんか。 6 番 的 埜美香子君。</p>
6 番議員	<p>はい。6 番お願いします。一番下のワクチン接種会場の空調整備等々とあって、次の 18 ページにも同じようなものがあるんですけど、関連があるの</p>

	か、すいません。内容を説明お願いします。
町民課長	ワクチンの接種会場の関係であります。総合センターで集団接種を行わせていただいているということではありますが、非常に夏場暑くなりまして、まあ暑いのは、普通の夏のことですが、風がなかなか通らなくて、苦慮しました。そういう中で簡易のエアコン2台設置しまして、そして何とか乗り越えてきたわけであります。そのエアコンの設置に対して、直接電源をコンセントから取ることが容量的にできなく、ブレーカーからまた改めて、回線を仮にさせてもらったという部分があります。そういう関係で10節、需要費20万円、その他に若干のテントとかの費用も含まれておりますが、20万円で13節で、エアコンのレンタル料、それが30万8千円補正でお願いしたものであります。以上でございます。
議長	17ページ他にありませんか。 次、18ページ 目2 予防費続き 項2 生活環境衛生費のうち 目5 町営バス運行管理費 款5 農林水産費 項1 農業費 目2 農業振興費 19ページ 目2 農業振興費続き 目4 農地費 款6 商工費 目1 商工業振興費 6番 的埜美香子君。
6番議員	6番です。お願いします。プレミアム商品券の関係ですけど、Pねっとへの補助金ということでP券のPねっとの決算というところがなかなか議会の方でも分からないんですけど、その辺って、あの商工会のことだから、あれですけど、なんかお示しされないのか、その辺お願いしたいと思えます。
産業建設課長	お疲れ様です。Pねっと協同組合の補助金という風に記載されているものですが、こちら説明でもさしていただきました、この金額2,120万円につきましては、新たにPねっとの商品券を発行する。しかもプレミアムをつけて発行することで、プレミアムの補助金のもののみでございます。それでその事業をするにつきまして、その組合の方へ補助をするという流れになってきております。あのPねっとの組合の決算につきましては、毎年総会が行われておりまして、その中でPねっと事業のことももちろんですが、それ以外にかかる費用もございますので、そういったものも併せて報告はされているようでございます。この分については、商品券

	<p>の分のみということをお願いいたします。すいません。決算の報告を受けているかということですが、それは、私達は、総会にも来賓として出席するようなこともございますし、また書面として、報告を受けております。以上です。</p>
6 番議員	<p>はい、説明の資料の方であのプレミアムの関係の方が載っていますが、令和2年度の決算の方でお聞きしようかと思ったんですけど、決算の中でどのような形のなんて言うか、総括をしているのかってところとあと令和2年度の予算の中で一般販売のことがちょっと問題になった気がします、その辺どのように考えているのかをお願いします。</p>
産業建設課長	<p>はい。お答えいたします。令和2年度分のことになりますけれども、プレミアム商品券販売を5割のプレミアムをつけて、実施をしてきたところであります。またあの決算の中でも報告があるわけですが、販売を10万円上限で1世帯10万円を上限で販売額につきましては、1億3078万円という1億円を超える販売がございました。そして、その後、余ったというのもの変ですけど、地域経済回復消費券ということで、また同じものなんですけど、商品券を一人あたり15,000円を配布した、そういう事業を行っております。使用の方につきましても、97%を超える利用があったということで十分な効果が得られたんだと認識しております。以上です。</p>
議長	<p>19ページ他にありますか。 12番 篠原義従君。</p>
12 番議員	<p>はい。12番です。ちょっと見逃して戻りたいのですが、款5の農林水産費目4 14節 農道水路修繕工事が当初の金額より3倍になっているわけなんですけど、事情がいろいろあったと思うんですけど、そこら辺の説明をお願いします。</p>
産業建設課長	<p>はい。14節の200万円の内容につきまして、ご説明いたします。この200万円につきましては、小倉原で令和2年度まで舗装の3年度間に渡りまして、舗装の工事を実施してまいりました。その中でやはり舗装すると一時的な雨によって、表面を流れて、低いところで流末の水の処理が必要に、必要となりまして、実際には、KJ側溝ができてはいるんですけど、最近の激しい雨でそれを超えてしまうような雨が降るということで約50メートル間において、そのKJ側溝の隣に壁、もう少し高いものを設置しまして、そこで水を受けるといような内容のものでございます。</p>
	<p>そして、増えたということですが、当初の100万円は、いろいろ地域からの要望に応えるための水路や道路の修繕の工事のものでして、小倉原のものとは別の工事でございます。以上です。</p>

12 番議員	1 2 番。じゃあ 2 0 0 万は、別工事ということで。分かりました。
議 長	他に 1 9 ページございませんか。 2 0 ページ 目 2 観光費 目 4 松原湖高原観光交流センター運営費 款 7 土木費 項 2 道路橋梁費 目 1 道路維持費 1 2 番 篠原義従君。
12 番議員	1 2 番です。1 8 節の長湖水草駆除事業補助とありますけど、4 0 0 万、この補助金は、どこへわたるわけ。業者とか松原湖区とか。
産業建設課長	はい。お答えいたします。これにつきましては、松原湖を美しくする会、こちらの方に事業主体となってもらいまして、そこへの補助ということなんです。副町長の説明も以前にありましたが、コロナ禍ですが、遠く県外の方から業者さんを依頼することです。詳細まで、工事の内容まで決まっていなくてはいない状態ですが、この事業を早めに進めておかないとこの冬のワカサギ釣り等に、そういったものに備えられないということで今回、概算額ということで計上させていただきました。以上です。
議 長	他に 2 0 ページありませんか。 6 番 的埜美香子君。
6 番議員	すいません。その上の登山道の修繕費ということなんですけど、ちょっとすいません。説明をお願いします。
産業建設課長	登山道の重機借り上げ、またその 1 0 節でも需要費で登山道修繕もございまして。こちらにつきましては、みどり池から中山峠この間のいたみが激しいということで 1 9 号災害の時には、それほどでない。その後、何回か修繕しているんですけど、今回もまただいたいの言いますか、歩道が栈橋とかが、経年劣化で傷んでいるところもありますので、しっかりと整備したいということで重機借り上げと需要費と材料、需要費ですね、そういったものを計上させていただきました。以上です。
議 長	他にありませんか。 1 2 番 篠原義従君。
12 番議員	1 2 番篠原です。土木費 1 3 節、1 4 節なんですけど、議員になりたての頃聞いたかもしれないが、今回重機の借り上げが 1, 0 0 0 万円増えてるわけなんですけど、そこら辺の説明と下の工事請負費、維持修繕がこれも 1, 0 0 0 万円増えているわけなんですけど、そこら辺の説明の方、お願いします。

産業建設課長	13節14節及び15節も同じ内容になるわけですけど、7月から地区懇談会が始まっております。当初、それぞれ300万、14節については、当初3,000万、15節については、403万、それぞれ予算を計上していただいております、それが増えるということなんですけども、各地区からの要望、建設関係、土木関係が多くございまして、それに全部は、応えにくいわけでございますが、できるだけその要望に沿っていきたいということで、これはまだ場所が決まっているわけではございませんが、13節では、50万円の20箇所程度ということで1,000万、14節につきましては、工事費100万円のものを10箇所程度の考えで計上させてもらっています。15節につきましては、10万円を20箇所、舗装の穴埋めも毎年やってるおるわけですけども、やはりきめ細かくという意味合いで計上させていただきました。以上です。
12番議員	そうすると各区に配られる地域支援金に充てるということですか。それとはまた別。
産業建設課長	それとは別で、今年度、各地区50万円は、当初からのとおりです。要望いただいた中で建設のサイドで考えますのが、工事費用の大きくかかるもの、これについては、町側でできるだけしようと、少額のもの、または、ちょっと個人のものに関係するものそういったものは、集落支援事業で対応していただきましょうという振り分けというか、そういったことをさせていただいて、それで実施をしておるところです。以上です。
12番議員	そうすると、これは、事業は、特命で出すのですか。
産業建設課長	これは、地区の懇談会が終了し、役場の内部でこれを実施するかしないかということのを要望を受けたところで決定しまして、そして、町の工事として発注します。そういうことでございます。
12番議員	最後にすいませんね。なかなか仕組みが分からなくて、長くなってしまって、申し訳ないです。私も課長知っているとおり、杉尾水利組合の長をやっている、水路の修理やああいうものをお願いしているけど、ああいうもののお願いの金額と違うわけですか。
産業建設課長	杉尾の水路につきましては、距離的にも比較的長い部類に入りまして、大変大きな工事になろうかと思えます。それでもあふれそうで、あふれた時に個人の方の農地を傷めるとかある場合には、部分的に集落支援でお願いしたいということを以前もお話をさせていただいたところですけど、もう少し規模の小さいものを想定しておりまして、すでに水路があるものが、傷んでしまった。壊れてしまっている。それを部分的にU字溝などを修繕する、そのようなイメージでございます。杉尾につきましては、

	<p>ちょっと大規模になりますので、補助事業などいただかないとなかなか事業実施が難しいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>20ページ他にありませんか。 次21ページ 目1 道路維持費続き 款8 消防費 目1 非常備消防費 5番 渡邊晃子君。</p>
5番議員	<p>はい。5番です。お願いします。第4分団車庫移転工事ということで、あの今までの説明にあったかもしれない、聞きそびれていたら、大変申し訳ないんですけども、どちらから今度どちらへ移設新築されるのか、お願いします。</p>
町民課長	<p>はい。第4分団車庫移転ということであります。具体的には、芦谷地区であります。現在芦谷のバス停、土村の方から八那池、箕輪の方へ向かっていきますと左側、バス停の脇に小さい、昔からの消防の物置というような形のものがあります。それを道路を挟んで、反対側の畑をお借りしまして、そこへ移転したいということでございます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、21ページ下段 款9 教育費 項1 教育総務費 目2 事務局 項2 小海小学校費 目1 学校管理費 22ページ 項3 社会教育費 目2 公民館費 23ページからは 補正予算給与費明細書 24ページ、25ページ、26ページ、27ページ その他全体を通じて質疑のある方、ございますか。 9番 小池捨吉議員。</p>
9番議員	<p>全体ということで18ページのところ、農林水産費のところでもって、農業振興費18節、経営の継承ということで、これ0から100万ということでこの中身、これ何件で何かということが分かれば、教えていただきたい。</p>
産業建設課長	<p>はい。お答えいたします。こちらの事業は、始めて今度、農業後継者に対して、補助制度が設けられたということで、国の制度になっております。ただし、後継者と言っても、親元に帰ってきたから、補助の対象になるというものではありません。その対象の要件というものがけっこう細かにしるされております。その一部を申し上げますと新たな事業に取り組みをするまたは、加工に取り組む、青色申告して、家族提携協定を書面で結</p>

	べというようにいくつかの条件がございまして、それに合致する方、まあこれあろう、八那池の方1名を予定しているんですけども、上限100万円ということでその内の半分が国の補助になるというような内容でございます。以上です。
9番議員	八那池が該当ということですけど、そうすると野菜ということですか。それともいちごとか花とかその中身は、分かりますか。
産業建設課長	品目につきましては、野菜でございます。
議長	これで質疑を終わります。これで11時15分まで休憩とします。 (ときに10時57分)
議長	休憩前に続き会議を開きます。 (ときに11時15分) 日程第5 議案第32号 「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 歳入 4ページ 款7 繰越金 款8 諸収入 項2 雑入 6番 的埜美香子君。
6番議員	6番です。お願いします。繰越金が2027万3千円と、県への納付金での関係では、最終的にいくらになったのか、お願いします。
町民課長	県への納付金の関係であります。当初予算で一般の保険者の分であります。それが8,690万円、そして後期高齢者分3,510万円、介護納付金分が1,250万円でございます。これが当初予算の数字であります。宜しく願いいたします。
6番議員	はい。えーっと、結局こういう形で、言い方悪いですが、余ってきたということですけど、あの、その保険税を決める時の議論の中でやはりこの残った分で下げられないかという議論したと思うんですけど、もう一度その辺のことをどう考えるかお願いします。
町民課長	はい、あの4月ですか、国保の審議会をお願いしました。そういう中で今、ご発言があったこともいただいております。えー今回は、保険料を据え置きにさせていただいたという経過がございます。令和2年度から3年度への繰越金、端数がありますが、約3,000万であります。その部分で

	<p>の質問と承っておりますが、この3,000万のうち、歳出にしまして、令和2年度に概算払いした部分のもの、国、県へ返還するものが約700万円ございます。そうしますと約2,300万円が実際の繰越金という形に捉えられるのではないかと感じております。そういう中でもう一つは、令和元年度から令和2年度へ繰り越された分が約2,500万円ございます。令和2年度単体で単純にあてはめますと約200万円不足をしたというか減ったというような形に捉えることができます。そして、医療費の関係ですが、コロナ等々で医療費が全国的に押さえられているが、小海町に関しては、入院等、医療費が伸びてしまっている。その医療費が県の納付金へ反映される時期が2年3年後であります。そうした時に、今度は、予算が不足する可能性が出てきてしまう。そして、そういう事態を招く時に今度は、保険料を保険料率を上げさせていただかなければならないということになります。えーしかし、通常の年間を通じて、一定の収入、そういう皆様のことを考えますと国保の保険料率を保険の財政状況により、年により上げたり下げたりということより、あまり下げる時は、ちょっと我慢していただくとして、上げることは、保険者が努力をして、上げないでその山を過ごす、それが被保険者の支援に繋がるのではないかと。年によって、国保税が上がったり、下がったりというよりは、ある程度一定の金額がいいんじゃないかということがありますから、据え置きにさせていただいたという状況であります。以上でございます。</p>
議長	<p>他にありませんか。 歳出に移ります。 5 ページ 款5 基金積立金 款6 諸支出金 項1 償還金及び還付加算金 款7 予備費 6番 的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>えーと、先程課長の説明で繰越金の話もありました。それでまあ時期を見込んでということですけど、ここで積立金を新たに合計しますと新たに1,929万円なんですけど、それならば、いくらなら貯まったらいいのかということなんですけど、えー納付金の算定基準とは、給付費だけじゃないと思うんですけど、もう一度その辺お願いします。</p>
町民課長	<p>はい。納付金の算定基準は、一人あたりの医療費を全国の一人あたりの医療費と比較してどうか。それが高い場合は、プラスに転じ、低い場合は、マイナスに転じという基本的な考え方、そしてもう一つは、所得状況、全国の所得状況の平均と比べまして、高い場合は、加算のなり、低い場合は、</p>

	減額となるという状況の中で、県が算出をされております。そうしまして、具体的に納付金の状況ですが、平成30年から令和元年、これについては、下がっております。元年から2年も下がっております。そしてその時は、3年前の医療費が非常に抑えられていた時期でございました。次に今年の分に、2年分については、医療費が非常に伸びてしまったということ、もう一つは、全国的に医療費が抑えられているという、国保新聞などの情報であります。実際にそういう数字が示された時に不安要素があるということでもありますから、今回は、このような予算措置をさせていただいているというものであります。以上です。
議長	他にありませんか。これで質疑を終わります。
<u>日程第6 議案第33号</u>	
議長	<p>日程第6、議案第33号 「令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】 5 ページ 款1 保険料 項1 介護保険料 款8 繰入金 項1 一般会計繰入金 項2 基金繰入金 6 ページ 款9 繰越金</p> <p>【歳出】 7 ページ 款5 諸支出金 項1 償還金及び還付加算金 款6 予備費</p> その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第7 議案第34号</u>	
議長	<p>日程第7、議案第34号 「令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい</p>

	<p>て」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>4 ページ</p> <p> 款 1 後期高齢者医療保険料</p> <p> 款 4 繰越金</p> <p>【歳出】</p> <p>5 ページ</p> <p> 款 2 後期高齢者医療広域連合納付金</p> <p> 款 4 予備費</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 8 認定第 1 号</u>	
議 長	<p>日程第 8、認定第 1 号</p> <p>「令和 2 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p>
議 長	決算説明資料 1 ページ… 1 2 ページ。9 番 小池捨吉君。
9 番議員	<p>ちょっと遡って聞きたいのですが、まああの 3 ページのところ公債費について、ちょっと聞きたいのですが、あの目的別公債費 4 億 6, 0 7 3 万 6 千円でそれから性質別公債費が 4 億 6, 0 7 3 万 7 千円とここところ公債費につきまして、目的別も性質別も変わらない数字だと思えますが、千円ばかりなので四捨五入か五捨五入なのかちょっと分かんないですけど、普通は変わらないと思いますが、その辺どうですか。</p>
総務課長	<p>あのう、おっしゃる通りです。1 違うの私も気づかなかったものですから、また原因を調べまして、ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>歳入に移ります。</p> <p>【歳入】</p> <p>1 3 ページ 款 1 町税 1 項 町民税</p> <p>1 4 ページ 項 2 固定資産税</p>

	15 ページ	項 3	軽自動車税
	16 ページ	項 3	軽自動車税続き
		項 4	市町村たばこ税
	17 ページ	項 5	入湯税
		款 2	地方譲与税 項 1 地方揮発油譲与税
		項 2	自動車重量譲与税
	18 ページ	項 3	森林環境譲与税
		款 3	利子割交付金
		款 4	配当割交付金
	19 ページ	款 5	株式等譲渡所得割交付金
		款 6	法人事業税交付金
		款 7	地方消費税交付金
	20 ページ	款 8	ゴルフ場利用税交付金
		款 9	環境性能割交付金
		款 10	地方特例交付金
	21 ページ	款 11	地方交付税
		款 12	交通安全対策特別交付金
		款 13	分担金及び負担金 項 1 分担金
	22 ページ	項 2	負担金 目 1 総務費負担金
		目 2	民生費負担金
	23 ページ	目 3	衛生費負担金
		目 4	商工費負担金
		目 5	教育費負担金
		目 6	農林施設災害復旧費負担金
	24 ページ	款 14	使用料及び手数料 項 1 使用料
		目 1	総務費使用料
		目 2	民生費使用料
	25 ページ	目 2	民生費使用料続き
		目 3	生活環境費使用料
	5 番		渡邊晃子君。
5 番議員	はい。5 番渡邊です。宜しくお願いします。えー 3 生活環境使用料右の表 ですね。未納額のところで、前のを見てみますとヒルサイドと土村栄町と新 しいものを含めても家賃の未納額と他の税金とのその方達の税金等の兼 ね合いがどうなっているか掴んでいらっしゃるのでしょうか。お願いし ます。		
町民課長	税金の未納額につきましては、やはり町税全体に渡りまして、それぞれの		

	<p>科目で滞納額が発生してしまっております。そういう中でやはり未納額、滞納額がある方、そういうどういう皆様かということかと思いますが、比較的同じ皆様が多いというのが傾向でございます。誰々さんがどうかということではなく、比較的多いという答弁にしたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
5 番議員	<p>もちろんプライバシーに関わりますので、深くは、お聞きしませんが、あの未納額、いろいろな町税の未納額対比表と申しますか、一覧とか資料は出していただけないでしょうか。</p>
町民課長	<p>はい。町全体の未納額は、主要事業調書をお配りしてございますが、その16ページをご覧くださいますと町税等一覧表を載せさせていただいております。ここに住宅家賃は、ちょっと税金、保険料と意味合いが違いますので、掲載はされておりましたが、こんな状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>25ページ他にありませんか。</p> <p>26ページ 目4 農林水産費使用料 目5 商工費使用料 目6 土木費使用料</p> <p>27ページ 目7 教育費使用料</p> <p>28ページ 項2 手数料のうち 1目 総務費手数料 目2 生活環境費手数料 款15 国庫支出金 項1 国庫負担金 目1 民生費国庫負担金</p> <p>29ページ 目1 民生費国庫負担金続き 目2 保健衛生費国庫負担金 目4 災害復旧費国庫負担金</p> <p>30ページ 項2 国庫補助金 目1 総務費補助金 目2 民生費補助金</p> <p>31ページ 目3 衛生費補助金 目4 土木費補助金 目5 教育費補助金</p> <p>32ページ 項3 国庫委託金 目1 総務費委託金 目2 民生費委託金</p> <p>33ページ 款16 県支出金 項1 県負担金 目1 民生費負担金</p> <p>34ページ 項2 県補助金 目1 総務費補助金 目2 民生費補助金</p> <p>35ページ 目3 衛生費補助金</p>

	<p>目4 農林水産費補助金</p> <p>36 ページ 目5 商工費補助金</p> <p>目6 教育費補助金</p> <p>目7 災害復旧費補助金</p> <p>目8 土木費補助金</p> <p>37 ページ 項3 県委託金 目1 総務費委託金</p> <p>目2 民生費委託金</p> <p>38 ページ 款17 財産収入 項1 財産運用収入</p> <p>目1 財産貸付収入</p> <p>目2 利子及び配当金</p> <p>項2 財産売払収入</p> <p>39 ページ 款18 寄付金 目1 一般寄付金</p> <p>目2 ふるさと寄付金</p> <p>40 ページ 款19 繰入金 項1 特別会計繰入金</p> <p>項2 財産区繰入金</p> <p>41 ページ 項3 基金繰入金</p> <p>款20 繰越金</p> <p>42 ページ 款21 諸収入 項1 預金利子</p> <p>項2 貸付金元利収入</p> <p>項3 受託事業収入</p> <p>43 ページ 項4 雑入</p> <p>44 ページ 雑入続き</p> <p>45 ページ 款22 町債 目1 過疎対策事業債</p> <p>46 ページ 目2 臨時財政対策債</p> <p>目3 緊急防災・減災事業債</p> <p>目4 災害復旧事業債</p> <p>47 ページ 目5 緊急自然災害防止対策事業債</p> <p>目6 減収補填債</p> <p>【歳出】</p> <p>歳出に移ります。</p> <p>48 ページ 款1 議会費</p> <p>49 ページ 議会費の続き</p> <p>50 ページ 款2 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費</p> <p>6番 的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>はい。6番です。宜しくお願いします。えーっと令和2年度から会計年度任用職員の関係で新しくなったんですけど、当初の目的というか、働き方</p>

	改革だったり、同一労働同一賃金ということが、本当の目的だと思うが、その辺の総括はされているか宜しくをお願いします。
総務課長	はい。お答え申し上げます。会計年度任用職員になりまして、例えば、労働時間につき、時間あたりの単価ですね、これにつきましては、以前の臨時職員の時には、1日7.45時間働いて、役場の庁舎事務だとすると1日6,600円だと、これが会計年度任用職員になりまして、労働時間が7時間になったと。で、単価は同じと、でしかもこれ年ごとに上がっていくというようなもの、いろいろな権利関係につきましても改善された部分がございます、ただ同一労働同一賃金という考え方が責任というものがそこにはありまして、その分まで同じかというそれは、当然違って当たり前だと思います。で総括としましては、以前よりは、大分改善されてるということでご理解いただきたいと思います。
議長	他に50ページありますか。5番 渡邊晃子君。
5番議員	はい。5番渡邊です。宜しくをお願いします。今の会計年度の下、研修講師謝礼ということで、あとの52ページに職員の資質向上のため、講師を招いて研修会を行いましたとあるが、この内容を少し教えていただけますでしょうか。お願いします。
総務課長	はい。研修会につきましては、いろいろな講師をお願いしまして、職員で勉強会を行いました。計8回程行ったと思うのですが、当初目的としてたとおりのコロナのおかげで回数は、消化できなかったわけですけど、あのまあ町づくり分野ですとか、接遇の関係ですとか、そういったものの研修でして、えーもし詳細、どういう講師を呼んで、どういう内容でやったかということにつきましては、また予算決算の折にでも、資料として、提出したいと思います。
議長	他にございませんか。2番 鷹野文則君。
2番議員	2番鷹野です。先程総務課長の説明の中に、会計年度任用職員の給与ですけども、次年度以降上がっていくとおっしゃいましたけども、それは、規定か何かあるということですか。
総務課長	はい。あの規定を作っております、一般の職員もそうなんです、表がありまして、その表に基づいて、何号格付けかというような形で行っておりますけれども、会計年度任用職員につきましても当初そういう表を作りまして、それに従いまして、経験年数で賃金といいますか、給与が上がっていくようにしております。以上です。
2番議員	はい。只今の説明でちょっと分かんなかったですが、その規定は、あのそのえーと経験年数のあのあれを加味して、上がっていく、年度、新しい人

	でもその経験年数対応表みたいなものでいくのか、従前、今年雇っているから来年は、こうなりますよとどっちなんですか。
総務課長	はい。あの表は作ってございまして、えー今年入った方は、1から始まります。その方は、来年になりますと2になるという形の表でございまして。
議長	他に50ページありますか。 次51ページ 一般管理費続き 52ページも一般管理費続きであります。 12番 篠原義従君。
12番議員	はい。12番。51ページの14節、あのコロナ対策の自動水栓は、まあこういう施設に行ったわけですが、ほぼ完了かどうか。まだ残っているのか。聞きたいのですが。
総務課長	はい。お答え申し上げます。あの町で管理している施設については、全てこれでやったつもりです。全部で210箇所程交換しました。以上です。
12番議員	12番。先程非常電気の修理の話の質問させていただいたんですが、17節の非常用発電機の購入がどこか。
総務課長	はい。これにつきましては、総合センターが避難所に指定されてまして、台風19号の折には、総合センターをまず避難所として使いました。その後、避難される方が多かったので、あの急遽、役場の方も避難所として指定しました。でその後、川東にも避難所が欲しいという声が寄せられまして、新たに小海保育所を避難所として指定しました。で総合センターと保育所につきましては、そういった非常用電源がありませんので、停電になった時に真っ暗になってしまうということで、15KVという大きさの発電機をそれぞれ各1台ずつ入れてございまして。以上です。
5番議員	はい。えーっと申し訳ないですが、戻ってしまって、大変恐縮なんですけれども、先程の会計年度のところで、2番議員さんの総務課長のご説明でその表に基づいてということで、まあそれを見て分かるか、あれなんですけど、その表というのは、私達には、ご提出いただけるんでしょうか。
総務課長	はい。それでは、予算決算の委員会の時に資料としてお出しすることになります。
5番議員	はい。5番です。すいません。河川監視カメラ設置のところで、あの2年度当初だと直売所にも1台ということだったと4台が3台になっているということであの直売所は、が減った理由をお願いします。
総務課長	はい。あのう町のホームページから見れるようになっているんですけど、県がヤナショウさんの100mくらい下のところに河川監視カメラを付けました。それで同じようなところに同じようなもの付けても無駄ですので、そこは、止めたということでございまして。

6 番議員	はい。6 番です。今の関係である先日も凄い大雨でやっぱり直売所のあそこあたり、また流されている状況だったりするんですけど、まあ直売所の関連でなくて、あのこの監視カメラは、早速、なんというか活用されたのかどうか、ちょっとその辺教えてください。
総務課長	はい。監視カメラは、本間のところについてますし、一晩中役場に詰めておりましたけれども、確認しておりました。で、えーっと直売所のところにつきましては、近いものですから、夜中に3回程確認しに行きました。1 2 時とか1 時とか3 時とかそういう時間で行った訳ですけども、まあ私の経験上、それほど被害がでるような水位でなかったものですから、午前4 時ころですか、県から土砂災害危険情報が出て、避難命令を出さないといけないような状況の情報が出たんですが、場所を確認しましたら、町の一番八ヶ岳の端っこだんですよね。で、こっちの平地の方については、人が住んでいるところは、全然その網が被っていませんでしたので、その避難情報については、特に流すことなくスルーさせていただきました。以上です。
議 長	他に。2 番 鷹野文則君。
2 番議員	はい。2 番鷹野です。えーと先程の非常用発電機ですけども、まあ要望というかお願いになるかもしれないんですけど、やはりこれ2 台なもので、可搬型の発電機だと思うんですよ。で総合センターの横にやすらぎ園がありますし、やすらぎ園に関しては、要介護者だとか在宅医療されている方の避難所になっているような気がするんですけど、そうなりますとやはり可搬型では、大変なんで、そのやすらぎ園と総合センターのホールだけでも常時設置型の発電機を導入を検討させていただきたいと思えます。
総務課長	はい。また総合センターの方は、すぐホールに見えますのでご覧いただきたいと思いますが、可搬型といいますか、かなり大きなもので建設業者が現場で使っているような大きなもので、1 0 0 Wですと1 5 0 台取れる規模のものでして、あの今回、コロナの関係で災害のいろいろの対応する電気のものなどを買わせていただいたんですが、そういったものが、大体その1 台で多分、総合センターもやすらぎ園もカバーできるのではないかという形でそれを入れてございます。ご要望ですのでまた検討させていただきますが、そういうことをご理解いただきたいと思えます。
2 番議員	1 5 K Vということで、今総務課長から説明の容量があると思うんですけど、やはりあの今後出てくるのが、やすらぎ園のベットのほとんどあれだと思えますけど、電動になってきているとで、今後、そこら辺のところ電気の供給も考えてあげないと無理なんで、それで発電機その常設型

	だと移動とかの必要がなくて、落ちて1～2分後に電気が供給されるので、その辺もご検討お願いします。
議長	他に。ここで1時まで休憩とします。(ときに 12時01分)
議長	休憩前に続き、会議を開きます。(ときに 13時00分) 53ページ 款2 総務費 項1 総務管理費 目2 財産管理費 から入ります。 2番 鷹野文則君。
2番議員	2番鷹野です。宜しくをお願いします。あの電気保安点検がありますよね。先程の補正の時に発電機の修理が出てたんですけど、発電機ばかり言って申し訳ないけど、恐らく法定点検なんかに発電機の年1回の点検は入っているはずなんですけど、それもなかったということですか。メンテナンスがなかったということですか。
総務課長	はい、点検は、入っているんですが、メンテナンスをしてなかったということではないです。宜しくをお願いします。
議長	53ページ他にございませんか。 54ページ 財産管理費続き 55ページ 目3 広報費 56ページ 目4 企画費 57ページ 企画費続き 3番 篠原哲雄君。
3番議員	はい。3番篠原です。えーと憩うまち小海事業の900万程載っているわけですけど、毎年これ1千万程載っているわけですけど、私もちょっとまだ勉強不足でちょっとこれ委託料の内容を教えてくださいたいのですがお願いします。
総務課長	はい、お答え申し上げます。主要事業調書の10ページをご覧くださいと思いますが、宜しいでしょうか。書かれています、事業の経過と効果とか書いてある通りですが、今年が最終年、3年度が最終年になるということですので、この委託につきましては、東京にあるさとゆめという会社に委託をして行っております。以上です。
3番議員	はい、3番です。ちょっと内容をどんな形のものが、事業をやっていく中でその内容を知りたかったのですが。お願いします。
総務課長	はい。内容は、憩うまちという事業につきましては、都会の企業の皆さんにこちらの方に来ていただいて、あのセラピーなんかを受けていただいて、リラックスして、企業の要するに発展に寄与するそういった事業でございますけども、そういう事業をやることによって、町としては、関係人

	<p>口が構築されたり、それによって、例えば企業の皆様がこちらに進出されたりというような効果が期待できるということで、そういったことを推進するためにやっている事業で、セラピストの育成ですとか企業への協定、働きかけ、そういったものが主なものになります。ただコロナの関係で企業を集めた説明会とかモニターツアーで来ていただく催し、そういったものが2年度につきましては、思うようにできなかったというようなものです。以上です。</p>
5番議員	<p>はい。5番渡邊です。同じ憩うまち事業について、質問させていただきませう。あの私も森林セラピストの第1期生として、お世話になりました。あの出産育児でそのまま出れなくなってしまい、申し訳ないという気持ちもあり、それはまあそれとして、本当にお世話になって、この内容、事業自体の内容に対して、私も理解もしてますし、いいことだと思っているんですけども、あの先日、審査意見書でも監査委員の方がご意見の中でおっしゃってましたけれども、あのやはり毎年、1千万程も使って、委託をしているけれども、その詳細、主要事業調書を出していただいておりますが、一体、セラピストが何人だとか、セラピストの方達にどれくらいお給料がいつているのかだとか、そういった詳細が全く分からないんですよ。あのこれまでの議会でも恐らく、その詳細資料を求められてきたと思うんですけども、これ出していただけないでしょうか。</p>
総務課長	<p>はい、この町の事業費からは、セラピストに対する報酬ですとかそういったものは、一切出ておりません。セラピストに対する報酬は、来ていただいた企業さんからその事業に対する負担金を頂きまして、それを例えば、車の借上げですとか、ホテルですとか、セラピストの賃金ですとかそういったものに分けております。まあ監査委員からご指摘をいただいたのは、その部分が本来であれば、町の会計の中でそれをやるべきではないかというご指摘だったんですけども、町の方としては、それについては、協議会の別通帳を作りまして、その通帳の中で全てを管理していて、それについては、先般監査委員さんにもご覧いただいております。特に問題は指摘されませんでしたけれども、役場の担当者の方でもまたその上課長、私ですけど、課長まで決裁を回して、適正に行われていることについては確認をしております。その取り扱いがまだ監査委員さんのご意見と私達のやり方とちょっと齟齬があったということで、それについてはまた検討したいと思っておりますけど、当面協議会の方でやるということでありますので、別通帳も監査の対象にさせていただいておりますので、間違いはないということでご理解をいただきたいと思います。</p>
5番議員	<p>はい。5番です。どういう仕組みかというのは理解しました。間違いがな</p>

	<p>いっていいことは分かりましたけれども、やはりその内容、協議会がやっていることとはいえ、町から1千万出しているわけなので、やはり詳細な、協議会から詳細になるんですかね。ごめんなさい、ちょっとあれですけど、そういうものをもっとよく主要事業調書よりも詳細なものをどうにか出していただけないでしょうか</p>
総務課長	<p>はい。委託の内容だと思いますので、委託の内容については、また予算決算の常任委員会の折に資料として、お出ししたいと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。56ページ、57ページ、58ページございませんか。59ページ 目5 地域振興費 60ページ 目5 地域振興費続き 6番 的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>はい。6番です。すいません。戻ります。58ページの負補交の佐久穂町連携事業というのが載ってますけど、えーと何か形になったのかどうか、ちょっとその辺詳しくじゃないですけど、教えていただけますか。</p>
総務課長	<p>はい。この事業はそもそも佐久穂町と小海町、隣町同士で観光資源等が白駒の池なんか共通しているというようなことで別々に宣伝したりするよりは、一緒になってやっていきたいと思いますというのが話の発端でして、今は、例えばお土産品、ギフトですね、ギフトのカタログを佐久穂町と共同で制作して売ったり、それから若い職員の研修ですね、交流研修を講師を呼んでやって、若い職員のスキルアップを図るというようなものをしておりまして、ある程度形には、2年目ですけどなってきたと思います。</p>
議長	<p>59ページ、60ページ、次61ページ 62ページ 目6 積立金 6番 的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>はい。6番です。お願いします。すいません61ページのまた負補交なんですけど、チャレンジ支援金事業ということで下の欄にも7件の事業に交付して、町づくりのための活発な活動を支援しましたとありまして、主要事業調書の方でも地域に密着した町づくり活動とそして、コミュニティを目的にした事業があったとあるんですけど、これの内容を方をちょっと細かいところを出していただけないでしょうか。お願いします。</p>
総務課長	<p>はい。それぞれの申請の中身ということでしょうか。では、資料要求があったということで予算決算で宜しいでしょうか。はい。お出しします。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>

	<p>63ページ 目7 総合センター運営費</p> <p>64ページ 項2 徴税費 目1 税務総務費</p> <p>65ページ 目2 賦課徴収費</p> <p>66ページ 項3 戸籍住民登録費</p> <p>67ページ 戸籍住民登録費続き</p> <p>68ページ 項4 選挙費 目1 選挙管理委員会費</p> <p>69ページ 目2 北牧財産区議員一般選挙費</p> <p>70ページ 目3 参議院議員補欠選挙費</p> <p>71ページ 項5 統計調査費</p> <p>72ページ 項6 監査費</p> <p>73ページ 款3 民生費 項1 社会福祉費 目1 社会福祉総務費</p> <p>5番 渡邊晃子君。</p>
5番議員	はい、5番渡邊です。お願いします。12節委託料の住民支え合いマップの導入委託料というものをちょっとご説明をお願いします。
町民課長	はい。住民支え合いマップの委託料490万7千円でございます。これにつきましては、地域防災マップというものを作成しております。その防災マップに要支援者、先程条例の制定をお願いしております名簿を落とし込むシステムであります。条例の制定については、名簿を開示する内容であります。これは、名簿を作るためのシステムの導入ということでございます。以上でございます。
5番議員	はい。そういうシステムで社協に委託しているということで、町の方もしっかり連動して把握されているのか、社協が管理しているということでしょうか。
町民課長	はい、実際防災マップの作製については、社協の方へ委託をして作成をしているということで、この科目でなく消防費の方で委託料を計上させていただきまして、決算でご報告させていただいております。作業的には、委託したからお願いしますということではなく、それぞれの持っている情報をそういうものを共有しながら作業を進めていくという体制であります。
議長	他にございませんか。 74ページ 社会福祉総務費続き 6番 的埜美香子君。
6番議員	はい、6番です。73ページのあの負補助交と関係があるんですけど、社会福祉協議会の補助金ということで下で74ページの説明書きのところにもあるんですけど、令和2年度から5年間、社協の方へ運営費ということで支援するんですけど、初年度となると思うんですけど、決算としてど

	うだったか、社協の方から報告されているのかお願いします。
町民課長	はい、社会福祉協議会が非常に経営が逼迫していると苦しいということでございます。そういう中で5年間に渡りまして、1年1千万円ずつ運営費補助をしましょうということで、予算段階でお認めいただいたものでございます。その結果、今回としましては、非常にV字回復ということを書いていいか分かりませんが、そのくらい効率がよく業務が行われているということを知っております。評議委員会に参加させていただいておりますが、回復しているということを知っております。以上でございます。
議長	<p>74ページ 他にございませんか。</p> <p>75ページ 目2 老人福祉費</p> <p>76ページ 目3 やすらぎ園運営費</p> <p>77ページ 目4 心身障害者福祉費</p> <p>78ページ 心身障害者福祉費続き</p> <p>79ページ 目5 あゆみ園運営費</p> <p>80ページ 項2 児童福祉費 目1 保育所費</p> <p>81ページ 保育所費続き</p> <p>82ページ 目2 児童措置費</p> <p>83ページ 目3 児童館運営費</p> <p>84ページ 目4 結婚推進・子育て支援費</p> <p>85ページ 結婚推進・子育て支援費続き</p> <p>86ページ 款4 衛生費 項1 保健衛生費 目1 保健衛生総務費</p> <p>87ページ 目2 予防費</p> <p>88ページ 予防費続き</p> <p>89ページ 同じく予防費続き</p> <p>90ページ 項2 生活環境衛生費 目1 生活環境衛生総務費</p> <p>91ページ 目2 塵芥処理費</p> <p>92ページ 目3 し尿下水処理費</p> <p>93ページ 目4 住宅管理費</p> <p>94ページ 目5 町営バス運行管理費</p> <p>95ページ 町営バス運行管理費続き</p> <p>96ページ 款5 農林水産費 項1 農業費 目1 農業委員会費</p> <p>97ページ 目2 農業振興費</p> <p>3番 篠原哲雄君。</p>
3番議員	はい、3番です。この中の鞍掛豆の購入の量なんですけど、令和元年度と令和2年度だと面積が約3倍、購入量が約4倍に増えているわけですね。

	どこの辺主要事業調書を見るとなっているわけですけど、実際の中でのくらいの販売がされたのか、鞍掛豆豆富ですか、この中でも使っていると思うんですけど、これだけの量を消費するとなると大変だと思うんですけど、実際の中で在庫もかなり持っているかどうか、その辺お願いします。
産業建設 課長	はい、お答えします。主要事業調書に33ページに鞍掛豆の事業が載ってございます。購入量ですけど、確かに5倍近く、真ん中の表の購入量でございますが増えております。この原因は、作付面積がその下にありますように約2倍強になっております。実際には、1名の方なんですけど、他の作物から鞍掛豆に替えていただいたその面積が1名なんですけど、大変多かったというようなことで、他の方々の合計より多いような面積だったもんですから、このようなグラフの通りになりました。今度、それを買取りをしたということで、今度、販売の方も考えなければいけないということにして、収入はその上に販売収入が載ってございますが、やはり一遍には、豆富を作るんですが、消費量がたくさんできたからたくさん作ってくれといっても、消費量には、限度もありますので実際には、豆を豆として販売もしてございます。豆を引き受けてくれる問屋さんもありますので例年お付き合いしている会社がありますので、なるべく高い値でそこに卸すようなこともしております。ただまだ在庫は、多いのでこれまで実施している豆富の他にもきな粉、ソーセージとかアイス、納豆など加工し、また他にも何かこう使えないかということで、情報収集等しておるところでございます。以上です。
3番議員	はい、3番です。それでは今年令和3年度は、作付農家は、作付面積は同じくらいされる予定でしょうか。作付されてるでしょうか。そうすると後1、2ヶ月で収穫となるわけですけども、そうしますと今年の在庫と合わせてかなりの量になってくるんじゃないかなと思うんですけどその辺いかがでしょうか。
産業建設 課長	はい、今年度につきましても同様ということでございますので、作付されている方は、概ね同じような収量になるかと思うんですけど、まだ11月頃ですか、選別されて出てくるのは、そのくらいになるんですけども、今度年内のうちにできるだけ販売するのが価格も高く売れるということですので、加工品に回す分を除いて、できるだけ問屋さん等にはけるようにしていきたいと考えております。以上です。
議長	他に、97ページありませんか。 6番 的埜美香子君。
6番議員	6番です。お願いします。10節の需用費の中の有休農地対策事業という

	<p>ことで、ワインぶどうのことだと思うんですけど、当初は、調査費ということだと思うんですけど、その調査結果は、主要事業調書の中になかったので、お聞きしたいんですけどお願いします。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答えします。おっしゃられる通りこちらの有休農地対策事業の内容については、ワイン用ぶどうの資材ですとか苗ですとかもろもろその関係の費用でございます。農業委員会もですけれども、いろんな会で今植えたぶどうの苗を植えた圃場の視察をご案内したり、見たりしているところなんですけれども、昨年度植えたものについても生育はいいということ枯れてしまう部分も僅かあるんですけど、それ以外は、順調に育っているということですので、まだ実がなっておりませんので、その先の調査ということは、現実的にできておりませんが、その種類それぞれが育つということは確認しております。以上です。</p>
議長	<p>他に97ページございませんか。 98ページ 農業振興費続き 99ページ 目3 畜産振興費 100ページ 目4 農地費 101ページ 目5 山村振興事業費 102ページ 項2 林業費 目1 林業振興費 103ページ 林業振興費続き 104ページ 目2 県有林受託事業費 105ページ 目3 林道費 106ページ 款6 商工費 目1 商工業振興費 107ページ 商工業振興費続き 6番 的埜美香子君。</p>
6番議員	<p>はい、6番です。先程の補正じゃないですけど、プレミアム商品券のことでこれもやはり主要事業調書の方に載っていないと思うのですが、詳しいところを何か資料とかあればお願いしたいんですが。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答えします。プレミアム商品券につきまして、資料作成してございませんので委員会までには、この状況などまとめてお話ししたいと思います。先程もお伝えした通りなんですけど、プレミアム商品券の販売とその次に配布を行ったその率、換金の率は、97.6%ということで大変高い割合で使用がされました。以上です。</p>
6番議員	<p>はい、6番。その下の住宅リフォーム助成事業に関して、107ページの方で説明があるんですけど、もう少し詳しくどういったことに使われたかというところも何か資料的なものできないかどうかお願いします。</p>
産業建設	<p>はい、この分類、内容を107ページの実績効果のことなんですけど、こ</p>

課長	れ以外に細かくというたとえば金額でどれくらいの幅の改修をしているのかそういうことでしょうか。事務方では、一覧表でできておりますので、要望の内容を取り出して表にすることは可能ですので、またその辺のところを内容どの部分っていう部分を金額以外ありましたら、またお知らせいただいて、資料作成したいと思います。以上です。
議長	106ページ、107ページ他にありませんか。
12番議員	12番、107ページの主要施策の実績と効果についてというところでリフォーム太陽光1件とありますけど、太陽光のリフォームとは、どういった形のもの。
産業建設課長	はい。お答えします。住宅に太陽光パネルを設置するというものでございまして、新たに備える、備え付けるそういった場合にこの事業、住宅リフォームの対象にしてございます。以上です。
議長	次 108ページ 目2 観光費 9番 小池捨吉君。
9番議員	はい、109ページのところの18節に小海線沿線活性化地域協議会ということで載っていますが、この中身についてどのようなものでしょうか。
産業建設課長	はい、お答えいたします。これは以前から毎年度計上はされておるものですが、JR 小海線の沿線の市町村で構成及び観光関係の団体で構成されておりまして、ここへ負担金を出して、小海線に絡んだイベントを実施したり、広報したりしている協議会でございます。その負担金でございます。以上です。
9番議員	はい、これは以前からあるということで、山梨の北杜市から小諸市まで絡んだ沿線の市町村とありますけど、今主体は、どこでやっているというか、要するに北杜市とか小諸市とか佐久市とかちょっと分かんないんがその辺どうなんでしょうか。
産業建設課長	はい、お答えいたします。現在はこちらの協議会につきましては、佐久穂町が代表となっております。佐久穂町長が協議会長ということでございます。振興局や広域連合も入っておりますので、PRのためのグッズ、パンフの作成などしております。ただコロナ禍でして、それ程多くの活動ができていない状況であります。以上です。
議長	他にありませんか。 109ページ 観光費続き 110ページ 目3 国際交流センター運営費 111ページ 目4 松原湖高原観光交流センター運営費 112ページ 松原湖高原観光交流センター運営費続き

	<p>1 1 3 ページ 款 7 土木費 項 1 土木管理費 目 1 土木総務費 1 1 4 ページ 項 2 道路橋梁費 目 1 道路維持費 1 1 5 ページ 道路維持修繕費 1 1 6 ページ 道路維持修繕費続き 9 番 小池捨吉君。</p>
9 番議員	<p>はい、9 番小池です。1 1 4 ページ委託費のところでは道路支障木伐採の関係が 1, 4 0 0 万ばかり載ってますけど、これは町道、農道だけですか。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答えします。こちら 1, 4 9 1 万 2 千円の主なものですが、この中に河畔林整備事業という本間地区で実施したんですけど、こちらが 5 2 9 万 1 千円ということで三沢川、本間の千曲川から西側に向けて三山窪の方へ登っていくとこの三沢川沿いの河畔林を伐採したということが大きい事業でございました。その他につきましては、おっしゃられるように町道それから町道の関係木の伐採ということで各区からのお願いですとか要望を受けまして、伐採をした委託料でございます。以上です。</p>
議 長	<p>1 1 7 ページ 目 2 道路改良舗装費 1 1 8 ページ 道路改良舗装費 1 1 9 ページ 道路改良舗装費補助 道路改良舗装費繰越明許 1 2 0 ページ 項 3 都市計画費 1 2 1 ページ 款 8 消防費 目 1 非常備消防費 5 番 渡邊晃子君。</p>
5 番議員	<p>5 番です。お願いします。1 2 委託料、防災マップ 5 地区作成できれいに 2 0 0 万のままなんですけど、5 地区 4 0 万円ずつ使われたという理解で宜しいですか。</p>
町民課長	<p>はい、この 5 地区について、社会福祉協議会へ委託したということであり、それぞれ 4 0 万かといいますと集落の大きさ、作業のボリュームいろいろありますから、総額で 2 0 0 万ということで契約させていただいたという内容であります。</p>
5 番議員	<p>主要施策の実績、効果について、※ 1 の新型コロナウイルス感染症予防策として書いてくださっているところでテントなどということですが、もう少し詳しく内訳を教えてくださいませんか。</p>
町民課長	<p>はい、新型コロナウイルス感染症に伴う予防備品等でございますが、ポータブル水栓トイレ、ここに掲載してありますけど、仮設のトイレそして折り畳みスチールベット、段ボールのパーテーションその他多目的ワンタッチのテントなどなどでございます。以上です。</p>
5 番議員	<p>そのなどなどの部分をもう少しお聞きしたかったんですが。また委員会</p>

	でお願いします。
町民課長	はい、申し訳ありませんでした。その他フェイスシールドとか非接触型体温計とかあとはカップとかそんなところですか。その次の段階になりましたら、また委員会で宜しくをお願いします。
議 長	1 2 1 ページ他にありませんか。 1 2 2 ページ 目 2 常備消防費 1 2 3 ページ 款 9 教育費 項 1 教育総務費 目 1 教育委員会費 5 番 渡邊晃子君。
5 番議員	はい、5 番お願いします。実績効果のところでは町長と教育委員が幅広く意見交換を行う会議ということで、これ内容、何か主だったものを教えていただけますでしょうか。
教育長	はい。お答えをします。総合教育会議とは、法律で実施しなさいということで、学校設置者と教育委員でうちの場合には、そこへ小中学校の校長先生も入っていただいきまして、現在行われておる教育の現状ですとか、学校現場の要望等を町長に聞いていただく、小中学校合同ですので、南北相木村の村長さんにも聞いていただく内容の会議になっております。以上です。
5 番議員	はい、5 番です。繰り返し内容は何か目立った要望とかそういうものは、今どうでしょうか。
教育長	はい、昨今 I C T 教育の方が凄い早い速度で進んでいる中で、やはり学校現場としてもそういったところへのハード的または、ソフト的な支援とか、暑い夏が続いたことがありまして、エアコン整備ですとかそういった要望がかなり学校現場の方からありました。以上です。
議 長	1 2 3 ページ他にありませんか。 1 2 4 ページ 目 2 事務局費 1 2 5 ページ 事務局費続き 1 2 6 ページ 項 2 小海小学校費 目 1 学校管理費 1 2 7 ページ 学校管理費続き 1 2 8 ページ 同じく学校管理費続き 5 番 渡邊晃子君。
5 番議員	5 番渡邊です。宜しくをお願いします。1 7 備品購入費タブレット、実績効果のところでは1 人 1 台、先日中学校組合の方で中学校の様子は伺ったんですが、これ小学生もやっぱり 1 年生から 1 人 1 台とちょっとどう使われているか、また先生方のご様子なども教えていただけますでしょうか。
教育長	はい、お答えします。はっきり申し上げて、令和 2 年度は 1 月初めには納品されたんですが、3 ヶ月間しまいっぱなしの状況でどの学年も使わ

	<p>れなかったのが事実でございます。やはり先生方にも流れが急すぎて、知識とか操作方法とか追いついていかないというのが、実情でございました。新年度、令和3年度になりましたは、中学校の先生に小学校に出向いたりしていただくかたちまたは、データサービスという大畑に事務所がある南相木村出身の方が建てられた会社がありまして、そこにもお願いしながら、コンピューターの操作方法を教えたりと動き始めたところです。ただタブレットに関しては、そんな状況で少し遅れておりましたがやっと動き始めた状況が実情ですけど、ICTの絡みでは、電子黒板をそれよりも早く去年の夏頃稼働し始めたんですが、それにつきましては、その電子黒板と電子教科書のセットを先生の端末に用意した中で、段々と使われ始めたのが令和2年度の様子でございます。令和3年度になりました、その点を含め更には、1人1台端末の映像を電子黒板プラス全員の映像を映し出す機能もございますので、そういった方法もみながら行っております。1年生を学級担任の先生が熱心な先生で、1年生の段階でもうその機械を起動するパスワードを打ち込めるようになって、使い始めております。まずカメラ機能ですとか、そういったカメラを使いまして外へ出て、花を撮ったりとかいうようなこと、それから他学年になります。今時の教科書は、教科書の隅っこにQRコードというものがついてありまして、そのQRコードをそのタブレットのカメラで撮影しますとそのQRコードの先のインターネット上のページにアクセスすることができるなどして使い始めたようでございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>128ページ他にありませんか。 129ページ 目2 教育振興費 130ページ 教育振興費続き 131ページ 項3 社会教育費 目1 社会教育総務費 132ページ 社会教育総務費続き 133ページ 目2 公民館費 134ページ 公民館費続き 135ページ 目3 美術館運営費 136ページ 美術館運営費続き 137ページ 目4 音楽堂運営費 138ページ 項4 保健体育費 目1 保健体育総務費 139ページ 保健体育総務費続き 140ページ 目2 小海小学校給食費 141ページ 小海小学校給食費続き 142ページ 目3 スケートセンター運営費</p>

	<p>1 4 3 ページ 款 1 0 災害復旧費 項 1 公共土木施設災害復旧費 1 4 4 ページ 道路橋梁災害復旧費補助等 1 4 5 ページ 項 2 農林施設災害復旧費 1 4 6 ページ 款 1 1 公債費のうち 目 1 元金 1 4 7 ページ 目 2 利子 1 4 8 ページ 款 1 2 予備費 決算書に移ります。 4 1 ページ 実質収支に関する調書 4 2 ページ 財産に関する調書 1、公有財産 4 3 ページ 4 4 ページ 4 5 ページ 4 6 ページ 4 7 ページ 4 8 ページ 4 9 ページ 5 0 ページ 2、物品 3、基金 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 6 番 的 埜美香子君。</p>
6 番議員	<p>はい、6 番です。お願いします。説明資料の 6 3 ページですけど、一番下の主要施策の実施効果についてのところでホール、会議室等の貸出、鍵管理を社会福祉協議会にということで予算のやりとりの中でもちょっと大丈夫かというような話があったと思うんですけど、何の問題もなくいったのかをお願いします。</p>
総務課長	<p>はい、特に問題はございませんでした。何かありますでしょうか。</p>
6 番議員	<p>はい、何かあったわけではなく、土日とかそういうところで前は、シルバー人材がやっていたと思うんですけど、その辺も特に社協がやって問題ないのかそういう意味なんですけど。</p>
総務課長	<p>はい、社協の方から特に報告は受けておりませんので、問題なかったと思います。</p>
5 番議員	<p>はい、すいません。聞きそびれてしまいまして、1 0 7 ページになります。商工費、新型コロナ等支援事業の 3 つの事業がとういった事業かご説明をお願いします。</p>
産業建設課長	<p>はい、お答えいたします。1 0 7 ページの新型コロナの拡大防止協力企業等支援事業、これもその次の 3 番目の事業とほぼ同じものです。合わせ 4</p>

	<p>2件あるんですけど、これは、昨年の4月頃です、その頃の話ですけどコロナが拡大し始めたということで県からお店の時短営業と休業要請が出ました。それでそれに対して、県と町とで協力をして、それで協力いただいた事業所に支援をしましょう、協力金を支給しましょうというような内容でして、30万円のうち10万円が町負担ということで行った事業でございます。それでその上の4件という部分につきましては、これは県の制限の中に入らなかった、協力はしたことなんですけどやはり制限もあって該当からもれたというところがありまして、そこに対して町単独で支援をしたというものでございます。それから次のアフターコロナの関係、これは20件とありますが、こんなにもコロナが長引くとは、当時予想できず、コロナが終わったあとに向けて各事業所で特に飲食店なんですけど、お客さんが入るようにするために例えば、ホームページを改修するですとか、パンフレットを作成して広報するとかそういったことに対して補助しますという事業です。これが20件申請があったんですけど、その後も続いてしまいまして、無駄にはなっていないと思いますけれどもそういったことに対しての事業を作って、支援をしたという内容でございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>他に、全体を通して質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。ここで2時20分まで休憩とします。（ときに 14時04分）</p>
<p>日程第9 認定第2号</p>	
<p>議長</p>	<p>休憩前に続き、会議を開きます。（ときに 14時20分） 日程第9、認定第2号 「令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 1 ページ 款1 国民健康保険税 2 ページ 款2 使用料及び手数料 項1 手数料 款3 国庫支出金 項1 国庫補助金 目1 システム開発費等補助金 3 ページ 目2 災害等臨時特例補助金 (新型コロナウイルス感染症対応分) 4 ページ 款4 県支出金 項1 県補助金</p>

	5 ページ 款 5 財産収入
	6 ページ 款 6 繰入金
	7 ページ 繰入金続き
	8 ページ 款 7 繰越金
	9 ページ 款 8 諸収入 項 2 雑入
	【歳出】
	10 ページ 款 1 総務費 項 1 総務管理費
	11 ページ 項 3 趣旨普及費
	12 ページ 款 2 保険給付費 項 1 療養諸費
	目 1 一般被保険者療養給付費
	13 ページ 目 2 一般保険者療養費
	14 ページ 目 3 審査支払手数料
	15 ページ 項 2 高額療養費 目 1 一般被保険者高額療養費
	16 ページ 目 2 一般被保険者高額介護合算療養費
	17 ページ 項 3 出産育児諸費
	18 ページ 項 4 葬祭諸費
	19 ページ 款 3 国民健康保険事業納付金 項 1 医療給付費分
	目 1 一般被保険者医療給付費分
	20 ページ 目 2 退職被保険者等医療給付費分
	21 ページ 項 2 後期高齢者支援金等分
	目 1 一般被保険者後期高齢者支援金等分
	22 ページ 目 2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分
	23 ページ 項 3 介護納付金分
	24 ページ 款 4 保健事業費 項 1 特定健康診査等事業費分
	25 ページ 項 2 保健事業費
	26 ページ 款 5 基金積立金
	27 ページ 款 6 諸支出金
	28 ページ 款 7 予備費
	決算書に移ります。
	実質収支に関する調書 11 ページ
	財産に関する調書 12 ページ
議 長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。

日程第 10 認定第 3 号

議 長	<p>日程第 10、認定第 3 号</p> <p>「令和 2 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <p>1 ページ 款 1 保険料 項 1 介護保険料 款 2 使用料及び手数料 項 1 手数料</p> <p>2 ページ 項 2 使用料</p> <p>3 ページ 款 3 国庫支出金 項 1 国庫負担金 項 2 国庫補助金 目 1 調整交付金</p> <p>4 ページ 目 2 地域支援事業交付金 (日常生活支援総合事業) 目 3 地域支援事業交付金 (日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)</p> <p>5 ページ 目 4 保険者機能強化推進交付金 目 5 介護保険事業費補助金</p> <p>6 ページ 款 4 支払基金交付金 目 1 介護給付費交付金 目 2 地域支援事業交付金</p> <p>7 ページ 款 5 県支出金 項 1 県負担金</p> <p>8 ページ 項 2 県補助金 目 1 地域支援事業交付金 (日常生活支援総合事業) 目 2 地域支援事業交付金 (日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)</p> <p>9 ページ 款 6 サービス収入 款 7 財産収入</p> <p>10 ページ 款 8 繰入金 項 1 一般会計繰入金 目 1 介護給付費繰入金 目 2 その他一般会計繰入金</p> <p>11 ページ 目 3 地域支援事業繰入金 (日常生活支援総合事業) 目 4 地域支援事業繰入金 (日常生活支援総合事業以外)</p> <p>12 ページ 目 5 低所得者保険料軽減繰入金</p>
-----	--

	<p>款9 繰越金</p> <p>13ページ 款10 諸収入</p> <p>【歳出】</p> <p>14ページ 款1 総務費</p> <p>15ページ 款2 保険給付費 項1 介護サービス等諸費</p> <p>目1 居宅介護サービス給付費</p> <p>16ページ 目3 地域密着型介護サービス給付費</p> <p>17ページ 目4 施設介護サービス給付費</p> <p>18ページ 目6 居宅介護福祉用具購入費</p> <p>目7 居宅介護住宅改修費</p> <p>19ページ 目8 居宅介護サービス計画給付費</p> <p>20ページ 項2 介護予防サービス給付費</p> <p>目1 介護予防サービス給付費</p> <p>21ページ 目2 介護予防福祉用具購入費</p> <p>目3 介護予防住宅改修費</p> <p>22ページ 目4 介護予防サービス計画給付費</p> <p>23ページ 項3 その他諸費</p> <p>24ページ 項4 高額介護サービス費</p> <p>25ページ 項5 高額医療合算介護サービス等費</p> <p>26ページ 項6 特定入所者介護サービス等費</p> <p>27ページ 款3 地域支援事業費 項1 日常生活支援総合事業費</p> <p>目1 介護予防・生活支援サービス事業費</p> <p>28ページ 目2 介護予防ケアマネジメント事業費</p> <p>29ページ 項2 一般介護予防事業費</p> <p>30ページ 項3 包括的支援事業任意事業費</p> <p>目1 包括的支援事業費</p> <p>31ページ 目2 任意事業費</p> <p>32ページ 任意事業費続き</p> <p>33ページ 項4 その他諸費</p> <p>34ページ 款4 基金積立金</p> <p>35ページ 款5 諸支出金</p> <p>款6 予備費</p> <p>決算書に移ります。</p> <p>実質収支に関する調書 15ページ</p> <p>財産に関する調書 16ページ</p>
議長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。

	(1) 収益的収入及び支出	1 ページ
	(2) 資本的収入及び支出	2 ページ
	損益計算書	3 ページ
	剰余金計算書	4 ページ上段
	剰余金処分計算書	4 ページ下段
	貸借対照表	5 ページ
	【決算附属書類】	
	1 概況	6 ページ
	2 工事	7 ページから 8 ページ
	3 業務	9 ページ上段
	4 会計	9 ページ下段
	令和 2 年度小海町水道事業キャッシュフロー計算書	10 ページ
	令和 2 年度小海町水道事業会計収益費用明細書	
	収益の部	11 ページ、12 ページ
	費用の部	13 ページ、14 ページ、15 ページ
	令和 2 年度小海町水道事業会計資本的収入支出明細書	
	資本的収入	16 ページ
	資本的支出	17 ページ
	収益的支出	18 ページ
	未払金内訳	19 ページ
	未収金内訳	20 ページ 上段
	貯蔵品	20 ページ 下段
	固定資産明細書	21 ページ
	企業債償還額一覧表	22 ページ
	水道料金及び使用水量年度別推移	23 ページ
	令和元年度と令和 2 年度の水道料金月別比較	24 ページ
	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。	
	(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。	
<u>○【質疑終了】</u>		
議 長	以上を持ちまして、議案、認定、陳情に対する質疑を終結いたします。	
<u>○【常任委員会付託】</u>		

議 長	本日議題としてまいりました議案第28号から第34号、認定第1号から第5号、陳情第2号から3号、要請第1号は会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程をお願いいたします。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。一般質問は9月8日、水曜日午前10時から行います。これにて本日は、散会といたします。 ご苦労様でした。 (ときに14時46分)

令和3年第3回

小海町議会定例会会議録

「第8日」

* 開会年月日時 令和3年9月8日 午前10時00分

* 閉会年月日時 令和3年9月8日 午後5時25分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

議 長	皆さん、おはようございます。本日は令和3年9月定例会の一般質問であります。改めて申し上げますまでもありませんが、質問に与えられた60分の中で、事前に提出されました通告書の要旨の範囲内であれば何回でも質問はできます。質問をされる方も、答弁をなさる方も簡潔かつ丁寧な質疑応答をお願いいたしますところであります。 定刻になりました。ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-----	--

○ 議事日程の報告

議 長	本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。 本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。
-----	--

日程第1 「一般質問」

議 長	日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは順次質問を許します。
-----	---

第1番 黒澤 敦史 議員

議 長	初めに第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
1 番 議 員	<p>1番 黒澤敦史です。通告に従い質問させていただきます。よろしくお願いたします。まず、1つ目の質問は、新型コロナウイルス感染症に関する住民への情報提供についてです。</p> <p>質問の前に、残業、休日出勤をいとわず働かれている保健師さんはじめ、町民課担当職員の方々のご労苦に対しまして、一町民として厚く御礼申し上げます。ご自身の体もいたわりつつ、引き続き町民の健康維持のため、何とぞお願い申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症、以後新型コロナと省略させていただきますが、この流行により日本のみならず、世界の日常が大きく変化しつつあります。新型コロナの感染予防対策で、政府は国民に対し様々な行動の自粛、制限を要請しております。県をまたぐ移動、飲食店の時短営業と酒類提供の自粛、会食は4人まで等、挙げれば切りがありません。</p> <p>正しく怖がるという言葉があります。私は専門家ではありませんが、私が思うのは、新型コロナを完全に撲滅することは不可能であり、私たちは正しく怖がってうまく共存していかなくてはならないのではないかと考えます。そうである以上、どのように共存していくか、それぞれが自分でしっかり考えることが必要です。この助けとなるよう、行政自ら、より正確で十分な情報提供を行わなければなりません。</p> <p>特にワクチンに代表される感染予防そのものは、行政が正確かつ十分な情報と予防サービスを提供することを前提に、個々人が判断するべきものです。そして、この判断に有形無形の強制力が働くことのないように十分注意し、偏見や憎悪の発生を防ぐことが必要です。</p> <p>行政の情報提供について一例を挙げさせていただくと、大阪府泉大津市の南出賢一市長の情報発信はよい例であると思います。市ホームページの市長の部屋では、厚生労働省のホームページで公開される厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の報告書を定期的に市長自ら解説しております。また、市長メッセージという文章を公開しており、そこには大阪府内のコロナ陽性者数、重症化率、死亡率のデータ、市内の感染状況、ワクチンの年齢別副反応報告件数等が記されております。</p> <p>その文章の中で南出市長は、1、ワクチン接種が強制ではなく、受けない方に対して接種を強制することや行動制限を求めるものでもなく、同調圧力や差別は決してあってはいけないこと。2、ワクチン接種により期待される効果、ベネフィットとワクチン接種により起こる副反応等リスクを理解した上</p>

	<p>で、自らの意思で接種の判断をすること。3、若年層、特に10代へのワクチン接種は、健康への影響が十分に検証されるまで一層慎重であるべきこと。この3点を強く訴えておられます。</p> <p>これはフラットな立場で情報提供しているよい例だと思いますが、現在の町の情報提供の姿勢は、必ずしも十分ではないように感じます。例えばデータについて、担当課である町民課は現在負担が大きく、人的資源も限られていることは承知しておりますので、町独自に県及び国発表の難しいデータを抽出、加工し、発信してくれとは申しません。そうではなく、県及び国発表のデータであれば、人口の少ない小海町が加工しようが、佐久穂町が加工しようが、同じ結果になりますから、地域の状況が町民に分かりやすいように、地域振興局や佐久保健所で全県のデータから佐久地域のデータを抽出し、見やすいデータとして加工してもらい、それを町が町民向けに提供すればよいのではないかと考えます。そして、そのデータに合わせ、泉大津市のように町民に向けて新型コロナやワクチンに対する理解が深まるような情報提供、また、感染者への差別や偏見を防ぐための呼びかけをしっかりと発信していただきたいと思います。その提供の方法は、例えばホームページでも当然いいですが、さらには回覧版であったり、防災無線であったりが考えられるのではないのでしょうか。ですから、町としては、県及び国に対して厚生労働省がただデータを出すのではなく、もっと国民に向けて分かりやすく発表するように、町として国・県・地域振興局へ働きかけていただくことが重要だと思います。</p> <p>そこで質問ですが、そのような形で町民へ分かりやすい正確で十分な情報を提供することをお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。</p>
町長	<p>ただいま黒澤敦史議員から詳細にわたり、コロナの情報提供にわたり、説明をいただきました。</p> <p>町の情報提供が不足しているという指摘ではございますけれども、これはワクチン接種はあくまで希望者によるもので、強制ではないということはただいまおっしゃっていただきました。</p> <p>それから、泉大津市の市長さん、立派だと思いますが、私は学者でもなければ医者でもないので、私個人の発信はこれはできないということでありませう。しかし、それぞれの国・県・地域振興局等々のものを加工してという妙案をいただきました。ただし、この案につきましては、齟齬があってはならないというのが大前提でございます、それを判断する基準はちょっと今のところないような状況でございます。</p>

	<p>また、地域振興局の高橋局長から、毎日夜、私の方に佐久圏域のコロナ情報はいただいておりますが、その数、それから陽性者の状況等々をあまり細かく説明したものはございません。したがって、私からもそれを発信することはできないと思います。ただし小海町で陽性が出たという場合には、その限りではございません。予防に徹底し、進めていくということが大前提でございます。</p> <p>また、今の情報提供ということにつきましては、町としましては、できる限りの提供をしていきたいと思いますが、詳細につきましては町民課長の方から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>おはようございます。お疲れさまでございます。では、先ほどのご質問にお答えを申し上げます。新型コロナウイルス感染症は全国に拡大をしております。そして、新型コロナウイルスと共存する社会の中に私どもはいます。それぞれの方が感染しないように対策や予防に取り組み、それを日常的なこととして、これからも続けていかなければなりません。うつさない、うつらない、そのための対策や予防を続ける日常であっても、新型コロナウイルスとの共存を強られる社会では、誰もが感染をしてしまう可能性があります。感染者やその家族に対し、また、ワクチン接種をした、しないに対し、不当な差別や偏見、誹謗中傷を行うことは絶対にあってはならないと考えております。</p> <p>本定例会招集日に佐久広域連合議会第2回定例会の報告をさせていただいております。その中に消防職員の防疫作業手当の改正の報告がございます。これはコロナの感染が疑われる方を救急搬送した場合を想定していることと思います。共存という意味からも、治療の最前線で対応をされている医師や看護師、そして関係者の皆様方に改めて感謝を申し上げるところであります。</p> <p>ワクチン接種につきましては、国・県・市町村が連携し進めている事業であり、それぞれの立場で役割がございます。国はワクチンの確保や健康被害の救済措置など、そして県は流通の調整や市町村の事務の調整、専門的な相談でございます。町は接種体制の整備、確保でございます。接種を希望される皆様の受皿を整え、集団接種会場において接種を行う段取りをするなどの役割でございます。そして、住民の皆様は自己の判断によりまして、接種をするかしないかをお決めになっていただくわけでございます。ワクチン接種は手探りの状態で事業を進めてまいりました。その都度その都度、お問合せ、ご指摘をいただいた事案につきましては、できる限りスピーディーに対応を</p>

	<p>し、周知をしまいたつもりでございます。ワクチンの安全性、効果、効能、副反応へのリスク、総合的な情報提供については、国と県が連携して行っております。私ども市町村は、その相談窓口の紹介や問合せの状況を提供することとなっております。また、住民の皆さんに接種をした方がいいとか、しない方がいいとか、このようなことは私どもの立場で申し述べるべきではないと考えております。ただ接種をした方が、万が一感染した場合に重症化しにくいと言われているということは伝えております。</p> <p>町は厚生労働省が出したデータを町民に分かりやすく伝えることが大切であり、重要である。データを分かりやすく加工し、県・地域振興局などへ働きかけながら対応したらどうかというご指摘でございます。町民の皆様にも少しでも分かりやすい情報を提供することは必要なことと存じます。先ほど町長が答弁させていただきましたが、県、また地域振興局と連携を取りながら、住民の皆様により詳しい情報が提供できる範囲で提供していくように相談等してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>ありがとうございました。住民への情報提供ということで、前向きに今後さらに一層対応していただけるというご答弁だったと思います。</p> <p>知識不足による偏見や感染を恐れるあまり、自分と異なる選択や判断をする人への憎悪が生み出す行為が世界では多く発生しているかと思えます。この町で近い将来、同じことが発生しないとは限りません。町民への正確で十分な情報提供は、これを防ぐ重要な手段の一つだと思います。今回の新型コロナへの対処だけでなく、それぞれの判断、考えを尊重し合い、思いやりを持ち、笑顔あふれる豊かな社会を築く、その基盤をつくるためにも取組をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に2つ目の質問をさせていただきます。休日夜間議会についてです。前6月議会で、私は休日夜間議会の導入について町長はどのようにお考えかと一般質問をさせていただきました。その答弁で町長からは、「片手間というような感じに取れる方法はちょっと今のところ考えておりませんが、大勢の皆さんが参加していただくという部分については画期的なことではないか」という答弁をいただきました。私は町長の答弁、「大勢の皆さんが参加していただくという部分については画期的なことではないか」という部分がまさに肝であると思えますし、町長のお考えに賛同いたします。ただし、答弁の一部、「片手間というような感じに取れる方法」については、片手間と感じられてしまうかどうかは、議員のおのおのがそれぞれの活動により、住民の皆さま</p>

んから評価されるものではないかと思います。

私は会社役員と町議会議員を兼ねておりますが、当たり前のことですが、両方とも自分の大事な役割と捉えて取り組んでおります。そして、会社役員も議会の日程もそれ以外の議員の活動も、日中が活動の時間になりますが、私は会社では役員という立場であるため、一般の社員の方よりも時間の融通が利きますので、何とか工面できております。しかし、例えば一般の社員の方は議員になったとして、町民の皆さんとの意見交換や政策の研究などに充てる時間は、休日や仕事後の時間で工面できるでしょうが、時間の融通が利かない議会の日程に合わせることはなかなか難しいのではないかと思います。

さて、6月議会での私の女性議会、子ども議会を開催する目的に関する質問に対し総務課長は、「誰もが議員になれるというようなことを皆さんに知っていただくため」と答弁されました。私はそれは、より多くの町民に町政に関心を持ってもらいたい、いろいろな考え、立場、背景を持つ町民の中からより多くの方が議員になりたいと思う社会や、議会の仕組みをつくることが重要であるという意味であると理解しました。そうであるならば、老若男女、様々な職業、様々な立場からより多くの方が議員になることができる仕組みを用意しておくことが、この議会、行政、ひいては町民のためになるのではないのでしょうか。4,500人の小海町の町民は、皆それぞれ異なる存在です。それぞれの立場を持っているからこそ、様々な意見が出てくるはずですし、それぞれの立場から出た議員で構成された議会は、より一層町民の気持ちや事情、地域情勢を把握、理解し、議論ができるのではないのでしょうか。

議会は、町と共に町をよりよい未来へ導く役割があります。これは未来の世代への責任です。私は未来の世代への責任を果たすべき議会には、若い世代にももっと参加してほしいと考えています。私が町議会議員を目指した理由は、10年、20年先の小海を担う若い世代に、もっと政治に興味を持ってほしいからで、私のような若輩者でも議員になり、町政に積極的に関わることができることを示し、それによって町民の皆さん、特に若い世代にも、私も担いたいと感じてほしいからです。

私は議会日程の全てを休日夜間に開催するべきだとは考えておりません。平日日中のほうが都合よい方ももちろんいると思います。ですが、様々な立場から議員の成り手を増やすという点から、日程の一部を休日夜間に行うことや、効率的な運用による日程の短縮によって、時間のハードルを下げることが重要ではないかと考えております。そこで質問ですが、このように議会の時間のハードルを下げ、議員の成り手を増やすことは、この町を元気にする

	ために必要なことだと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。
町長	<p>前回の黒澤議員の質問の中で、私は片手間という言葉を使ってしまったわけなんです、これは軽んじているということではないということをご理解願いたいと思います。</p> <p>それから、ただいまおっしゃることは非常に大変理解できることであります。今後の町の情勢等々にもよりますけれども、議会改革というものは、まず議会の中で議していただき、町長の私その問題に対して、やるやらないの判断はできない立場であるということをご理解願いたいと思います。私、また町側としても、議会側からそのようなご意見が多く出てくれば、必ずや応じ、そして、そういったことが議会の中でそうすべきだということであれば、私は応じるつもりでございます。また、時間のハードルを下げるということは大変重要な問題だと思いますけれども、ここに選ばれし12名の議員の皆様、老若男女全ての部分からのご意見を拝聴し、そして議会に届けるというのが責務だと思いますので、何卒その辺のご努力もよろしくお願い申し上げます。以上です。</p>
1番議員	<p>ありがとうございます。私も何も町長に、ぜひ休日夜間議会を推進してくれというつもりで質問しているわけではなくて、私が申し上げた今の理由というか、思いを聞いていただいて、それはすばらしい考えだと言っただけであれば、私も、ああ、間違っていないのかもしれないというふうに思って、議会の中でも私もそれなりに前向きに話をすると思っていますし、そういった意味で何というか、応援団になっていただけるかどうかということで質問をさせていただいております。今の町長のご答弁で、そこまではっきりとした言葉ではなかったですけども、ニュアンスとしてはいいお考えではないかということだったと私は捉えました。</p> <p>6月議会で質問した私の休日夜間議会を求める主張に関心を持っていただいた方から、役場に匿名の文書が届きました。皮肉めいた表現でしたが、休日夜間議会を求める先は町長ではなく、議会であるという指摘がありました。これは議会制度という点では正しい指摘ではありますが、より大きな視点で見たときは、決して正しい指摘ではないと言えます。議会のルールを議会が決めることは承知しておりますが、私は町長に休日夜間議会の導入を求めたのではなく、これをどのように考えるかお聞きしました。繰り返しますが、議会が休日夜間議会の開催などにより時間のハードルを下げることで、議員の成り手を増やすことは、議会での活発な議論を呼び、その活発な議論は町の活性化につながるはずで、これについて町の長である町長に見解を聞く</p>

	<p>のは当然のことです。また、このような私の主張を同僚議員各位や傍聴、会議録を読まれた町民の皆様にご覧いただき、また、皆様にご覧いただきたいという思いがありました。今後も町民の皆様へ、このことについてより関心を持っていただけるよう努力してまいりたいと思います。</p> <p>次に、3つ目の質問をさせていただきます。駅前ショッピングセンターアルルの町への譲渡についてです。アルルから町へ初めて建物譲渡の申出がなされてから、しばらく時間がたっていると思います。昨年度は検討委員会も開催されました。そこで、まず質問ですが、このアルルの譲渡申出から現在に至るまで、町はどのように対応されてきたのか、簡潔で結構ですのでお伺いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>おはようございます。お疲れさまでございます。それでは、経過につきまして若干ご説明を申し上げます。まず、令和元年11月29日に初めてアルル側から組合を解散したいので、地上権と建物を無償譲渡したい旨の相談がございました。これにつきまして、すぐに返答ができる問題ではないということで、保留させていただきました。それから、アルルを含めた駅舎の活用や商店街活性化のための検討をするために、小海駅前再整備準備委員会を令和2年1月27日に第1回目を開催し、各団体等の皆さんと意見交換をいたしました。2回目の準備委員会は2月25日に開催をいたしました。そして、2月25日にアルルから正式にアルルの運営に関する提案書が提出され、アルル本体と地上権の無償譲渡が提案されました。その後、3月の議会定例会の全協におきまして、これを議会の皆様へ報告をし、議論をしていただきました。町としては、年内に方向性を決めたいということで、5月8日に第1回目の駅前再整備検討委員会を開催し、10月27日までに8回の検討委員会を開催し、方向性を検討いたしましたけれども、決定的な案が示されずにそのまま検討委員会は一旦は閉じました。その後、食料品販売ですとか、コンビニ、フィットネスなどの関係者と懇談をし、駅舎を含めたアルル空き店舗などへの出店についての可能性を打診をいたしましたけれども、全て断られたという経過でございます。</p> <p>議会側からは、小池議員さんの方から駅の事務所を半分譲ってもらい、トイレ等の整備ができないか打診するようにご提案をいただきましたので、JRの方とは協議をさせていただきました。JRの方は協力的でして、将来的に駅を無人化したいので、この際に町が全面的に運営をしてくれるのであれば、要望に応じてもいいという返事をいただいております。これについては、今議会の全員協議会においてご説明をまたしたいと考えております。以上です。</p>

<p>1 番議員</p>	<p>ありがとうございました。私は本件について、町が一刻も早く譲渡を受ければよいと考えます。それはアルルの町有化が、町と民間の協働による商店街活性化に向けた取組を力強くスムーズに進めるきっかけになると考えているからです。もともとなぜ商店街の活性化が必要なのか。それはこの町を元気にする新たな取組や活動が生まれるためには、人と人が集まり、交流を深め、意見を交換する場が必要であり、その場は商店街が最も適しているからだと考えます。</p> <p>新型コロナの影響で2年間中止となっておりますが、夏の人気イベントである小海町商工会青年部が開催する清流ふれあい橋ビアガーデンは、商工会の青年部と役場の若手職員が商店街を元気にするために始めました。私も青年部の一員ですが、私たちは商店街をあまり訪れない人に、ビアガーデンをきっかけに訪れてもらい、笑顔になってもらい、二次会へと夜の商店街へ人を誘導することを意図しました。ビアガーデンで提供される商店街飲食店の一品メニューであるソースカツを初めて食べて、その店の味に魅了され、それから頻繁にその店へ行くようになったという町民の方もおられます。このようなことは商店街があるからできたのだと思います。</p> <p>アルル自体の話に戻りますが、アルルには空き店舗など活用できるスペースが多くあるように見受けられます。新規出店の募集など、アルルを運営する協同組合自身はその活用を自らできればよいのですが、既存店が減少し、もはや将来にわたって維持することすら困難な状況であるということで、譲渡の申出に至ったと聞いております。なぜアルルだけを支援するのかという声もありますが、アルルは商店街のシンボルであり、小海駅と一体化した町の玄関で、この町が南佐久の中心として栄え、今後も栄えるための証であると思います。</p> <p>松原湖高原スケートセンターが小海、ひいては佐久地域のスケート文化の拠点として、たとえ大金がかかろうとも、スケート人口が減少しようとも、維持するべきものであることと同じことだと私は思います。</p> <p>私は商店街の活性化は一朝一夕にできるものではなく、民間、行政、関わる多くの人々が知恵と労力を出し合っても、なお、簡単にできるものではないと考えておりますが、商店街の玄関であり、町の玄関である小海駅と一体であるアルルをそのまま放っておいてよいとは思いません。放っておくということは、すなわち商店街の玄関であるアルルが廃ビル、廃墟になって構わない、商店街がなくなっても構わないということではないでしょうか。アルルの譲渡は、ただ経営支援という面からではなく、アルルが存在することにより、</p>
--------------	--

	<p>アルルの中に今後生み出すことができる幾つもの出店や、それらの店が行う事業が商店街、ひいてはこの地域に与える影響により、活性化を目指すことができるチャンスと捉えるべきだと思います。</p> <p>佐久穂町の東町では、町民や移住者による出店がラッシュとなっております。出店者は古い店舗を借り、リフォームし、今までにない魅力的な店を営業しています。カレー屋さんや本屋さん、アクセサリ屋さんやおそば屋さんなど、魅力的な店の出店がさらなる出店を呼び、東町を訪れる人が増え、地域活性化の大きな動きが生まれております。個人商店とは異なり、広い空間を活用できるアルルは、譲渡がなられた後、町の意味さえあれば、簡単な間仕切りのみで区画を幾つも作ることができます。町が新規出店したい者を募集し入居してもらうには、うってつけの場所ではないでしょうか。また、一つ屋根の下に店同士のつながりが生まれ、協働の取組も生み出されやすいでしょう。東町のように出店が出店を呼ぶようになれば、アルルから商店街へ、その動きがあふれ出ていくことも考えられるのではないのでしょうか。東町の商店街でできることが駅に隣接している等、ある意味においては、より環境のよいと言えるアルルでできないはずはありません。そこで質問ですが、アルルの譲渡を町が受けることは、今まで述べたとおり商店街活性化、ひいては町の活性化のためのチャンスと考えますが、このことについて町長はいかがお考えでしょうか。</p>
町長	<p>ただいま黒澤敦史議員より、駅前ショッピングセンターアルルの譲渡を受け、そして商店街の活性を図る絶好のチャンスであるという力強い質問がございました。そして、様々な方向からのご提案もございました。こういった中、私とすれば、駅前再構築ということは、先ほど黒澤議員のおっしゃるとおり、小海の顔であるアルルから始まるということをおっしゃいましたが、私も一面ではそういうことを感じます。したがって、現在アルルの中で事業を行っている皆さん、それから新規参入者、そして、活用していただいている皆さんと調整を図り、大いに前向きにこれは捉えていきたいというふうに考えております。</p>
1番議員	<p>ありがとうございます。前向きだということで、まだ具体的なものは当然すぐにどうこうということはないかと思いますが、今のご答弁、大変前向きな気持ちがあるということなので、私も微力ながら力を尽くしていければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>万が一、廃ビル、廃墟となって鎖で封鎖され、朽ちていくアルルを見て、また更地となってしまった町の玄関の横を見て、町民は、若者は、子どもたち</p>

	<p>はどう思うでしょうか。この町の未来に希望を持てるでしょうか。小海駅を降り立った観光客は、その様子を見てどう思うでしょうか。アルルの譲渡について、町は地域活性化のため譲渡を受け、また、議員は大所高所に立って、この譲渡を評価していただきたいと私は思います。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。</p>
<p>第5番 渡邊 晃子 議員</p>	
議 長	<p>第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。</p>
5 番議員	<p>5番、渡邊晃子です。よろしくお願いいたします。新型コロナウイルスから町民の命と暮らしを守るためにということで通告をさせていただきました。今朝の信毎の報道でもありますように、県内は昨日、30名感染、病床使用率は40%を下回ったと。全国でも感染者数は減少傾向ですけれども、重症者数は2,200名と依然深刻な状態です。長野県全圏にも医療非常事態宣言が発令中、また、3日から12日まで命と暮らしを救う集中対策期間中、私も保育園から感染予防へのお願いという通知もいただきました。そして、昨日、午後4時時点の長野県の速報値を見てみても、感染者自体大分減ってはいるものの、感染者の内訳を見ると40代以下が増えているということです。入院中が168、宿泊療養中157、自宅療養中が188人、調整中64人もおられるということです。この町では幸い今のところまだ少ない感染者で済んでおりますけれども、やはり北佐久のほうでまだぽつぽつと出ていますし、全く予断を許さない状態です。最悪の事態に備えておかなければいけないということで、現状が、町の現状どうなのか、もっとできることがないかということで議論をしていきたいと思えます。まずもって町長にお聞きしますが、ここまでコロナの感染が広がってしまった、長期化しているその理由は何だとお考えでしょうか。</p>
町 長	<p>私も先ほど来申し上げたとおり、医者でもなければ学者でもないのですが、やはりそういう専門的な部分については、奥深いものがあるかと思えます。したがって、その辺のお答えはご勘弁願いたいと思えますけれども、行政としての方法として、やはり一番は往来の多い市町村、それはかなりのリスクがあるかと思えます。まだ一人も発生していないのが南相木でございますけれども、北相木が1人、そして小海は数名という形になっておりますけれども、これはやっぱり裏を返せばキャパシティの狭さという部分につながろう</p>

	<p>かと思えますけれども、私どもが懸命にやっておるのは、皆さんへの予防の周知、あるいは希望者でございますけれども、ワクチンの接種をスムーズに行うというものでございます。国の見方等々、大変各国で違うと思いますが、我が国も初動の遅れは、これはあったことは否めません。しかし、リーダーの行ってきたことは、決して無駄ではなかったと、頑張っておるという見方でございます。</p> <p>また、イギリスのボリス・ジョンソン氏はすごい指導者だと思います。重篤な人間が出なければ、あるいは死者が出なければ、多少陽性者が出てもいいと言って、全ての面を解除いたしました。その経済効果に対する勇気、あるいは決断は本当に大したものだと思うわけですが、実際陽性者がたくさん出るということは、これはまずもって予防しなければいけないんじゃないかというふうに感じた次第です。</p> <p>しかし、この今コロナに対する私の見識とすれば、やはり国・県と共に予防していくというスタンスではないかと思えます。なかなか情報はいただいても、各市町村で独自のものを発信するということは、大変今の状況では難しい状況になっているかと思えます。渡邊議員の、町長の見識はという部分については、私はさらなる予防に徹することが一番だというふうに思っております。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>議会としても本当に急ではありましたが、皆さんのご協力で新型コロナウイルス感染症から国民の命を守ることを最優先にした対応を求める国への意見書を提出いたしました。私はここまで感染が広がってしまったのは、やはり国の責任だと、これは人災だと思っております。あまりにも国の対応が後手後手で、科学を無視するような、また、何より国民にきちんと説明をしない、向き合わないということが、町長はリーダーは頑張っておられたとおっしゃっていますが、私も頑張っておられたとは思いますが、ただその頑張りはどうだったのかと思っております。</p> <p>オリンピック・パラリンピック、閉幕しましたけれども、関係者の感染者は6日までに855人と組織委員会は明らかにしました。医療関係者への負担も明らかです。選手、関係者には毎日検査が行われた。しかし、一方で目の前の命が脅かされ、現に失われているような状況です。</p> <p>そして、何より根本の問題は、国の政策で、この間、保健所や病床の削減が現場の声も無視し、どんどん行われてきた。佐久も2つあった保健所が1つに減らされております。2014年の地域医療構想の指針に基づいて、2019年には厚生労働省が再編統合の議論が必要と、この小海分院まで名指しをしてきま</p>

	<p>した。また、この後に及んで今年5月21日には、参議院本会議で病床を削減した病院への財政支援を盛り込んだ医療制度改革関連法が可決、成立をいたしました。この財政支援は消費税を財源に使うというとんでもない計画でもあります。</p> <p>昨年、この小海町議会12月議会で安全・安心の医療、介護の実現と国民の命と健康を守るための意見書が国に提出され、その中で国立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること、また、保健所の増設、保健師等の増員など、公衆衛生行政の充実を図ることなどと言われています。ぜひ町長にもこの意見書の内容のとおり頑張っていたいただきたいと思います。そのあたりのご認識をお願いします。</p>
<p>町長</p>	<p>我が町、誠に恵まれている面もございます。それは、厚生連佐久病院グループという機関と非常に密接であり、そしてお互いに信頼感を持っている。分院もすぐそばにあり、診療所まで我が町にある。その2施設は、曲がりなりにも黒字で経営されているということをお聞きします。そうした中で、我々も日頃から今回のコロナワクチンの接種にしても、接種する先生方、関係者を優先的に、優先的にという言い方はおかしいが、スムーズに送っていただき、今まで計画した日がこちらから断るといようなことは一回もございません。そうした中で、この関係の構築というものは、これからも私はぜひ必要だと思います。そして、町としても、広域としても、ある程度の支援を行っているわけですが、これはもう当たり前のことだと私は考えております。小海町の医療の充実は、まさにこうした佐久病院のグループと信頼関係にあるということが長年構築できたということが全てのたまものではないかというふうに思います。</p> <p>また、救急の患者さんをこの地域では必ず診ていただけるという本当にすばらしい事実がございます。そういったことに関しましても、我々も日頃からお願いはしているわけですが、今後もこういった関係を築きながら、やはり充実した医療というものを目指していきたいというふうに思っております。</p>
<p>5番議員</p>	<p>病院の先生方、病院との信頼関係ということでおっしゃっていただきましたけれども、やはり国に対して、こういう政策をやめてほしいという声を一町長として、ぜひ声を大にして言っていただきたいと思いますとも思います。</p> <p>さて、前段が長くなり申し訳ありません。まず、具体的な議論に入らせていただきます。保健関係の質問をまずさせていただきます。私もまずもって、ただでさえ多忙な業務の中で、このコロナ対応に追われている町の職員の皆</p>

	<p>さん、また、医療従事者の皆さんに心からの敬意と感謝をこの場をお借りして申し上げたいと思います。</p> <p>まず、質問1番のワクチン接種状況、今後の予定などということで、最新で資料を出していただきました。ワクチンに関しては、先ほどの黒澤議員のお話にもありましたけれども、様々な考えもありまして、2度打ってもブレークスルー感染があるとか、新たな変異株には効きづらいなど、そういったこともあります。強制では決してないということも、この間も町長もあらゆる場面で強調されておられますし、また、私自身もこういう質問をするからといって、ワクチン推進絶対というわけではないということは申し添えておきます。いずれにしましても、重症化を防ぐために有効だということで、実際に町で進めておられる。この最新のデータ、資料、概要など簡単にご説明をお願いいたします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お疲れさまでございます。では、資料の説明ということであります。資料つづりの1ページをご覧ください。まず、これは9月1日現在のものです。ワクチンの状況であります。全般的には町内で感染者が4名発生をされているということです。また、その都度その都度、対策本部会議ということで対策本部を設置をしております。令和2年2月28日に本部長を町長としまして、課長等12名で対策本部を設置をしていると。そして、令和3年になっては、3回の会議を開いております。</p> <p>また、ワクチンの関係で入手の状況であります。4月30日から9月6日の週ということで、7箱、1,365バイアル、7,800回分を入手しております。この中には老健、また分院等へ回すというか、譲るというか、行った部分もございます。</p> <p>集団接種の内容につきましては、小海分院へ医師のお願いをしております。月曜日については二人、火曜日、金曜日についてはお一人の医師をお願いしている。</p> <p>接種の人数であります。1人の医師につき、おおよそ100人を目安としておりましたが、日がたつにつれまして、高齢者から一般の方へと移行するにつれて、1日の接種の人数も増えるというか、できる限り接種をお願いしているという状況であります。</p> <p>そして、接種の状況については、高齢者の皆さんについては7月いっぱいにおおよその方が終了をしていると。また、一般の方については7月19日から徐々に始めております。12歳から17歳の皆さんにつきましては、1回目は夏休み中の8月8日に日曜日ですが、行いました。そして、2回目は8月29日の日</p>

	<p>曜日に行っております。希望された方、総合センターの方で行ったということでございます。また、今後の見込みにつきまして、一般の皆様のご終了の予定が大体1回目が10月の下旬、そして、2回目が11月の中旬を目標に進めているという状況です。</p> <p>また、接種の希望者等ではありますが、これは常時数字は動くわけですから。そういう中で、対象者が町から接種券の調査のご案内をさせていただいた皆さん、4,214人でございます。その中で、集団接種を希望された方が3,226人、他での接種をされるという方が421人、そして、希望がなかったり回答をいただけなかったりした方が567名おります。接種の希望率ということでありまして、希望されなかった方、また無回答の方を除いた数字で86%程度の方が接種を希望されていると。</p> <p>右側の集団接種の状況であります。1回目につきましては2,595人の方が接種を終わり、80.4%、そして、2回目の接種が2,091人、64.8%の方が終了をしていると。参考までに一番下には12歳から17歳の小学生、中学生、高校生の申込みというか、希望の状況を一覧表にしてありますから、参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>細かいデータを出していただきました。この資料にないんですけども、ちょっと優先順位について確認をさせていただきたいと思うんです。資料にないんですが、6月の全員協議会で頂いた資料によれば、65歳未満は4番目で一括と。基礎疾患のある方、また、高齢者施設等の従事者については丁寧な説明書が入っていて、書いていただければ優先しますと、集団接種の案内にありました。ただ保健推進協議会でもお話をさせていただいたんですが、通所型の介護施設に勤められている方から、高齢の利用者さんよりもむしろ私たちのほうが先に打つべきじゃないかと思っているけれども、なかなか打てないというお声、これ7月のお声なんですけれども、いただきました。また、障害者の方や職員の方たちも優先ではないですし、学校の先生方や保育園の先生方も優先ではないと。また、あとは64歳だろうと63歳だろうと先着順だと。それはどうなんだいと。なんで土日にはやらないのかと。そういう声も町を歩いていろいろ伺いました。優先順位の在り方、また、こういったご意見に対して、特になぜ土日に小海町はできないのかというのは、医療機関との調整等いろいろあると思うんですけども、確認をしたいと思っております。そのあたりお願いします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>まず、土日の接種をどうして設定しなかったかというような内容でございます。まず、医師の確保が難しかったということ。もう一つは、慎重に取り組</p>

	<p>んだということでありまして、安全な接種を心がけた状況の中で、接種後のアナフィラキシー症状などがもし出た場合に、救急体制、受入先の病院、そういうところの不安があったというようなことがありまして、土日は接種会場を設けなかったという状況でございます。</p> <p>それと優先接種につきましては、高齢者施設に従事している方ということですが、基本的には入所施設へ従事されている方の皆さんを優先接種というような位置づけでおります。この一つの捉え方としまして、例えば特養、老健、入所されている方にもし感染が拡大することは、外から菌が入ることをすごく危惧されていると。外から菌が入るということは、家族などの面談についてはそれなりに距離を置いてと。介護者については本当に近くで介護をされるということでもありますから、そのような従事者等については優先接種というようなことで、職場等々で接種を進められたという背景もあると思います。以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ご説明ありましたけれども、また、先生方、今、子どもたちへの感染拡大も懸念されていますので、今からでも希望される未接種の先生方も早くして、児童館の先生方も早くしていただけるようにと思います。</p> <p>それから、ワクチン1回目打ったよという結構若い方たちがもう打たれて、そういうお母さんたちともお話をしました。未就園、保育園、幼稚園に行っていない子どもがいる場合、副反応が強いと若い人たちは言われていますので、そういったときに子どもの面倒がとても不安だと。親にはとても負担になると。特に夫婦一緒に打った場合、頼れるおじいちゃん、おばあちゃんがそばにいればいいのですけれども、私もそうですが、そうでない場合、預かってくれる制度があればありがたいという、そういうようなお話になりました。保育園も本当になかなか大変な状況だと理解していますけれども、接種日がもう予約で決まっている。事前に相談して予約をお願いして、代替保育士さんをお願いしていただいておいて園で預かりますと、そういったことは可能でしょうか。</p>
<p>子育て支援課長</p>	<p>おはようございます。では、ただいまの渡邊議員からのご質問についてお答えさせていただきます。今、渡邊議員からもお話ありましたように、これからワクチンの接種が進むにつれまして、若い世代のワクチン接種で保護者の方も当然その中に含まれてくると思われます。そういう状況の中で、やはり情報によりますと、若い年代、女性の方等、やはり接種後に発熱、また、やはり私もそうでしたが、ちょっと接種の患部の痛み等が発症するという事例の中で、やはりこういう核家族化が進む中で、やはりそういう接種後に体調</p>

	<p>不良があった場合のお子さんの保育ができないという状況も想定されるということでございます。そういう中でございますが、いずれ保育所におきましては、従前では一時保育という体制を取っているところでございます。一時保育は、保護者の方が通常ですとご兄弟が病院等に受診されて、他にお子さんを見る方がいないということでご利用されているような状況でございます。ただこのコロナ接種の状況でございますが、いずれ、今、お話ありましたが、やはり接種後、早くて翌日、当日からもう既に症状が出る方もいらっしゃるようでございますが、そういう状況が出た当日に、お子さんをちょっと見ていただきたいということになりますと、やはり体制等の問題もございますので、やはり既にそういう接種が予定されておりまして、やはりそういうご不安等いろいろある方につきましては、保育所に事前にご相談いただいて、それで体制を整えておくという状況の中で、もし症状が出なければ、そのままご家庭で保育していただければよろしいわけですし、どうしても一時保育の場合は、やはり通常の保育もそうですが、保護者の方が保育所まで送迎ということもございますが、いずれ、いろいろまだ状況も想定されるわけでございますが、そういう形でご相談をまずしていただきたいというところで進めさせていただきたく思っております。以上でございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>事前に相談すれば、今の体制、一時保育で受入れを検討するというお話でした。私、保育園と枠を絞ってしまったんですけれども、そうでなくても、ちょっと難しいかもしれないんですが、ぜひ課を越えて、いろんな退職した先生方などお願いして、そういう体制をぜひ整えていただきたいと思います。それから、保育園で一時保育を受け入れていただくとなると、やはり1日2,500円でしたでしょうか。これ大きな負担です。このあたり、町長、全額とはいかなくても、コロナ対策ということで即対応補助ということをお願いできないでしょうか。</p>
<p>町 長</p>	<p>検討させていただきます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>ぜひ前向きにお願いしたいと思います。 通告にはないんですが、関連して検査の拡充についてをお聞きしたいと思います。資料を出していただきました。町では、新型コロナ対策検査費等助成制度をつくっていただいています。この利用状況、資料をいただきました。町ホームページを見れば、各種制度について説明もありますが、私、たくさん何人もの友人に聞いても、また町を歩いても、どなたもご存じないという状況でした。防災無線でも8月、お盆のあたりにちらりと聞いたんですけれども、それだけで、せっかくの制度なのになぜもっと知らせられないか</p>

	<p>という点がとても疑問です。そのあたりも含め、お願いします。</p>
町民課長	<p>PCRの検査などについてというご質問でございます。新型コロナ検査費用等助成事業としまして、令和2年12月に要綱を制定をさせていただき、感染の拡大の防止と町民の皆様方の不安軽減を目的としまして、PCR検査費用等の助成をさせていただきます。資料の2ページをご覧くださいと思いますが、令和2年度につきましては12月1日から3月31日まで、そして、令和3年度につきましては4月1日から8月31日までのデータでございます。まず、全体で令和2年度には45件の申請、検査件数がございました。令和3年度は40件でございます。この中でPCR検査については26件、抗原検査については、令和2年は19件、そして令和3年は25件というような状況です。そして、町内、町外につきましては、令和2年については全体で2件の町内のご利用があり、令和3年については3件のご利用があります。町外の方については、令和2年、43件、令和3年に37件の利用がございます。そのほか詳細については、ご覧のとおりでございます。</p> <p>そして、広報が少なかったのではないかとご指摘であります。私どもとしましては、ゴールデンウィークの前とか、7月上旬、8月の夏休み前、子どもさんなどが帰省をされる少し前の時期をポイントポイントとして、防災行政無線などによりまして、制度の利用を広報をしまりました。町民の皆さんの不安を少しでも取り除くという目的でありますので、広報してきたわけではありますが、7月下旬以降、感染の第5波によりまして、全国の知事会などでは、県の境を越えるような移動は控えてくださいというような報道がされております。そういう状況の中で、帰省を促し、検査をして安心して帰ってきてくれというようなことは、ちょっとできない状態になってしまったということでもあります。少しでも帰省をされて、生まれたところに帰ってきて、そして楽しい時間を過ごし、また、親御さんが自分の子どもさんの目標に向かって頑張るように送り出してやる。そういうことが親子の絆を深めるということからも、そして将来、この地域でまた頑張ってみようかなと、Uターンというようなことにもつながるためにも、お盆だとかお正月とか、そういうときには一人でも多くの方が帰ってきていただきたいというわけではありますが、なかなかそれができなかったということは、私どもとしましても非常に残念でありました。状況としては以上でございます。</p>
5番議員	<p>お子さんが帰省してくるときに、本当に理解はいたしました。本当にありがたいというお声も聞いています。ちょっと私が誤解しているのか、これ町外、もちろん町外で受けていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると。町外、帰</p>

	<p>省してくるお子さん方のためにつくられた制度というわけではないかと思うんですよね。ふだんから不安があるときに町民の皆さんにも検査を受けて、それを補助しますよというものだと思うんです。私も個人的にもこの事業、広報というか広めていきたいと思っておりますので、またお願いいたします。また、一方でこういった制度があるだけでは駄目なんだなということもよく分かりました。コロナを広げないためには、やはり広く検査をしていく。行政の責任で検査を拡充する必要があると思います。国会への意見書でも、その内容を国に求めましたけれども、そういったことを政府がしてこなかった結果が今のこの感染拡大の状況なのではないかと思っております。</p> <p>検査については、世田谷モデルというものを皆さんもご存じかと思っておりますけれども、昨年、高齢者施設や介護施設などに順次、定期的に検査する定期検査と感染者が出た施設は濃厚接触者に限定をせず、全入居者と全職員を検査する臨時検査の2本立てから成るこういうもの、「いつでも、どこでも、何度でも」ということを合い言葉にする世田谷モデルが生まれました。そういう方針を打ち出した保坂区長、打ち出した当初はやはりいろんな厳しい批判にさらされたということです。無症状感染者を検査しても意味がないだとか、そんなことをしていたずらに陽性患者数を増やせば、医療崩壊を引き起こして取り返しがつかないことになるというご意見もあったそうです。それでも世田谷は社会的検査を続けて、今年4月6日までに定期検査を1万4,135人を対象に、臨時検査8,694人を対象に実施し、122人の陽性患者を割り出しました。高齢者施設や介護施設で見つかったこの122人、もしも世田谷区の社会的検査が行われていなければ、高齢者が多く滞在する施設内での大規模なクラスターが生じて大惨事を引き起こす、そういった可能性があったかと思っております。</p> <p>世田谷モデルとは全く規模も違いますし、東京のど真ん中ということで状況は違いますけれども、こういった高齢者施設だけではなく、障害者福祉施設を含めた、学校のことはまた後ほど伺いますけれども、こういった定期PCR検査を拡充して安心してもらうということは、町ではできないでしょうか。お聞きします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>PCR検査等の補助金の部分に含まれる部分だと思います。私、先ほど帰省する皆さんを重点的な説明を申し上げましたが、実際には町内の方、また、町内の方が感染が拡大している地域へ移動されたとき、そういうときなど心配があるときにはご利用していただく制度でございます。1回というか、1年3万円という制限はありますが、また、そのような制度を広報なりするこ</p>

	<p>とによりまして、今ご質問の内容にも対応できるのではないかということを感じております。以上でございます。</p>
5番議員	<p>定期検査に関してはということでした。それで同県の飯田市の資料をちょっとたくさんで恐縮でしたけれども、出していただきました。資料の8ページからになります。飯田市の市議さんに問合せをしました。今のところ、たくさん本当に、今第2弾が行われて、2万4,000キットを配付予定、応募、やりたいという方が殺到しているということです。市民の皆さんの反応がとてもすごいと、その中で今調査中ではあるけれども、現在は3名の方の陽性が確認されていて、医療機関でのPCR検査につながっているということでした。やはり一定そういった広く検査をすることで見つけ出すことができるんだなという例だと思います。</p> <p>また、神奈川県でも、ちょっと違いますけれども、若い人たちへの接種を進めるという目的で、LINEのアンケートに答えてくれた皆さんを対象に抗原検査キットを配っているという事業が行われています。利用者数が1,788人で、陽性者152人、8.5%出ているということです。このアンケート結果を見てみますと、すみません、神奈川は資料がないんですけれども、神奈川でこういう抗原検査キットを利用した人にアンケートを取ったところ、やはり3分の1が、ふだんであれば有症時に通勤や通学を控えないというところ、この抗原検査で陽性の場合「控える・どちらかという控える」というお答えが9割以上に上ったということです。また、病院に関しても、ふだんであればやはり3分の1が受診しないけれども、この抗原検査で陽性の場合だったら、受診したり、どちらかという受診するという方がやはり9割というデータも出ています。やはりこうやって広く検査をしていくということが重要なのではないかと思います。PCR検査、定期検査ではなくてこういった飯田市のよう、また、神奈川のよう配布事業についてはいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>議員さんから資料の提出要求がありまして、私も若干調べさせていただきました。そんな中で、私も調べてもよく分かりませんから、飯田市の市役所の担当の方へ電話をさせていただきました。そういう状況の中で、やっぱり利用者は比較的帰省をされる方が多いというのが実態のようでございます。飯田市も小海より当然市街地、商店街、飲食店も多い。そういう中で不安もある。濃厚接触者になる可能性も大いにある場所もある。そういうところの背景から利用される方も多いというようなお話もさせていただきました。そういう中で、飯田市さんにおいては、比較的帰省をされる方が多いと先ほど申し上げたんですが、その手続の中で、まずその市へ帰ってきて、それで申請をし</p>

	<p>て、それでキットを郵送して、それから検査をするというような取扱いのようであります。</p> <p>小海のPCR検査の補助事業であります、これはどこでも最寄りを受けていただいて、そして、その検査をご自分で確認をしていただくということですが、費用的には一時的に立て替えていただくというようなことではありますが、キットを受け取るとか、そういう時間的な煩わしいことはなく、制度的にはあまり変わりはないかなと思います。少しでも大勢の皆さんが利用していただければ、どんな制度であってもこの地域へコロナの感染源を持ち込まないという意識を町民の皆様を持っていただければ、ありがたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>確かにそうですね。PCR、今の補助制度だと、どこで受けても後から補助が受けられるということで、そういった面は本当にとってもいい制度だと思います。ですが、一方でやはり一時でも負担が大きいと、そういうことに対しても抵抗がある方、自分でやっぱり検査を受けるというのがかなり大変なのではないかと思しますので、ぜひまたいろいろとご検討いただいて、簡易検査キットを町で用意して使えるような体制も考えていただけたらと思います。</p> <p>検査に関しては、もし陽性だったら仕事を休まなければいけない、困ると、こういう方も生活保障が必要になります。外に買物にも出られなければ食料支援も必要、自宅療養の場合ですが。検査と併せてそういう生活保障もセットでぜひ考えていただきたいと思います。今、各地で行政が独自で国保加入者へ傷病手当金を支給しますという動きが広がっています。辰野町では、辰野町国民健康保険の加入者で、給与の支払いを受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱などの症状があり、感染が疑われるため会社等を休み、事業主から給与等の支払いが受けられない場合に、傷病手当金を支給しますという制度ができました。ぜひこれを小海町でも検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>町民課長</p>	<p>ちょっと戻って恐縮ではありますが、キットの配布という部分であります。先日、県のほうから抗原検査の検査キットの配布の通知がまいっております。そういう中で、配布の数等については、県が一定のルールの中で計算をするようではありますが、そして、その利用される方は発熱だとか、コロナの感染が心配される方が利用されるような大まかな目的であります。こういう事業に町も当然取り組んでいくという姿勢でありますので、申し添えさせていただきます。</p>

	それと傷病手当金につきましては、国保の特別会計の中で予算化をしております。令和2年度の決算では該当がなかったということではありますが、それは制度的にしっかり対応してまいるということでございます。以上です。
議 長	渡邊議員、質問の途中ですが、まだ質問は残っていますか。
5 番議員	はい、ございます。
議 長	じゃ、すみません。ここで休憩に入りますので、11時30分まで休憩とします。 (ときに11時16分)
議 長	休憩前に引き続き渡邊議員の質問を行います。渡邊議員。
5 番議員	<p>国保の傷病手当金の制度というか、そういうものはあるということで失礼いたしました。そういうことももっと知らせていただきたいと思います。</p> <p>では、次に、子どもたちの状況をお聞きしたいと思います。保育園は毎朝の検温や体調管理をするなどして、通常どおり開所していただいています。児童館は乳幼児親子は平日のお昼までで、土曜日は利用はできなくなっていました。児童館として自由来館はなしで、児童クラブとしてのみということです。</p> <p>小・中学校の状況をワクチン接種も含めてお聞きしたいと思います。ワクチン接種するしないで、親御さん方も本当に相当悩まれたかと思います。したかないかというのは、子どもの間ではすぐ分かってしまうことだと思うんですけども、やはりそういった先ほどお話もありました差別というか、そういったからかいも含めて、そういったあたりのご対応も含めて、ちょっと状況のほうをお願いします。</p>
教 育 長	<p>ご苦労さまです。お答え申し上げます。小・中学校の状況、このコロナ禍、第5波の中での状況でございます。実際に全国的に騒がれる前、小学校、中学校も8月19日から2学期が始まっております。児童・生徒にコロナの感染者は発生しておりません。また、緊急事態宣言地域などで行われております休校や分散登校、オンライン授業なども現状行っておりません。学校でということ、お盆明けの第5波になりましてから、これまで以上に毎日の健康観察やマスクの着用の強化、それからエアコンを整備させていただきまして、全教室にあるような状況ですので、窓を開けっ放し、常時換気しながらエアコンを使用するというような形、それから、手洗い、手指消毒を行わせ、3密と言われる密閉、密集、密接といったものの回避に心がけているところでございます。</p> <p>ワクチンの接種状況につきましては、先ほどの町民課長の説明の中にありましたように、おおむね南北相木の分まで含めて中学校では生徒のほうは6割5</p>

	<p>分から7割程度、それから教職員は現段階でおおよその感覚で、こういったものは大変デリケートな問題ですので、子どもたちに例えば奈良のどこかの中学校で問題になりましたように、ワクチン接種受けましたかと担任が聞けば、えらい騒ぎになる時代です。大変デリケートな場所であることで、小・中学校ではそういった調査を学校ではしないようになってはいるはずですし、町民課を通じての予防接種の状況ということで、65から70はされたのではないかということになっています。学校の先生についても、あなたは受けましたか受けませんかということ聞くことはタブーになっております。ですので、感覚的なお答えになって大変申し訳ないんですけども、おおむね1回受けた方がおよそ半分、それから2回目まで終わられた方が3割程度というようなことと捉えているところでございます。以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>それで、やはり今、子どもたちにも感染が広がっているという、長野県でも10歳未満の子どもにもぽつぽつ出ているというか、むしろその世代のほうが増えているというような状況の中で、やはりどうでしょうか、小学校、中学校で先ほどのような、例えば月に2回だとか定期検査をするというのは、PCRでなくても厳しいでしょうか。お願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>先ほどお答えしたように、大変デリケートな問題が絡んできますので、現状やる気はございません。それをやったことによって、誹謗中傷、いじめ、差別ということ、温床になりかねないという事実がございます。</p> <p>ちなみにですけれども、県の考え方というものが先日、高等学校に対しての抗原簡易キットの使用に係る留意事項という形で流れてまいりました。小・中学校については、これからまた県が考えて、後日通知といたしますか、参考にしてくださいといった内容が来るかとは思いますが、そういった中で、まず、そういったキットを使用する場合の条件として、学校内でその子が症状を発生させた場合で、直ちに医療機関を受診できない場合に検査をなさいと。検査対象者ということで、4つの条件全て満たした場合に検査をなさいと。1つ目が、保護者による同意書があらかじめ提出されていること。それから、保護者が迎えにくる時間が2時間以上かかる場合。その児童・生徒さんの帰宅が困難が明らかな場合。検体の採取から最初の検査キットの操作が担任の介助なしに、つまり児童・生徒自身ができる場合ということです。</p> <p>特に小海、じゃ、どうなのかなと考えたときに、先ほど町長の答弁の中に佐久病院という、町も相当支援している病院があると。そうしたときに、まずは今の小・中学校の大原則は、発熱していたら登校させないでください。発</p>

	<p>熱したら連絡をしますので、すぐに迎えに来て下校してください。そういった状況になれば親御さんは当然のごとく、ここにきちんとした、いい病院があるわけですから、そちらの発熱外来へ出向いていただく。これが一番の基本だというふうに考えております。例えば学校で定期的にというご質問でしたけれども、受けない自由も、検査を受けない自由、ワクチン接種を受けない自由もあるように考えます。ですので、安易に学校で受ける、検査をさせるという行為は差し控えたいと私は思っております。以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>よく分かりました。確かにそういう問題があります。キットの件ですが、神奈川県でこのほど、新型コロナワクチン接種の対象年齢となっていない園児や児童等における感染拡大を防止するため、保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学校を通じて抗原キットを配布するということが決まりました。配布対象、先ほどの77万人の園児や児童のいる家庭で185万キット、1人2キット配るという事業がこれから行われるということです。こういったことも県の方針もあるかと思えますけれども、町独自でぜひ、こういったところも参考にして実施をお願いできたらなと思います。</p> <p>時間が、すみません、なくなってまいりましたので、3番の事業者支援に移らせていただきます。事業者数を出していただきました。昨年、先輩議員の質問では、この平成28年度のデータでという中での議論でした。令和3年度のもので、全体で5件減っているという中、国・県の制度の利用状況、制度のほうですが、これも資料をきれいに出していただきました。国・県の制度利用状況の把握は難しいということで、町の政策の一覧を出していただきました。これだけいろんなことをやられている。いろいろとやられてみて、率直に感触はいかがでしょう。これ事業者さん、フリーランスやアルバイトの方の把握もちょっと難しいということなんですけれども、そういった方への対応も含めて、実態に即した対応ができているとお考えか、まずお願いします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お疲れさまです。お答えいたします。資料つづりの3ページ、4ページに資料があるわけですが、まず初めに3ページのほうから。前回提出させていただいた28年度の資料、これは経済センサスの数字ですので、5年に1回ということで、前回古いというご指摘があったんですけれども、今年度におきましては今やっている最中、こちらにつきましても下書いてありますとおり、3年度分については未確定ということですので、まだ動く可能性ありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。</p> <p>それで業種につきましては、お示しの通りですけれども、4ページ以降です</p>

けれども、決算の部分と、それから3年度にわたっての繰越し、それから令和3年度の当初からの分、その内容が記載されております。個々にはご説明はしないわけですが、始まった頃、令和2年度の4月頃ですが、そのときに小海の商店街にも初めて時間短縮、休業要請が出されたということでした、ゴールデンウィークを控えた頃、県が要請して、小海においてもそういうことの要請があり、実際に協力をさせてもらったということでございます。その期間は4月23日から5月6日まで、2週間だったということです。こちらのほうで一番強い影響を受けざるを得なかったということで、これに対しては、資料の4ページの商2というのは商工費ということなんですけれども、商工費の2、3にありますとおり、新型コロナ拡大防止協力支援金ということで、これは県と市町村が協力して、負担も県が20万、町が10万ということで、その協力をいただいた事業者の皆さんに30万円ずつ給付したという内容のものでございます。

それ以降、小海町においては、特に取り上げてみますと、お食事券であるとか、P-ネット商品券の配布を多く実施しています。大体どのくらいということなんですけれども、こちらについては他町村に、南部地区の村ですか、佐久穂も含めて他町村に比較してなんですけれども、小海町においては大体3万5,000円ぐらいの配布、それはお食事券やらP-ネット券やら、販売ではないものとしてそのくらいでございます。例えば川上におきましては、配布の中では商品券1万5,000円というぐらいのものが高いほうで、そのほか3,000円、4,000円程度の配布であったということで、こちらにつきましては、広く配布することによって事業者への支援になる。飲食店、それから小売店等々、支援ができたのではないかと思います。

そのほかに直接の支援として、販売が減った場合に経営継続支援金というような、5ページの上ですけれども、商の7、こういったものも現在も実施、今年度も実施しているものもあるわけですが、実際に10%以上下がった場合、前年、前々年に比較して下がった場合に支援をする、給付をすると、そういったものも取り入れて実施をしてきました。やはり直接の給付というのは、一時金の30万円とか、20万円、10万円ですので、それによって販売を取り戻すということとはできないわけでした、一時しのぎであると思います。それに代わって食事券やP-ネット券というのは、行き先は住民の皆さんに委ねられる部分はあるんですけれども、自分が欲しいもの、また、通常食べないものとか、そういうものをこれを機会にとということで注文する、また、テイクアウトするというようなことがありまして、事業者にとってもなるべ

	<p>く通常の状態に近づける、そんなふうな効果があったのではないかと思います。いずれにしましても、これで十分ということにはなっていませんが、ある程度の効果、そういうことはあったというような評価をしております。以上です。</p>
5 番議員	<p>いろいろまだお聞きしたいことがあるのですが、時間がなくなってしまったので、宿泊、資料でいいますと、6ページの宿泊関係の事業についてちょっとお聞きしたいんですが、これは宿泊者の皆さん、来ていただくために宿泊者の方への支援ということで、お宿には一銭も入らないわけですよ。だから同じ方が何泊も、これいいじゃないか、いいなと思って利用するというケースもあって、それはどうなのかとちょっと思うんです。ならばそのうちの何割かを、例えば5,000円のうちの何割だとかをお宿とかに直接支援ということにはならないのかと。3年度の補正3号でも観光合宿補助事業が495万で出されました。作成当時はここまで感染が広がる予測はなかったと思うんですけれども、もう今年度も軒並みキャンセルで、全くものにならないと、こういったものを変えて、財源にして、観光業のほうを直接支援するだとか、そういう転換はできないでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>宿泊者の補助事業につきましては、宿泊の一部を補助する、それは直接は宿にお金は提供することになるんですけれども、宿のほうでは宿泊された皆さん、これだけ補助、安くなるよというようなことで、あまり大きな広報もしてはいないんですけれども、ホームページなどとか、受付窓口、または予約されたときに、受付のときに話をさせていただくというような方法で実施してまいりました。議員さんおっしゃられる一定の額をとということもあるんですけれども、やはり宿によってその規模というんですか、実際にどのくらいの年間泊まれる方がいる、そういうことによって補助額を変えるのが通常平等だというふうに思いますので、これについてはやはり宿泊の数で補助するのが最も公平ではないかという判断の下に実施したわけです。</p> <p>また、合宿につきましては、今はできないということなので、これは予算をそのまま冬のほうまで持ち越しさせていただいて、また冬休みのときの合宿であるとか、秋にあればそちらのほうの合宿に充ててまいりたい、そういう考えでおります。以上です。</p>
5 番議員	<p>もう一つ、プレミアム券についてです。昨年度はスーパープレミアムということでしたが、購入は1,219世帯、全世帯の62.0%、詳細を出していただいて見てみましたが、10万円購入の方が866世帯、7割もいらっしやると。やはりこれを見ると、お金がある方は、ほかの方に頼んでも買うことができるよ</p>

	うな仕組みであると。去年は特別給付金10万円をぜひ町長も使って、これ使ってくれということでしたけれども、やっぱり生活が厳しいと、すぐに生活費に消えたという方も多くて、偏りがあつたのではないかと私は思っています。また、今年度もコロナ対応として補正4号で出ています。これ幅広く、今までのことを振り返って町民の声を聞いたり、何か改善すべきなど、立ち返った上でこういうふうに予算を出してこられたのか、そこだけ最後にお願ひします。
産業建設課長	お答えいたします。プレミアム付商品券の販売につきましても、様々なご意見をいただいております。令和2年度においては、50%のプレミアム付商品券ということで、かなり購入意欲があるのかな、また、その裏側には10万円の給付、国からの給付もありました。ですけれども、それで商品券を買う買わない、やはり町民の皆さんそれぞれの考え方になろうかと思ひます。こちらは町民目線と考えますと、買う人、買わない人、なるべく全員が買えばよかつたということになろうかと思ひますが、やはり事業者の面、コロナに対して困っている事業者に対しての支援ということを考えますと、はっきり言ってどなたがお買ひ求めいただいても、それが小海町の事業者の皆さんに伝わっていつて、それで販売が少しでも保てればいい、そういうような考え方もございますので、どちらかというとなら事業者に重きを置いた政策であつたと評価しております。以上です。
5番議員	もう時間がないので、本当にお一人お一人の住民の方に寄り添っているのか、声が聞けているとかという点では、私もまだまだ足りないと思ひしているところなんです。引き続き私も頑張りますし、職員の皆さん方にも頑張つていただきたいと、よろしくお願ひしたいと思ひ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議長	以上で第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。 これから午後1時まで休憩いたします。 (ときに11時51分)
<u>第6番 的埜 美香子 議員</u>	
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
6番議員	第6番 的埜美香子です。通告が少し不十分だったので、少し前後したり、質問用紙には書いていない質問もあつたりするかもしれませんが、趣旨からは逸脱はさせないつもりですので御容赦ください。

	<p>今回、私は災害に強いまちづくりへ、地域防災計画をどのようにして進めていくかということと、気候変動の問題について、町としてはどう対応していくのか、そして、黒澤町政3年目の決算を迎える中でのこれまでの総括はということで質問をさせていただきます。</p> <p>早速、1つ目の災害に強いまちづくりへ、地域防災計画の進め方はということで、これまでも何度か防災についての質問をさせていただいていますし、町のほうでもこの間、防災対策進めてきています。その中での進捗状況などを伺いながら、新たな提案などもさせていただきたいと思います。100年に一度と言われる災害が全国で、あちこちで毎年のように起こってきています。つい最近では、熱海で起きた土石流災害や岡谷市、箕輪町、茅野市と次々と身近にも災害が起きています。この辺でも、一昨年台風19号災害で大きな被害を受けてしまったばかりです。早い段階での避難行動の呼びかけにより、人的被害は回避されました。しかし、一方で課題も残りました。避難所の在り方や地域防災の重要性など、町民自身が感じたことでもあり、それぞれの地域でも、今後の地域課題として話合いも進められていると思います。町でも、新たな避難所の指定をしたり、避難所に発電機の設置や河川のカメラ設置、またハザードマップの作成、道路や橋梁補修工事など進めてきました。そして、地域防災計画、自主避難計画を進めているところだと思えますが、台風19号災害以後、町としては、どういったことを重点に防災、減災に取り組んでいるか、改めてまずお聞きしたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お疲れさまです。地域防災計画の進捗状況ということでございます。地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づき、小海町が作成をしております。そして、町、関係機関、住民の皆様、その他の全機能を有効に発揮し、風水害、地震、大規模な火災などに備えた計画を策定しており、災害発生前の災害予防対策、そして災害発生後の災害応急対策、そして発生後、災害復旧復興対策の3つの対策を実施するということにより、生命、身体、財産を災害から守るということを目的としております。令和元年台風19号、その後、どのような対応をしたかという御質問であります。まず、避難所につきましては、令和元年11月ですか、検証会を行いました。そういう中におきまして、避難所が川西地区に設けられていたと。しっかりした橋梁、橋もありますが、やはり河川の増水ということを考えたときに、川東地区にも必要ではないかというようなことで、保育園を避難所としました。先ほど議員さんおっしゃられましたように、そこに発電機等々を整備をしたということであります。また、本村地区におきましては、公民館が非常に河川の近くだということで</p>

	ありまして、東側の山あいにありますお寺、松源寺さんと契約を結ばせていただきまして、そこを避難所としております。そういうような対応をし、町民の皆様が安全で避難をできる、そういう対策に心がけているというところでもあります。以上です。
6 番議員	初期対応と応急復旧ということを重点に、先ほども言いました避難所の見直しとか対応、川西だけじゃなくて川東へということも対応していただいたということで、長期振興計画の基本方針を見ましても、防災面では地区ごとの防災マップの作成により、防災意識の高揚や自主組織による避難・救助体制の充実を図るというふうにあります。そこで、地域防災計画のほう、そういうことも進めていると思うんですが、その進捗状況のほうをお聞きしたいと思います。お願いします。
町民課長	地域の防災計画ということでもあります。災害時の各地域に合った初動マニュアルとなり得ます地域防災マップ、自分たちの地区は自分たちで守る、そういった意味で作成に向け取り組んでおるところであります。そういう中、本年、5地区を作成予定でありまして、年度末には13地区が完成をする見込みであります。このマップの作成を通じまして、町民の皆様が災害への備え、そして意識の高揚につながればありがたいと、こんなことを感じております。そして、各区長さんなどと情報の交換と共有をしまして、被災者を最小限にとどめるということが一番の目的であるということでございます。以上です。
6 番議員	本年5地区で、年度末には13地区ということで、今、お聞きしましたが、これ、33集落全部予定なのかとか、ちょっとその辺お願いします。
町民課長	平成30年度から始めまして、本間川区、本間区、宿渡区、そして鎰掛、小海原、芦谷、笠原、大畑と前年までつくってまいりました。ただいま3年度の地区については調整中でございます。そして、33地区のうち、馬流とか土村はそれぞれの区とか地区がありますが、1つのものとして町全体を整備をしたいという考えであります。
6 番議員	一通りの地区の作成予定ということで捉えました。以前の質問のときに、町民一人一人の危機意識や自助努力を高めていくことが大事だと、町長お答えになったと思います。もちろん自分の身は自分で守る、その基本姿勢は大事なことです。しかし、今、この地域、小海町ですね、高齢者率が大変高くなっています。独り暮らしも多くなっている小海町、実際、災害時の不安の声はそういうお年寄りから、また近所を見渡して、そういうお年寄りが多いこと、そして障害者や障害を持った方、小さいお子さんがいる家庭、そう

	<p>いう方たちが災害時の心配をされています。ですから、個人、自助ですね、では、個人では無理なときのお隣、近所の助け合い、共助が特に小海町では重要になってくると思います。そういったことを前提として、地域防災計画を進めていかないといけないと思います。その中で、どのように我が事として考えるか、考えられるかだと思います。やはりそれには、地域に合った防災計画を地域住民で考えることが大事だと思うわけですが、こちらですね、これは宿渡でつくったものですが、自主避難計画を例に見ますと、自分の地域の危険箇所の把握、そして自主避難行動の手順、非常用品をはじめ、日頃から心がけることなどが記載されています。これを何回も見て、いざというときに備えてシミュレーションすることは大事だと思います。しかし、これには身近な範囲での避難誘導など、地域での素早い行動をどうするかは書かれていません。自主避難計画からさらに詳細な初動マニュアル的なものが必要ではないかということ、以前の一般質問でも提示をさせていただきました。その中で、助け合いマップもその一つだと思いますが、地域防災、組織的なものになるのか、どのようにそういったことを構築していく計画か、地域防災計画を今後どのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。</p>
<p>町民課長</p>	<p>実際問題としまして、警戒レベルが3では高齢者などの皆さんに避難を呼びかける、そして、レベル4では全員の皆さんが避難することになるということでもあります。そういう中で、災害が発生する前に、必ず避難情報が発表されるとは限りません。災害の予兆が確認されることが少なくない、どこかで異変が起きている、そういうことに気づいた段階で、地域の皆さんの判断で、早期の避難をすることが大切なことだと感じております。地区の区長さん、役員さん、そして消防団員の皆さん、日赤奉仕団の皆さん、大勢の地域の皆さんの協力をいただき避難することとなりますが、今、行っております避難行動支援者名簿、そのような名簿を地域の支え合いマップと一緒に活用し、支援が必要な方など事前に避難準備を行い、そして災害から身を守るということになるかと思います。先ほどシミュレーションというような御発言もありましたが、実際には、昔からここに住んで、どこの沢がどうだと、そういうことは頭の中でそれぞれの方がある程度は理解をされている。それをそのマップの作成によってもう一度振り返る、そういうことによりまして、防災への意識が高まっていけば、災害が防げるんじゃないかということを思っております。以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>レベルに準じて大勢の地域の協力ということで、話を伺いました。最近の</p>

	<p>異常な雨の降り方や全国的にも頻繁に豪雨災害が、豪雨被害が起きています。そして、いつ起こるか分からない大地震、そういったこともあります。あまり悠長なことは言っていられないと思います。</p> <p>もう一点、通告していませんが、防災訓練のことをお聞きしたいと思います。去年は予定されていた防災訓練、町の職員さんと区長さんで当初予定していたものをコロナの関係で縮小したと思いますが、今年は予定されているのか、予定されているのであれば、内容のほうも教えていただきたいのですが、お願いします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>町の防災訓練についてという御質問であります。現在、計画しておりますのは、秋、11月7日の日曜日に行いたいと思っております。通常ですと、9月1日防災の日近辺に行うわけでありませけれども、区長会に提案というかご相談しましたところ、やはり高原野菜の収穫の時期だと、できればそういう作業が一段落したほうが良いという御意見をいただきまして、11月7日の日に行いたいと思っております。そして、訓練の内容等であります。4月10日に宿渡において住宅火災が発生してしまったと。当然、自然災害もありますが、住宅火災が発生してしまった。そういう教訓を生かして、いろいろなことを、訓練をすべきというか、したほうが良いんじゃないかというようなご意見が寄せられております。そういう中で、やはり初期消火活動の重要性、消防団員以外の区民の皆様が誰でも扱えるような消火栓だとか消火器、そういうものの扱いをやってみたらどうかということ、それともう一つは、各家庭に消火器を置いてあるわけですが、その消火器の置く場所を火元から離れた場所に置くとか、そういうことを確認をし合うことも大切だということです。また、半鐘の鳴らし方、今、登って叩く半鐘と変わってきてまして、サイレンになっています。その押し方の確認をする、そういうことによって、例えば隣の御家庭が火事だというときに、防災行政無線で聞いていたら、隣が火事で慌てたということのないように、早くみんなに知らせることが大切であるということを感じております。それともう一つは、常備消防が当然到着するわけですが、それまでの時間というものが非常に長く感じてしまう。そして、常備消防も当然一生懸命やられているんだけど、遅いとか、いろいろな意見がどうしても出てきてしまう。そういうことのしっかりした説明、そういうことが大切ではないかというような内容を通じて、町が当然主体であります。消防団員の協力をいただきながら、区長さんと調整をし、行いたいということでもあります。以上です。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>宿渡の火災は本当に残念な火事で、初期消火の大切さというの、私たち、</p>

	<p>区の住民としてもよく目の当たりにしたことでした。なので、やっぱり初期消火を含め火災の避難訓練というのもすごく大事なかなと思いますが、これは、対象は全地区を対象にするということでしょうか。すみません、そこをお願いします。</p>
町民課長	<p>言葉が足りなくて申し訳ありませんでした。全地区を対象に行いたいということでございます。</p>
6 番議員	<p>火災も大事なんですけども、自然災害に対しての避難訓練、防災訓練というのは考えていないのか、お願いします。</p>
町民課長	<p>考えているかいないかという、考えてはおりますが、実施するかしないかという、今年はその形で防災訓練をやりたいということです。ただ、そういう災害に備えても、先ほどの防災マップの作成、そういうものを通じて意識の高揚を図っていくという、総合的な感覚で取り組みたいということでございます。</p>
6 番議員	<p>火災のほうも関連していますので、そこも一緒に進めていっていただきたいと思います。昨日でしたか、信毎にちょうど茅野で起きた災害のことが大きく載っておりました。土砂の流出規模が大きかったものの、住民の多くが避難して、けが人は出なかったと。地域でそれは例年避難訓練をして、災害への意識を高めていたことや、避難指示発令後、防災無線で避難を呼びかけたり、今もありました、消防団員や茅野署員が住民に直接声をかけて回ったりしたことが、避難を早めたことというふうに書かれていました。日頃の防災意識と避難の初期行動の重要性だと思います。みんなをその気にさせる訓練をぜひ進めていただきたいと思います。</p> <p>もう一点、避難所での備蓄品について十分かということですが、資料も作っていただいたので、まず説明をしていただきたいと思います。お願いします。</p>
町民課長	<p>では、資料つづりの13ページ、14ページをお願いいたします。小海町の災害用の備蓄品でございます。令和2年度の行が、昨年準備をしたり使ったりした行であります。そして、その左側が以前から準備をしてあったもの、そして一番右側が現在、在庫というか管理をしているものということになります。議案質疑で、どんなものかという御質問もいただきましたが、ここに示してあるような保育園に防災倉庫と、一覧表になっております。そして、金額的には、令和2年、2,148万7,825円の予算を執行しまして整備をしたと。そして、管理場所については、八那池の旧農業集落排水の処理施設、それを今、倉庫として使っております。そこへ保管をし、そして災害の際には、事前に職員が対応するという体制を取っております。以上でございます。</p>

6 番議員	<p>前回の生理用のナプキンのことで、そのときにもお願いしましたが、右側の残数がゼロになっているようなところ、やっぱり紙おむつとか生理用品なんですけれども、そういったものの日数が迫ってきたものの有効利用、また、これ今ゼロになっているんですけれども、在庫を速やかにとというか、しっかりと更新していただきたいのですが、その辺いかがお考えでしょうか。</p>
町民課長	<p>御指摘のとおりでございます。現在はこのような数字になっております。いずれにしても、保存食だとか飲料水、そして消耗品というか、先ほど言われました生理用品、紙おむつ、そのようなものを、賞味期限とか使用期限とかいろいろあると思います。そういうものをしっかりと把握というか管理した中で、適切な更新や保管を計画的に実施をしていくというつもりでおります。現在のところはこういう数字であります。以上です。</p>
6 番議員	<p>また、各地の避難場所、公民館だとかそういったところに、最低限の備蓄品を用意しておく必要があると思いますが、その辺はどうなっているか、お願いします。</p>
町民課長	<p>それぞれの避難場所、主に公民館とかそういうところになるわけですが、実際にどういう形でいつ使用するか見込めない、当然災害ですから見込めれば困るわけなんですけれども、見込めない。だが、台風等の災害については事前に危ないかどうか見込みはつく。その段階において、職員が、当然事前に分かれば事前ですが、当日になれば当日、避難場所を区長さんなりと相談をし確認をした中で、そこへ届ける。そして、少なくとも日没前に、暗くなって危険を伴うような災害の対応は避けるということで、確認をし、職員が対応をするということでもあります。</p>
6 番議員	<p>当日になって対応をするということなのかなと思いますが、特に孤立をしてしまうというふうに想定をされるそういう地域に、道路の遮断とかで、そういう地域にはやはり前もって、地区任せではなくて、そういうものこそ、やはり自治体のほうでしっかりと助成をしていく、配備していくということを強く要望しておきたいと思います。</p> <p>すみません、少し前後してしまいましたが、それでは、持続可能な防災活動にするにはということで、防災活動を単独で実施すると長続きしないとされています。消防団組織のようなしっかりとした組織が確立していないことや、防災といういつ来るか分からない、どんな災害が来るかも分からないことに備えて行う特別な活動だからです。活動が低下するもう一つのリスクが、防災組織のリーダー的な、区長になるんですかね、そういうときに、区長さんなどが代わるときにと言われております。ですから、防災活動を長続き</p>

	<p>させるためにはどうするか。住民が知らず知らずに参加でき、楽しく活動できるところから考えていく。先ほど課長からもありましたけれども、少し前までは、どの地域でも助け合いとかそういうことがあったと思います。いろんな地域で行われてきたお祭りとか、子供たちの行事、そういうことを、今では本当にそういうことを行うことが大変になってきていると思いますが、例えばお祭りでテントを立てたり、大勢の料理を作ったり、何気ないことがいざというときに役立つものです。地域おこしや地域づくりなど、様々な活動と連携というか連動させて行うことが長続きの秘訣のようです。しかし、地域の行事などが減る中で、一番小さなコミュニティーである区で、防災のリーダー的存在の育成や、あまり負担にならないような防災教室を開催したりとか、こういうことに町が手助け、協力をする。住民自ら防災を考える機会をどうやってつくるかを区長さんたちと考える。自助レベルでの発想は防災意識も進まないと言います。個人のことだからと考えてしまうからです。それが共助となれば、他人事ではなくなるのです。コミュニティーの力を使って、自助を推進すると言います。共助の推進は公助、普段からこの関係が構築されていると、いざというときに、逆に自助から共助、共助から公助の力が働く、そういう構築が大事だと思います。町長自身、町職員自身が防災意識を高めることが大事だと思います。町長、どうでしょうか。</p>
町長	<p>私も地区防災マップの作成に行きまして、つくづく思ったのは、やはり小海町はこれだけ危険なところが多いんだということをしみじみ感じました。それから、それぞれの地区の防災マップ作成現場を写真撮っていただいて、私も拝見しましたが、老若男女、特にお年寄りの皆さんの知恵とどう言いますか、知識とどう言いますか、そういうものを拝聴した中でできているんじゃないかというふうに思います。これは、若い皆さんの知り得ぬ部分のところを、やはり伝えているというような、非常に貴重なことだと思います。こうしたことは、やはり各地区で進めていくのは当然と考えております。全地区完成するまで、これは素早い態度で行政のほうも接していきたいというふうに思っております。</p>
6番議員	<p>ここで一つ提案なのですが、地域防災活動を進めるには、住民への防災教育が必要です。まず、避難勧告や土砂災害警戒情報、また土石流危険溪流など命に関わるような用語の理解や、活動する上で最低限の知識を吸収し、地域の災害観を頭に入れる。そして、住民自身が地域のことについてどうすればよいのかしっかりと考え、住民自身が答えを見つけていく。また、先ほどちらりと述べました、地域のリーダーを養成するような講座など、常</p>

	<p>に意識することが大事だと思います。そういうことができる防災センターのようなものをつくってはいかがでしょうか。例えば防災グッズの展示や販売、そしてコミュニティーの構築もできるようなそういう、センターと表現しましたが、そういうものですね。突然の提案で何とも答えづらいかと思いますが、町長、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>お聞きした中では、そういったことも必要かと存じます。また、やはり常にそういった意識を持っていなければいけないということですので、それについては、また再度検討させていただきますけれども、やはり私は台風19号のときにつくづく思ったのは、先行しての防災だということを思いました。避難所を前日に開設したことにより、消防団、民生委員の皆さん等々に速やかに連絡を取って、小海町で初めての避難をしたというようなことですが、それはやはり、総合センターだったんですが、前の日に用意できたということが一つの教訓になっております。したがって、先手を取るとか、先行するという事前の、今やはり気象庁でも大変素早く発してくれますので、そういったところにやはりいつでも目を光らせ、神経を向けているということが、一番大切ではないかというふうに思います。防災センターにつきましては、ちょっと今、唐突な御提案でありますので、再度また検討させていただきます。</p>
6番議員	<p>防災に先手先手でいくと、防災にやっぱりやり過ぎはないと、私もそういうふうに思いますので、ぜひその気持ちで進めていただきたいと思います。先ほど、ほかの議員からアルルの話も出ましたが、これがアルルかどうかということの話ではないですけれども、やっぱりコミュニティースペースと防災意識を高められる、そういう防災コミュニティーセンター的なものをぜひ検討していただきたいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。気候変動の問題です。近年の異常気象により、先ほどもありました、災害がより大きくなり頻繁に起こってきていること、気候危機と呼ぶべき非常事態だということは、今や誰もが認識していることです。この間、何度も私だけでなく、ほかの議員からも質問もありました。また、今日この後、ほかの議員からSDGsの関係、その観点からの質問もあるようですが、国連IPCC気候変動に関する政府間パネル、1.5度特別報告は、2030年までのCO₂削減を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度までに抑え込むことができないことを明らかにしました。1.5度の上昇は洪水のリスクにさらされる人口が今の2倍となり、食糧生産も減少するなど、人</p>

	<p>類と地球環境は今以上に打撃を受けます。2度上昇すれば、洪水のリスクにさらされる人口は2.7倍に増加し、サンゴの生息域は99%減少してしまいます。さらに、大気中の温室効果ガスが一定濃度を超過してしまうと、後戻りできなくなり、3から4度上昇してしまうと、気候変動による影響が連鎖して、悪化を止められないという破局的な事態に陥ってしまうことが報告されています。また、この5日には、世界の主要な200以上の医学誌や健康関係の専門誌が、地球の気温上昇を制限して、生物多様性の回復と健康を保護するための緊急行動を呼びかける共同社説を発表しました。そこでは、このままでは、地球の平均気温が産業革命前より2度をはるかに超えて上昇する可能性が高く、健康と環境の安定性に壊滅的な結果をもたらすと警告をしています。これだけ気候危機の問題が深刻する中で、先進国の中でとりわけこの問題の取組が遅れている日本の政府に、もっと思い切った緊急行動が求められているわけです。それでは、町での取組はどのように考えているか、その議論の前に、町長自身の危機意識をお聞かせください。</p>
<p>町 長</p>	<p>昨今、この異常気象というものがどこからかというような学者さん等々の説がございまして、海水温の上昇、あるいは森林等々の乱伐等々であるというような説をお聞きするに当たり、我々一人一人が他人事ではなく、やはりそこに接しているということが大変重要ではないかというふうに思います。小海町にいて、緑の中におりますと、ややもすると、やはり酸素不足というようなこと、あるいはCO₂の削減に関係ないというような意識が起きがちですが、やはりそこは日本の先端をいっています企業の皆様も、もう既にそれぞれがCO₂削減の宣言をし、そして向かっていると。我が町でもCO₂削減の宣言をということで、議会でも論じられましたけれども、私たちのやはり宣言だけして何をするか分からないというようなことでは、宣言の意味がないじゃないかということで、その時点では否決をされたわけですが、その考え自体は議員の皆様からもよい考えであるということはお出しております。したがって、我々も一人一人の意識を高めるためにも、そういったものに向かって勉強し、そして知識を増やし、その芯のところを自分自身が持つていくということが大切ではないかというふうに思いますので、啓蒙活動はじめ宣言等々も含めた中で、十分検討をさせていただきたいと思っております。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>町長自身は危機感を強く感じているということで、同じ認識の上で、この後議論を進めさせていただきます。しかし、町の長期振興計画を見たときに、この問題の危機感とか緊急性ということがあまり感じられないと、私はそういうふうに思ったわけです。先ほどの災害のこととも関わることで、緊急性、</p>

	やはり求められている喫緊の課題であります。町としてできることは何か、町の気候危機に対する対応、地球温暖化防止策、先ほどありました、そういったことをどのように具体的に考えているか、お尋ねしたいと思います。
町民課長	先ほどから申されております豪雨、猛暑、そして台風の大型化、また、真冬の減少によって、町内にある松原湖の結氷の時期が不安定になってきております。やはり言われるように、自治体、農林団体、そして民間企業の皆さん、それぞれの皆さんが気候危機、温暖化に対し、その対策と努力に力を注がなければならないということでございます。町の対応はどうかという御質問でございます。長期振興計画という言葉がございましたが、今定例会におきましては、提案をさせていただいております過疎地域持続的発展計画、この中において、家庭における温暖化対策の推進としまして、資源循環型社会を目指し、生活ごみの減量化と分別、それとリサイクルの推進、自動車からの排出されるCO ₂ 削減としましては、公用車のハイブリット化など、そして、そのほか公共施設における温暖化対策の実行という観点からは、町営住宅など公共施設への太陽光パネルの設置などが挙げられます。電気自動車の推奨ということでは、八峰の湯に電気スタンドを設置している。また、温泉のボイラーについては、木質チップを燃料とするようなボイラーの研究をさせていただいております。そして、町民の皆様に向けては住宅リフォーム助成事業、こういう事業をお使いいただいて、太陽光パネルなどの設置を補助するという状況であります。ささいなことですが、それぞれのところで僅かずつ意識をしていくということが大切ではないかと、こんなことを考えております。
6 番議員	ただいま家庭に向けての対応、そして公共施設また公用車、そういったところの対応ということを具体的に聞きました。小海町でできる地球温暖化対策、CO ₂ 削減、また省エネなどまだまだあると思います。耕作農地の減少を食い止めるためのCO ₂ 貯留量を増やす役目のある農地の確保、また、この後も林業関係ありますけれども、町内材の活用など農林業の基本的な振興策、また、脱炭素環境保全型農業の振興、そして、先ほども家庭にということで、やはり住宅リフォーム、使つての際に断熱・省エネ化進める、また再生可能エネルギーの普及等、いろいろ考えられるわけですが、今、町民課長のほうでそういったことを答えられましたが、こういったことを話し合ったり、政策として打ち出す議論は町民課でされているのでしょうか。お願いします。
町民課長	これは町民課ということではなく、それぞれの分野において、例えば温泉は

	温泉、そして、先ほど申されました農地また山林の保全、そういうものは産業建設課、それぞれのポジションにおいて検討をしているということでございます。
6 番議員	当然、課を超えた検討になってくるかと思えます。そして、町民の中には、自然エネルギーの活用の研究をされている方やいろいろな提言をお持ちの方、そういった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。気候変動の問題を町民と一緒に話し合う機会もつくっていくことが大事ではないのでしょうか。そのためには、今、課を超えてということありましたが、専門の部署を設けて、専門的な課題として、この問題に取り組んでいく必要があると、私は思います。町民に対しても、専門的なアドバイスを行える支援窓口を設置するなど、やはり緊急課題として位置づけることが必要かと思えます。専門性を持った取組をできる係を置くなど、町長、いかがお考えでしょうか。
町 長	そういった御意見があるということが一番吸い上げられるのが、町議会の議員の皆様だと思います。的埜議員も、そういった中から御提案いただいたというふうに私は認識しますけれども、これは広く地球を守るということになるかと思えます。また、この町で、CO ₂ 削減というようなことに結びつくかと思えますので、先ほど来申し上げたとおり、我が町もそういったものをたたき上げていきまして、最終的には宣言をするというような形になるかと思えますので、そういった部署との整合性等々を取りまして、検討させていただきたいと思えます。
6 番議員	議員としてももちろんそれぞれ、また議員まとまって研究したりということも大事ですし、町民の声を拾っていく努力もしていくつもりです。しかし、やはり専門的となると、また話は違いますので、ぜひそういう専門的な課題解決ということなので、しっかりとそこはやっていただきたいなと思えます。先ほど、町長、以前にも気候非常事態宣言を行ってはどうかと、私もそういう提案をしたことがあるんですが、そのときに、白馬村では白馬高校の生徒の呼びかけで、気候非常事態宣言を行った話をしました。それが令和元年12月でした。その後、令和2年の2月には、2050年までに村の二酸化炭素排出量をゼロにするゼロカーボンシティ宣言も行っています。1、村民とともに白馬村から積極的に気候変動の危機に向かい合い、他自治体の取り組む模範となります、2、2050年における再生可能エネルギー自給率100%、村内CO ₂ 排出実質ゼロによる脱炭素社会の実現を目指します、3、地球温暖化防止策の国民運動COOL CHOICE「賢い選択」をさらに推進しますといった決意表明をされています。それは雄大な北アルプス、白馬連峰の魅力

	<p>を国内外の人々に楽しんでもらうための山岳の自然環境保護という観点が、白馬村の生き残る道だということがはっきりとしているからではないでしょうか。そこで、行き着くところは具体策を打つということだと思います。宣言をするからいいのかということもありますけれども、小海町でもしっかりとした目標を持って具体的に取り組む、長振にもしっかりとのせていく、そういうことが大事なのだと思いますが、町長、もう一度伺います、いかがでしょうか。</p>
<p>町長</p>	<p>白馬村の御立派な宣言等々拝聴したわけですが、どこが何をやろうが、我が町は我が町に即したことをすべきだというふうに思います。十分立派な参考がありますので、そういうものを研究させていただきながら、また、さきの議会で宣言が否決されたわけなんですけれども、繰り返しますが、やはりこれは我々が身をもってちゃんと進めるということを決めてからの宣言だというふうに思います。したがって、それに向けての会だとか委員会だとか、そういったものの立ち上げは必要かと思いますが、今、この場で宣言するというのは、やはり時期尚早ではないかというふうに感じております。やはり今、的埜議員がおっしゃったように、様々なところで大変よい案というものがあろうかと思っておりますので、ぜひ参考にさせていただきながら、この町に即した一番適した方法でのものを進めていったらというふうに、私は考えています。</p>
<p>6番議員</p>	<p>町に即したということで、宣言をすることだけがいいということではないと、私もそういうふうには思います。しかし、白馬村の長期振興計画を見ました。白馬村では、第5次計画後期計画は令和3年からの5か年計画になります。その中で、クリーンエネルギー、自然エネルギーの利活用のことなども書かれていますが、大きな特徴としては、第5章として、自治体行政に期待されるSDGsの取組についてがしっかりと書かれており、持続可能で発展的な魅力ある村づくりの実現に、基本目標に向かって取り組むべき方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標と、スケールは違うものの、方向性は同じであるということをしかり明記し、それぞれの分野がSDGsのどの目標に当たるかを考え、計画の推進を図るとあります。今、大事なものは危機感や緊急性を持って具体策を打つことだと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>最後の質問に移ります。この9月議会は決算議会でもあります。黒澤町政にとって3年目の決算を迎えるわけですが、これまでの総括はということで、質問の用紙のほうには、令和2年度の施政方針に示されました「第6次計画期</p>

	<p>間というのは、将来の小海町の明暗を左右する大切な期間だとも言えると思います。方向性を見誤らないよう、「元気な小海町づくり」のため、積極果敢に進めて行きたいと考えております」というふうに記されております。また、「引き続き全ての町民が健康で明るく楽しく暮らせる温かい福祉と医療の町、子育てしやすい町を目指して着実に実施してまいります」ということが打ち出されたわけですが、まず1点目の「元気な小海町づくり」は進んだのかという質問ですが、具体的にどのように進めてきたのかということも併せてお答えください。</p>
<p>町長</p>	<p>私が2年目のときに篠原議員、そして、3年終わったときに井出薫議員から同じ質問がございました。その都度、きめ細かにお答えしたつもりですけれども、私は平成30年3月26日から町長という職に就かせていただいております。選挙公約に掲げた3つのキーワード「挑戦・新鮮・実行」、このことでそれにまつわる細部にわたっての公約を17個立ててまいりました。そのうち、3年目終わるときに、17のうち16しかやっちゃいないじゃねえかというふうに、ある議員から言われましたが、17分の16は結構やっているほうだと、私は自分で自覚をしたところでございます。あと1個あったわけですが、この1年間の間に必ずや実行するべく、私は動いております。それから、築き上げたこと、成果等々は数々ありますけれども、その中ででも、憩うまちこうみ事業が、私が町長になりまして3年目から行ったわけなんです。就任当時、先行きがあんまりはっきりしていないというようなことだったんですが、私はこれは内容を聞きましたら、すばらしい取組であるというふうに思いました。そして、このことについてチャレンジの精神をもって頑張るよう、職員の皆様に課を超えて進めてきたわけでございます。皆様も御存じのとおり、平成31年2月15日、小海町主催で長野県阿部知事、そして故C. W. ニコル氏、協会けんぽの理事長等々をお招きし、シンポジウムを開催したのは御存じかと思えます。そうした中で、現在、コロナで低迷はしておりますが、全国を代表する17の企業の皆さんと提携をさせていただき、社員の皆様お越しということがなかなかできないわけなんです。会社とのやり取り、特に当初参入していただきました会社の会長さん、笠原のほうに引っ越ししていただきまして、その関係でワインブドウの栽培というようなことになっております。また、先日お伝えしましたが、嶋屋さんの2階にIT関係の会社をお招きしまして、その場所が支店というふうになっておりまして、その支店で五箇のほうにイワナの養殖を始めていただいたと。先般の上水道審議会の中でも、審議員の皆様には、その場所をよく見ていただいたということであり</p>

	<p>ます。そして、こちらの支店長さんですが、私のところに度々お越しになるんですけれども、地域のために私たちは動きたいというような意思もお聞きしております。これも憩うまちこうみという、こういうことを進めていかなければ、なかったのではないかというふうに、1つの成果だというふうに思っております。善の循環という言葉がございます。他人の利益を図らずして自分の繁栄はないということがございます。これは、私は人間の生きざま、あるいは政策の持っていく方の基本ではないかというふうに自負しているところでもあります。したがって、これはまず、よい町はよい人づくり、そのよき人がさらによい町をつくる、このことにつながっていくのではないかと思います。したがって、私が言っている元気な町は、元気な町民をつくり、その元気な町民がさらに元気な町をつくと、この循環がうまく回ることで、元気で強い町をつくるのではないかというふうに思っております。そこで、私は職員の皆様に元気を出していただき、毎日いい顔をして挨拶しろということをお願いしております。朝礼で申し上げるのは、朝、鏡を見てきてくれと。自分が今どういう表情でいるか、鏡を見て、そして判断し、もし情けない顔をしていたなら、そこで口角を上げ、よく笑い、そして役場へ来ていただくということをお願い申し上げ、それを元気の源としていただき、最近思いませんか、職員の皆さんがいい顔になったと。私は思っております。福祉と医療の町、子育てしやすい町は済んだのかな。これは次か。失礼しました。次まで答えてしまいましたので、これで終わります。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>具体的にいろいろな事業として見ていくというつもりでしたが、ちょっと時間もないので、町長は選挙公約の中の「挑戦・新鮮・実行」、また17の項目という中で16進めてきていることで、大変すごいなというふうに思いました。チャレンジ精神で取り組むということで、町長から何度もそういうことをお聞きしています。そして、一つ一つ見ていった場合に、この黒澤町政というのは、半分はコロナ対策に翻弄された、そういう大変な町政運営を進めてきたということを誰もが理解しております。しかし、この大変な時期だからこそ、いろんな事業に取り組んでいく、それが憩うまちこうみしかり、会社17と提携したというわけですが、なかなか進んでいないようにも見受けられるわけです。こういう事態のときにどうやって進めていくのか、それはやっぱり今以上の知恵と工夫、大変なコロナ禍でも進める方法、模索は当然のことで、やはりコロナの事業の中で頑張っ進めていくということをしつかりとやっていただきたいなと思います。そして、事業の計画ですね、もっと慎重にやるべきだということも、いろいろな事業の提案時の中で、御指摘が</p>

	<p>いろいろな人からありました。先を見据えた事業内容、事業の進め方にしっかりとなっているかということ、一つ一つ確認しながら進んでやってもらいたいと思います。「元気な小海町づくり」、何をもって元気なのかということにもよりますが、経済的なのか、気持ちなのか、何か活動することということなのか、人がにぎわうということなのか、その辺がちょっと何か漠然とし過ぎているというか、少し私は主体的ではないんじゃないかというふうに、そこが計画性の甘さに出ているのではないかということも指摘したいと思います。</p> <p>それでは、2つ目の「全ての町民が健康で明るく楽しく暮らせる温かい福祉と医療の町、子育てしやすい町」はいかがでしょうか。前進したでしょうか、お願いします。</p>
町長	<p>お答えの前に1つ、その計画の甘さが見てるということをおっしゃいましたが、私はそういうことは思っていません。人と人との施策、これは慎重に慎重を重ねてやっているということをお忘れなく。そんな簡単な問題で人と人とのもの、やっていませんよ。ですから、そういう声があるとか、お聞きしたとかということは、やはり町民の声であろうか何だかは、私にはつかめないところですが、少なくとも施策の一つ一つは勝手にやっているんじゃないかと、職員と私と十分に練った上で、そしてこの議会に上げて、それを実行しているというのが事実だと思います。ものが拙速であるとか、軽はずみであるとか、そのようなことは言われる覚えはありません。そういった声のあること自体が、私はちょっと遺憾でございます。</p> <p>それから、お答えでございますけれども、福祉と医療の町、子育てしやすい町は進んだのかということですよ。それを言っていますけれども、これについても、十分ということは何をもって十分というかは言えません。しかし、満足できるとも思っていないんですが、一定の前進はしているつもりでございます。当然、議員各位の御支援、御提言、御理解があつて前進だと思っております。この点については深く感謝申し上げますが、引き続き、町民のため、町の発展のため、建設的で実行可能な提言をいただければというふうに思います。子育て、福祉等々、これも私は元気という言葉で表現してまいりましたが、なかなか難しい。しかし、越えなければならぬ問題だと思っておりますので、また御指摘のほどよろしくお願い申し上げまして、返答をさせていただきます。</p>
議長	<p>以上で第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。</p> <p>これより2時15分まで休憩とします。 (ときに14時01分)</p>

第8番 品田 宗久 議員

議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、第8番 品田宗久議員の質問を許します。品田宗久君。</p>
8 番議員	<p>8番 品田宗久です。通告に従って一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>先ほどは1番議員さん、とてもすばらしい一般質問をしていただいております。感謝申し上げます。私も小海駅前再整備についてということで質問させていただきます。昨年11月の小海駅前再整備検討委員会の答申について、6月にも一般質問したんですけれども、抽象的過ぎるということですので、今回、少し具体的に話をさせていただきたいと思います。</p> <p>1番の町民誰もが憩い集うことができる拠点づくりということで、先ほど来、いろいろ話も出ておりますけれども、私は最近のこのコロナ禍は、人間がより便利に、より早く、より豊かにを追い求め、大量生産、大量消費で経済性、効率性を優先した急ぎ過ぎた社会や生き方の見直しを訴えているのではないかと考えております。東京への一極集中が人と人との関わり、人と自然との関わりなどを希薄化してきたのだと思います。田舎のよさは、人の顔が分かること、声が聞こえることとつながっていることでもあります。今のこのコロナ禍で、日常の当たり前が当たり前ではなく、すごいことだったと感じている人は多いと思います。群馬県の上野村では、合同会社ゆーぱる上野というのを作りまして、農業作業班というのと、いろいろあるみたいなんですけれども、農業作業班は高齢者たちが遊休農地を使ったりしながら働いているそうです。高齢者にとにかく家から出てきてもらうにはどうしたいかということで、村の中の遊休農地を耕してもらおうと、くわさえあれば、それなりにできる仕事であり、能率はどうでもいいので、出てきて、たき火でもしながらお茶飲んで楽しくやってくれればいいと。そうすれば会話も増えるし、足腰も動かすので体もいい。それで、すごく安いパート代なんだけれども、来ている人も目的が収入ではなく、ちょっとお小遣いを得るくらいの、年金の足しにするくらいなんだけれども、実際にそれをやったら健康保険の利用が減ったと。町は何となく採算が合っていればいいということで、みんなが楽しくやってくれればいい、医療費が下がったりいろいろなメリットがあるので、総合収支は黒字だそうです。人間は与えられたものだけではなく、自分たちで考えてやっていくうちに、だんだん面白くなってくるということ</p>

だっております。人は人とのつながり、コミュニケーションを求めています。そこに暮らす人たちの生活や文化を生き生きとさせ、外からやってくる人が交流したくなるような生活文化をつくっていくことが大切ではないかと思っております。そのために、今回の駅改修では、駅、アルルを含めて、町民の誰もが憩い集うことができることを考えてほしいと思っております。これは検討委員会8回やった中で、委員からの一番多い意見でありました。

次に、2の町の魅力の発掘と内外への発信ということで、町の魅力の発掘ということで考えて、私、小海町高原美術館が1997年に開館し、24年の歴史があります。その間に美術館が関係を築いてきたアーティスト、所蔵作品には多くのものがあります。アニメでは新海誠さん、写真ではハービー・山口さん、広川泰士さん、サトウヒデアキさん、小林紀晴さん、クリタケイコさん、絵本・漫画で駒形克己さん、スズキコージさん、井出智香恵さん、サイトウマオさん、そしてまた、美術館の所蔵作品には、私もたまげたんでありすけれども、新海誠さん、島岡達三さん、栗林今朝男さん、谷本清光さん含め22名の作品で729点あります。新海誠さんは69点、島岡達三さん37点、栗林今朝男さん103点、谷本清光さん119点、等々があります。これらは美術館で展示しなければ、ただ眠っているだけであります。私はこの作品を活用して、1階を美術館のサテライトとしての機能を持たせ、またギャラリー創の地元の皆さんの作品なども展示できるスペースにし、2階には今のアニメと写真と絵本の作家を中心としたミュージアムとして造ってもらいたいと思いません。先般、小海駅前再整備検討委員会で駅改修の件が出され、トイレの設置、観光案内所などが提案されましたが、私は、駅を文化的施設に、アルルを商業的施設プラスコミュニケーション施設として、内外へしっかりと発信できる魅力ある駅前開発を行っていただきたいと思っております。そして、この前も公民館報を見ておりましたら、昭和59年の公民館報に、昭和58年11月の朝日新聞に、町が国鉄用地1,300坪を取得し、SSC方式で再開発すると。そこには未来駅は公民館型、文化交流、交流化に気配り、美術館などを併設とあります。また、58年12月の信毎には、小海駅を町の顔に、ショッピングセンター、SL博物館や公民館、多機能への改築構想ということで、40年ぐらい前から駅前の開発は始まっております。今回、JRが土地を手放してもいいという話もあるそうでありますので、駅長さんも今のコロナ禍でJRが厳しいときでなければ、JRも土地は手放さないよということを言っておりましたけれども、やはり先人のこの思いをもう一度、小海駅前活性化するために、ぜひ駅を文化的施設、アルルを商業的施設プラスコミュニケーショ

	<p>ンとするために、ぜひ魅力ある駅前開発をしてほしいと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>品田議員の御提案いただきました、これは大変すばらしい部分多々あるかと思えます。美術館の持っているものに関しましては、移動、それから手入れ等々をよく相談した上で、また検討したいと。それから、先般の検討委員会の中で、駅の土地あるいは駅舎の中のものを、部屋を譲っていただけるという話で進んでいるということを発表しましたが、そういった形の中での御提案だというふうに思えます。そうした中、先ほど1番議員、黒澤敦史議員がこのアルルの譲渡については、商店街あるいは町の活性をするチャンスであるという御提言をいただきました。そして、私はこのことについて、私もチャンスであるというふうに思うというような返答をしましたが、これについては大きく一步を踏み出したわけですので、ぜひ検討をいたしまして、もう検討委員会あるわけですから、その中にまた御提言いただいた中で、ぜひやり抜きたいというふうに思えます。また、細かい仕様につきましては、また御議論いただくという形になろうかと思えますけれども、何としても駅舎、そしてアルルは有効活用していかなければいけないというのが、私の考えでございますので、その折はぜひすばらしい案をいただければというふうに思っております。</p>
8番議員	<p>次に、3のアルル、駅前商店街継続のための再構築ということで、私、商工会青年部の部長のときに、当時の吉村県知事と懇談する機会がありました。今から多分三十五、六年前、昭和58年頃のことです。そのときに誰かが、農業にはあんなに手厚いのに、商業にはどうしてこんなに冷たいのですかと質問したとき、知事は、農業は保護しないと消えてしまうが、商業は雨の後のタケノコのように次から次と出てくるから、放っておいても大丈夫なのだとされたことがあります。40年たって、今のこの日本の現状を見る中で、今こそ商業を守らなければ、商業が消えていってしまうと。それで商業が消えたら、次に絶対出てきません、知事が言ったタケノコみたいには。そして、やはり買物の楽しみのない町は町としての魅力がありません。これから高齢化社会で買物難民が増えていく現在、交通の便がよく、駅前に集中しているという中では、駅前、アルルに食料品を買う場所、例えばコンビニなどが絶対に必要であります。アルルが町民誰もが集うことができる拠点としての役割と、食料品などが買えるコンビニなどの機能を含めた商業施設として存続し、駅前商店街の核となるように進めてほしいと思いますけれども、重ねての質問でダブると思いますが、町長、御意見をお願いいたします。</p>

町長	<p>検討委員会の中で、総務課長のほうから、コンビニの導入等々の経過は申し上げたと思います。ここで私が先ほど1番議員にお答えしたもののの中に、アルルについては、そこで既に経営なさっている皆さん、それから新規参入をしてくれる皆さん等々ございましたら、そして御利用者、利用していただける皆さん、それから土村の駅通り等々の皆さんとしっかり御相談をさせていただき、その中で、先ほど大変有意義な御意見だということで、私も拝聴したということをお伝え申し上げました。チャンスであるという言葉が初めて出てきました。私もこれを黒澤議員の言うようにチャンスであるというふうに捉える見方、これは正しいことではないかというふうに思います。したがって、駅舎とアルル、これは一貫性のものと、なるべく方策というものを考えるべきではないかというふうに思っております。そして、まずはあの地で商売をして稼いでいただくということが基本でございますので、それを目指して、行政のほうも、何かと相談はあると思っておりますので、やっていけたらというふうに思っております。</p>
8番議員	<p>本当に、私はこの前、7月31日にアルルで皆さんがイベントやってくれたときに、紙芝居をやっていただきまして、「佐久鉄道と小海線」という紙芝居を見させていただいたんですけれども、やはり先人がいかに苦勞して小海まで鉄道を引っ張ってきたかということを考えたり、また、今、小海線の小海駅という形の中では、やはり小海駅中心にこのチャンスを生かして、ぜひまた南佐久の中心、また東信の小海線の中心として、元気な町になるように我々も努力しますので、ぜひ行政としても民間と手を組んで、ぜひいい形で進めてほしいと思っております。</p> <p>次に、SDGsのまちづくりについてということで質問をさせていただきます。SDGsは2030年の少し先の未来、といってもあと9年しかありません、のあるべき姿について国連で採択され、世界共通の目標を持ちながら、その解決方法においては、その地域の多様性、独自性を大事にして、その達成に向けたルールは自由で、到達点だけが示されております。そういう中で、健康と福祉、産業と技術革新、海の豊かさを守るなど、経済、社会、環境という本当に相反するものにまたがる17の目標があります。そういう中で、長野県では2018年に内閣府によりSDGs未来都市に選定され、長野県下30市町村が地域創生SDGs官民連携プラットフォームの会員でありまして、小海町のその中に入っております。SDGsで一番最初の段階は、宣言することです。やっぱり持続可能なまちづくりのために、小海町の独自性を生かして何をどう宣言するのかを決め、そこに向かってしっかりとしたストーリーを</p>

	<p>つくって情報発信し、それに向かって努力していくときだと思っております。今、駅前開発が進んでいるときに、やはりSDGsに絡めてストーリーをつくって、発信していければと思いますけれども、これからのまちづくりは、やはり感動と物語性だそうです。やはり感動するまちづくりをしながら、しっかりしたストーリーをつくって全国に発信していくというのが、元気なまちづくりにつながっていくんじゃないかなと思いますので、今、急に言って、宣言しろといってもあれですけれども、ぜひ持続可能なまちづくりのために、何をどう宣言するのか決めて、しっかりしたストーリーをつくるような方法を考えていただきたいと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。</p>
<p>町長</p>	<p>SDGs等々に向かってということで、これは持続可能な目標を立てると、立てろということであろうかと思っております。我が町で持続可能なこと模索する中で何を言うかと。この町では、一番最初に言われている飢餓とか貧困とか、極端なそういうものは、ちょっと世界的なものになろうかと思っております。そういった中で、それぞれの分野におきまして、持続可能な目標を立てることだと思っております。先ほど来出ましたCO₂削減だとか、もろもろのものがございまして、我が町でSDGsにのっとなって物事を推し進めるということは、ちょっと遠い感じもしますが、これは真摯に受け止めて、それぞれの分野でこの目標をつくり、そしてそれに向かっていくことは大変大切なことだと思っておりますので、また参考にさせていただきます。そういった目標に向かって進んでいきたいと思っております。</p>
<p>8番議員</p>	<p>ぜひ宣言する方向を考えていただきたいと思っております。</p> <p>次に、「○に近い△のまちづくり」についてですけれども、「○に近い△のまちづくり」とは、やはり常に前向きに考え、かつ柔軟な考え方やバランス感覚を持つということです。戦後、日本が追い求めてきた丸は、頑張れば豊かになる、豊かになれば幸せになるというものでした。しかし、今、日本の若者の自殺者は世界一多く、また、60万人以上ものひきこもりがいます。これは丸でなければならないという教育と、もっともとのやり過ぎの社会の弊害ではないかとも思います。丸とバツの間には、無数の三角の生き方があることにぜひ気がついてほしい、そういうまちづくりはできないかなと思います。丸かバツかではなく、次の世代の若者たちに希望の持てる三角を見つけさせてやるのが、我々大人の使命だと思います。SDGs1番の貧困をなくそうは、国によってはいろいろ違いますけれども、発展途上国の貧しい国の子供たちのほうが、豊かになった日本の子供たちより、目が</p>

	<p>輝いているそうです。そして、貧困にも経済的貧困と精神的貧困があり、日本の場合、精神的貧困にももっと目を向けるべきだと思います。九州の由布院では、駅の中に観光案内所とギャラリーがあり、ホームには足湯があります。また、改札口はなく、数人の職員が出てきてお客様に話しかけながら、アットホームな業務をしていました。そこで提案ですが、私は駅の観光案内所には、町の商工観光係を持ってくるべきだと思います。役場の中には絶対に分からない住民の生の声、中高生の本音、観光客の声などが聞こえてくるはずです。今の中高生は、親と先生と友達との関係しかありません。中高生の三角の場所を見つける場所をつくってやることで、いろんなことに参加しやすい環境になり、愛郷心も育まれるものと思います。若い世代のほうが柔軟で面白い発想を持っているものです。若者がまちづくりに参加してくれるためには、緩やかなつながりがつくれる場所が必要だと思います。また、観光客も安心して相談できることにより、町全体の活性化にもつながっていくと思います。また、経費の削減にもつながりますので、ぜひ駅の観光案内所に商工観光係を持ってきてほしいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。</p>
<p>町 長</p>	<p>観光案内所とか、もろもろの施策につきましては、検討委員会の中でちょっとお話ししたということがありますけれども、実際にはこの議会で、全員協議会になろうかと思いますが、そういうところで説明をし、そして議決をいただいて、それからのことでございます。職員をどう配置するかというのは、そこが決着次第、そして計画ができ次第の形ではないかというふうに思います。仮にそこに観光案内所という形になれば、それに見合った人員の配置は、これは必須でございますので検討させていただきます。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>本当に、今回の駅前再開発は、小海町にとってチャンスだと思います。ぜひいろんな形の中で発信できる環境をつくって、やっぱりしっかりした物語をつくって発信していくということが大事だと思いますので、先ほども言いましたとおり、やはりこれからの、本当に地球環境を考えたSDGsに向かって、本当に小海町は持続可能なまちづくりのために、こういうことやっていくんだということをしっかり目的を持って進んでいってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、君の椅子事業についてであります。これは誕生した生命に居場所としての椅子を贈ろうということで、誕生する子供を迎える喜びを地域で分かち合いたいと、2006年に北海道で始まった事業です。作家の角田光代さんは、人生に迷うとき、持っている思い出をよりどころに生きていると言っていま</p>

	<p>す。小海町に愛されていると思って育った子供は、小海町を愛する人になってくれると思います。木の小さな君の椅子は、座る機能は六、七年でも、その役割は一生ものです。生涯に寄り添い続けるものを持っていることの意味、その思い出の力が人生の道のりに勇気を湧き上がらせてくれて、町を愛する心につながっていくと思いますので、ぜひ、今、この少子化のときに、やっぱり生まれてきた子供たちに、町全体が歓迎しているよという気持ちを込めるためにも、君の椅子贈呈を進めてほしいと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>君の椅子事業につきましては、数年前、小海町の高原美術館で、この椅子の展示をいたしました。私もその椅子を拝見しまして、大変な感動を得たわけです。これは旭川にございます100軒ほどの工房で作っているということなんですが、非常に精巧にできております。そして、ナラの木だと思っておりますが、できております。そして、島崎信教授のほうからの説明を聞いたときに、これは大変意義のあることであるということ、私も孫にこの椅子を頼みました。そのときに、2人孫がいるわけなんですが、上の孫にもと言いましたら、もう育っている子は駄目だという御返事でありました。その精巧さに非常に引かれまして、この町で何とかできないかというような考えも持ったわけなんですが、今のところ、100軒で競っている技術には程遠いということでございました。やはり技術的なもの、やがては小海の町でそういったものが、木工芸の中でできればと思いますけれども、ときにあの技術はちょっとこの近所では無理かなというふうに思っていますが、大変すばらしい企画だと私も思っております。これは様々なそういった周りの木に関することを含めました中で検討させていただきたいと思います。よろしく願います。</p>
8番議員	<p>本当に今の少子化の中で、生まれてきた子供たちが本当に地域に愛されているという環境をつくってやるということは大事だと思いますので、金銭的な援助も必要ですけれども、やっぱりこうやって一生残るといえるか、思い出になるというのは、やはりふるさとを思う心にもつながっていくと思いますし、ぜひ前向きに進めてほしいと思います。よろしく願います。</p> <p>次に、小海高校の将来についてということで、少子化がこれだけ進むこの地域で、本当に小海高校の将来、存続できるのかということは本当に私は心配しております。そういう中から、南佐久から高校がなくならないように、今から調査研究し、準備を進めてほしいと思いますけれども、教育長、よろしく願います。</p>
教育長	<p>お世話さまです。長野県は今、高校再編ということで、相当の動きを見せて</p>

いるところでございます。第6通学区、小諸までの佐久地域につきましては、小諸商業高校と小諸高校が統合、それから佐久新校という仮称ですけれども、野沢北高校と野沢南高校が統合というような形でございます。特に野沢北、野沢南につきましては、OB会さん等の意見では、どちらかの校舎を使うということではなく、新しい土地を求め、なるべく駅の近く、どこの駅という特定はありませんけれども、駅の近くに新しい校舎を建ててほしいという要望を県に上げているようなことと聞いておるところでございます。そういった点で、現在の小海高校の立ち位置ですけれども、今回の再編計画に小海高校は入ってはいません。だからいじくらないということです。その再編計画上の長野県中の高校の分類の中では、都市存立普通校とその専門校、さらには中山間地存立校というものがございます。小海高校の場合は、中山間地存立校というところに位置づけられています。この高校が高校再編でどうにかなっちゃうというケースは、学校全体の生徒数が120人以下、もしくは在籍学校生徒数が160人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態、後ろで言いました「かつ卒業生の半分が当該高校」というのは、この辺の地域、南佐久をエリアとしている小海高校ですので、絶対無理です。佐久穂中学の半分が小海高校行きません。小海も行きません。南牧も行きません。川上も行きません。ですから、もう一つのほうの160人以下にならなければいいということです。ちなみに、令和2年度は小海高校267人、令和3年度が227人ということで、現状、再編の条件には当てはまらないので、動かない状態でいられるということです。仮に生徒数が160人以下になった場合は、再編対象になってしまいます。再編対象になったらどうなるかといいますと、4つの選択肢といいますか、方向が出てきます。1つはほかの高校と統合、2つ目はどこかの高校の分校化、3つ目が中山間地存立特定校という高校になること、4つ目がもう諦めて募集停止ということでございます。3つ目に言いました中山間地存立特定校というものについて、それは指定されることが必要なんですけれども、現状それに指定される可能性が大と考えています。その基準ですけれども、1点目が県境に近い地域で、近隣の高校と著しく離れている。つまり小海高校が普通科で存続するわけですけれども、近隣の高校となりますと、佐久に新しくできる北高と南高の新校、そこまで行かなければ普通校がないということ。それから、県境に近いという意味では、川上から通われているお子さんもいるんで、当然ここはもう県境の地域ということで。それから、2点目が教育機会の確保の観点から、高校の存続の必要性が高いと判断できるということです。佐久地域の場合、偏

	<p>差値等も勘案した中で、都市部に比較的、平均的、平均よりもやや劣るという高校は必ず必要になってきます。そういった意味でも、行き場所という観点では必ず必要になってくるといふような判断がされるかと思えます。それから、もう一つが所在する市町村と地域からの支援を得ながら、高校を単独で存続する体制を整備できることというふうなことで、今のところは支援する会というふうなことで、地元の市町村ですとか、PTAですとか、OB会から年間160万ですけれども、小海高校のほうへは支援しておるといふこと、その姿勢を県も酌めば、現段階では小海高校はなくなるという判断をしております。また、これで佐久新校まで出来上がって、それが建設までかかるという話になると、5年から10年はかかるとしたところで、子供の数が相当減りますが、減ったところのクラスの調整は多分、私が考えるに、今、小海高校2クラス募集です。それと同じ立場の高校が蓼科高校と軽井沢高校、2クラスです。そこはいじれないというふうに判断しています。いじるとすれば、新しくできる小諸新校を当初7クラスぐらいから始めて、6、5と減らす形、それから佐久新校につきましては、現在は岩村田が5、北高が5、南が5で、全部で15クラスあります。それを2つにした場合には、最大で多分7足す7でしょう。14から始まって、その募集を例えば6、5というふうに減らす、そういうことを県のほうでは考えるように想定されますので、議員さん御心配のところの小海高校がなくなるというイメージは、私は現状持っておらないということになります。以上です。</p>
8番議員	<p>いずれにしても、私、これだけ少子化になってくると、いろいろ問題起きてくるかなと思っておりますので、ぜひ高校とも情報交換しながら、いい形で残るように研究して行ってほしいなと思っておりますので、よろしく願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第8番 品田宗久議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第7番 井出 幸実 議員</u></p>	
議長	<p>次に第7番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。</p>
7番議員	<p>7番、井出幸実です。初めに、8番議員さんの2番目の質問のところ、私のところとちょっとかち合うところがございます、その分端折った部分はあるんですが、通じるように話していきたいというふうに思っておりますけれども、重なったらご容赦をお願いしたいというふうに思っております。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。持続可能な農</p>

	<p>業についてです。最近、新聞やテレビの中でよく聞くようになったSDGsという言葉ですが、今さら何を言うのかというふうに思っている言葉なんですけれども、承知は、言葉は承知を私はしていたんですけれども、内容についてまでは詳しいことを理解していませんでした。皆さんは、既にご存じのことと思いますが、少しの間、お付き合いをお願いいたします。</p> <p>17の目標と169のターゲット、具体目標で構成されているそうです。この開発目標ができて5年以上が経過している中で、こんなに話題になること、何か理由があるのか、ちょっと私自身興味がありました。2015年にこの開発目標ができましたが、2017年に開催されたダボス会議で、持続可能な開発目標に取り組むことで、12兆ドルを超える経済価値と3億8,000万人の雇用が創出されるという推計が発表されました。これを聞いて、日本の企業はある程度驚いてこの開発目標へ取り組もうと関心を持つようになったというふうに聞いています。持続可能な開発目標へ取り組むことが経済的にプラスになるなら、企業も取り組まないわけにはいかなと言われていています。これから就職活動をする学生たちも、入社後にはこの開発目標に何らかの形で関わることが多いのではないかと。ゆえに今後就活においても重要なワードになるのではないかと考えているそうです。持続可能な開発目標に取り組んでいるというだけで、世界へのビジネス展開もしやすくなる。一方取り組んでいなければ、社会的責任を果たす意欲がないと、マイナスイメージを与えてしまう可能性がある等々が理由として考えられるそうです。国もSDGsアクションプラン等を作成するなど、積極的に取組を呼びかけているそうです。地方公共団体の使命である住民の福祉の向上に関しても、これを達成することで地方公共団体の使命を達成することができると思っています。</p> <p>そこで、町長にお伺いします。持続可能な開発目標について、先ほどの8番さんの中で質問がありましたけれども、答えられるようでしたら、お願いをしたいと思います。また、国・県の上級機関から通達か何か来たのでしょうか。来ていましたら、その内容をお聞かせください。</p>
町長	<p>私にということですので、ある限りの答弁をさせていただきます。</p> <p>SDGs、持続可能な目標をそれぞれが立てるということで、それに向かっの行動がまず必要ということを、品田議員にもお答えを申し上げました。これは、17の項目はかなり広い範囲にわたってのものでありまして、先ほどお答えした飢餓、極度の貧困というものがまず出てくるわけなんですけど、こういったことについては、やはり町の中でも、いろんなものが充実している中で、飢餓とか極度の貧困というものは防げているというふうに思います。</p>

	<p>まず、スタートはそこでありまして、持続可能な計画を立てるということは、これは本当に必要なことだと思います。そして、2030年を目標ということですが、やはりキャパシティの小さいこういう町は、目標を掲げることによって、その目標に向かえば、割と時間は短縮できるのではないかというふうに思っておりますので、まず、持続可能な目標を私どもが立てていくということが必要かと思われまます。</p> <p>上部からの指示とかそういったものにつきましては、産業建設課長からお答え申し上げます。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お疲れさまです。SDG s 関係ですけれども、今現在、農林業分野に対して、上部からこの点をしろというような特別に文書または指示等はございませんが、いずれにしましても、各個人、それから当然行政機関は当然ですけれども、このことを頭に入れながら施策には反映するべきですけれども、現在の状況といたしますと、実際には食品ロスの減少、そういうことは当然必要ですし、人の健康や環境への悪影響を最小化させる、そういった意味において、例えば土壌の化学物質、廃棄物の悪影響のものをこう削減していくことなんですけれども、実際農薬にしてもそうですし、機械についてもそうですけれども、既にそういう方向には動いておりまして、環境に負荷が小さいような農薬ですとか、また排気ですね、機械類の排気、そういうものは既に動いていて、悪影響のものはだんだん改善されていく、そういった方向になっていきますので、実際には既に動いているということで、各個人がこれをやる、そういう気持ちも必要ですが、全体的にはゆっくりではありますが動いている。そして今後については、また県、それから国になりますけれども、一町村などで動くというよりも、こういったグローバルな話でございますので、統一した見解の下に進めていくことが重要だと考えております。以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>17の目標という話だったですけれども、やっぱり169のターゲットのほうをちょっと検討してみただけであれば、ありがたいなというふうに思っております。この開発目標については、どんなことでもある程度それに当てはめていくことができるというふうなふうに私も理解をしておりますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。</p> <p>私たちの子や孫、その先の世代までずっと豊かに暮らしていけるように、継続可能という言葉には、そんな願いが込められているようです。経済成長を優先させた結果、地球温暖化などの環境問題が深刻になりました。そこで、地球の環境を守り、全ての人が尊厳を持って生きられる社会と、誰もが豊かな暮らしを継続して営むことができる経済を実現するため、2030年度までに</p>

	<p>私たちがすべきことを17の目標と169のターゲットにしたそうです。ふだん何げなくやっていることをこの開発目標に当てはめてみると、以外と関わりがあると思うのです。その関わりを町民に分かりやすく啓発していく必要があると思うのです。町の長として、町民の福祉の向上の観点からも、積極的に町民に発信をしていくべきと思います。</p> <p>特に町の基幹産業である農業は、持続可能な開発目標と多く関わりがあります。地域や他の組織とのつながりを意識するだけで、その目標を達成できる可能性を秘めていると言われていました。各目標が達成できない場合には、直接的な被害を予想されるのは農林水産業の生産者だと言われていました。JAグループは、2020年5月に持続可能な開発目標の取組方針を策定し、JAで持続可能な開発目標に取り組む際の具体的な進め方を紹介をしています。水田は、昭和50年代に圃場整備が行われると、生産性は向上しましたが、水田の持つ多様な役割には疑問を残しています。畑の多くは、昭和23年の自作農創設で開墾、昭和50年代に畑地造成し、そのまま耕作しています。その結果、高原野菜農家も花卉農家も連作障害で苦しんでいます。根こぶや黄化病などの連作障害による病気が出ています。この頃では連作障害だと思うのですが、訳の分からない病気で腐ってしまいます。有機堆肥、石灰散布、畑の水はけなどの対策はもちろん施していますが、最終手段である土壤消毒等で何とか対応しています。地力の低下は目に見えて進んでいます。このまま後継者に引き継いでも大丈夫だろうかと心配しているのが現状です。</p> <p>持続可能な開発目標では、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような継続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践するとあります。漸進的とは、手順を踏んで物事を徐々に進めていくさまということですが、農家の皆さんは、土壤の改善は最優先課題と考えています。根こぶ、黄化病等の対策として、土壤消毒に頼っています。その散布量も年々増えています。当初の何割か増となっています。これからも増え続けるのではないかと心配しています。必要経費の増にもなっています。機械代や人件費の増、耕作の経費の増が重なり、そして販売価格の問題もあるようですが、昭和時代の経営面積、出荷量は約3倍に増えたが、所得はそんなに変わっていません。連作障害対策の一つとして、有機堆肥を施しているのですが、コンポースの堆肥については、町の助成対象となっているが、他からの購入している有機堆肥についても助成できないかと、前に質問しましたが、実態を調べて検討すると答弁をいただいた気がしますが、その後、どうなっているか伺います。</p>
産業建設	ご質問の件ですけれども、コンポース以外の堆肥に対しての助成、これがど

<p>課長</p>	<p>うなったかということなんですけれども、今現在もしておりませんし、これからの計画の中にも、入っていないのが実情ではございます。JAとも相談をした経緯がありますけれども、どちらの農業者がどんな堆肥を使用している、そういった実態も実際はつかめていない。つかめていないというのは、先ほど言われましたJAグループのSDGsの方向からは、少し外れるのではないかと思うんですが、実際には、まだ小海の管内でそういった土壌に対してどういうふうにしていく、実践が行われていないのは現状であります。こういう中におきまして、堆肥、今コンポースの堆肥につきましては、以前、小海町、平成8年ですか、小海町とJA、それから会社の第三セクターで始まった経緯があつての補助制度ということでございまして、有機堆肥を使うから土壌の関係で補助をする、そういった施策とは別物であつたと思われます。したがいまして、今後につきましては、そういった環境負荷に優しいようなそういった方向が出されましたら、そこでそういったもの、価格は高くなるかと思いますが、そういった面で助成をするのは、検討の必要はあると考えられます。現状は、補助、何の堆肥でも補助ということは、考えられないのかなという現状でございます。以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>話は分かりましたけれども、前に質問をしたときに、そのときの黄化病と根こぶ病、根こぶについての話をしたところが、関係機関、それから研究機関と話をし、ある程度検討してみますという話をいただいたんです。それは大変時間がかかるというふうに私自身も考えておりますので、今回の質問では言わなかったんですけれども。依然町の基幹産業である農業が将来に向かって実際、地力の低下によって、後継者に胸を張って、やれやということと言えないんですよ。ですから、それを施していくのについては、農家の皆さんができることは、堆肥を入れる、特にできれば植物性の堆肥を入れること。動物性の堆肥ですと、牛ふん関係だけで、あとは鶏ふんだとか、それから豚の堆肥は、元肥とはなるけれども、土壌改良にはならないというふうに言われているんです。ですから、ある程度買っている、コンポース以外で購入している堆肥についても、農家の皆さんは、植物性の堆肥を使ってやっているということなんです。ですから、いずれ農家とすれば助成を実施していただければ、これから持続可能な農業を進めていけるじゃないかというふうに思っているわけなんですけれども。いずれ今のまんまで早急に研究機関等の結論が出ればいいんですけれども、農家の皆さんができることをやって、今やるべきことはある程度堆肥を入れる、石灰をまく、水はけをよくするぐらいしかないというふうに思うんですけれども、再度、答弁をお願いいたします。</p>

産業建設課長	私自身がその根こぶ病、黄化病等、そういったものに対してどのようにすればいいのかということ把握しておりませんので、すみません。調べさせていただきます、今後こういった方向がよいのか。そして、土壌改良がどのようなものを投入することで改良が図られ、病気がなくなり、生産性が高まるのか、そういったところをよく農業農村支援センターですとか、JAだと思いますが、協議の上、研究してまいりたいと思います。以上です。
7番議員	次に、廃マルチについてお伺いをします。廃マルチの処分について、対しても助成があると聞きましたが、助成内容とその実態をお伺いします。また、聞くところによると、マルチを購入した会社により、助成があつたりなかったりと聞いているのですが、いかがなんでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。農業用の廃マルチにつきましては、産業廃棄物処理法に基づいて、適正に処理しなければならないということになっておりまして、現在は、小海町と北相木の農業用廃プラスチックの推進協議会という会をつくっておりますが、実際には、JA長野八ヶ岳が回収を行って、処理業者において再資源化、または焼却等をしております。費用等につきましては、実際のマルチ、廃ポリ、ポリエチレンということになりますが、1kg当たり処理料は35円かかります。そして、それを運ぶ運賃は11円、大量に運ぶものですから、キロ当たりこの程度ということになります。町の中で、町といえますか全部の小海・北相木の関係で、年間、約処理料が560万ぐらい。運賃では180万ぐらい。もろもろの他の経費を合わせて780万ぐらいはかかっているということにして、そのうちの運搬にかかる分、これを小海・北相木がそれぞれ負担をしておりまして、今、小海町では、昨年の決算ベースで54万程度を補助をしているという状況でございます。以上です。
7番議員	町で補助しているというのは、54万円という運賃だけということですか。その分については、じゃマルチ全体についてやっているということは、私が聞いた補助金を出しているところと出していないところの購入、マルチを購入する会社によって違うという話を聞いたんですが、それはいいですか。
産業建設課長	すみません。お答えが十分でありませんでした。JAに聞いた中では、実際にマルチを買わない、JAから買わない農家さんはおいでになるそうです。ただし、廃マルチにつきましては、実際には使った後のもの、実際に農協が販売したものかそういうことは分からないわけですし、実際に集められるマルチについては、全て回収し処理をしているということで、その段階で、もちろん排出者からの処理料の負担もあるわけですので、そこで負担するからということもあろうと思いますが、JA以外のものであっても、回収はして処理

	はしているということでございます。扱っているということです。
7 番議員	<p>じゃ、処理はしてやってくれる、入れるということで、処理はしているのは分かるんですが。それについて補助があるということは、町がしているところがあるのは、していない人としているのがあるという話なんですけど、今の話の答弁の話を聞くと、全てに補助があるというふうに解釈しましたので、私のほうも、そのように解釈しまして、もう一度ちょっとよく調べたりしますので、ぜひ担当課長のほうも、調べてもらいたいというふうに思います。連作障害も農家の方たちの悩みの種でありますけど、畑の周りの林のコサにも気にかけています。私自身、初めコサがこんなに作物に悪影響を及ぼすとは思っていませんでした。林の木で日陰となり日照不足になると、作物が十分に生育せず、市場価格がなくなります。農家の皆さんは、自分の畑でもないのにもかかわらず、耕作しているため、お金を出してコサ切りをするために、山林の所有者に木1本につき2,000円から3,000円を支払います。切り賃を別に業者には支払っています。支払う金額が多額のため、なかなかコサ切りが進まない現状です。出荷作業をするとき、コサになった場合は出荷できず、圃場廃棄しているのが現状です。</p> <p>町として、農業振興の観点から、コサ切りに畑の周りには財産区の所有地が多くありますので、畑の耕作者から相談がありましたら、町として相談に乗ってほしいと思います。どうでしょうか。それと、コサ切りした木の代金を助成してもらえないか伺います。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。コサ切りについては、確かに日陰の問題は、農業者からすれば重要な問題であると思います。周囲が財産区と言われましたが、川東方面でも、やはりそういった問題は同じように存在しまして、どうしたらいいかという相談は寄せられまして、農業委員会に主に寄せられていまして、そういった相談にも応じているということなんですけれども、実際に相談内容としますと、誰の所有なのかということで、中に入って調整をする、そういう相談には至っておりません。いずれにしましても、農業者側からすれば邪魔なものという考えですけれども、逆に林業者側からすれば、それは大事な財産というようなことにもなろうかと思えます。まずは、それぞれの耕作者、所有者で話をいただいて、解決をしていただくのがよろしいかと考えられます。また、助成についてということになりますけど、切った木に対してということでございます。そうしますと、やはり農業を主に考える制度なんだなということに取られてしまうということがあります。やはりどちらもそれぞれ言い分はありましようし、権利を持っているものだと思いますの</p>

	<p>で、公平の欠くことのないような施策としなければなりませんので、その辺は十分に注意をしながら進めていきたいと思えます。以上です。</p>
7 番議員	<p>何というか、畑の耕作者も山林の所有者もどちらも農林水産業なんですよ。それで、早い話が2,000円か3,000円というのはある程度、今の木の値段とすれば妥当じゃないかということで、両方に対していいんじゃないかというようなことで、その辺の金額で折り合っているのが現状なんです。なもので、片方に偏りとかなんとかということは、ちょっと外れている部分があります。いずれその辺のところを、もう一度よく検討してみてくださいおいてほしいというふうに思えます。</p> <p>じゃ、次に、持続可能な開発目標では、家族農家をはじめとする小規模食料生産の農業生産性及び所得を倍増させると言っています。農業従事者の高齢化に伴う後継者不足、担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題を解決しようと、近年の日本では農業の大規模化が推進されています。しかし、最近小規模農家が再評価され始めています。日本の農地面積や農業生産額の4割は中山間地が占めています。大規模化を図ることは、中山間地では難しいと言われていています。全国一律ではない地域事情を踏まえるべきとの声も無視できないし、担い手を支えるためにも、小規模農家を含めて地域の営農環境を整える必要があると専門家は言っています。大規模農業の強い米国でさえ、小規模農家向けの政策、支援が幾つかあります。大規模農業の割合が農村地域に増えると、その地域の生活や文化的質が低下すると。また、農村社会の崩壊する可能性に危機感を感じて、小規模農家の支援策を米国では出したそうです。日本もこうした農家を大切にしていこうと、20年3月——20年3月というのは2020年のことです。3月、日本の農業の方向性を示す新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。その中で、農業の持続的な発展のために、中小・家族経営に対する支援を手厚くしています。大規模農家も大切であるが、小規模農家があることによって、小規模農家でしか栽培することができない作物があるので、生産地の差別化が図れるし、生産地の強みになるのではないかと思うのです。</p> <p>そこで、国の中小・家族経営に対する支援策には、どのようなものがあるのですか伺います。それと、小規模農家と言っていますけれども、家族経営まで含めた中で育成について、町長の考えをお聞きます。</p>
町 長	<p>小海町に限らず、国は農家の大規模化を図ってまいりました。そうした中で、小規模の農家の皆さん、大変苦勞されているわけですが、当町におきましては、補助としましては鹿柵、それから冬期間の野菜に対するビニールハウス</p>

	<p>等々を出していただき、直売所で販売すると。それから、「鞍掛豆」、ソバを作っていただき、全量買取りというような施策をしているわけなんですけれども、国からの指導がどうのこうのということは、ちょっと課長のほうからまた説明させていただきますけれども、そういった形で、ぜひ小規模農家も頑張っていたきたいという考えがございます。以上です。</p>
<p>産業建設 課長</p>	<p>国のもの、小規模農家に対する国の支援策ということなんですけれども、毎年説明会がありまして、次年度どんなどういった補助制度があるのか、どんな支援がされるのかということで注目をし、そしてまた施策に反映できるかどうか検討を行うんですけれども。実際には、小規模農家に補助金が下りるというか、国のホームページなんかで見れば、国の記載といたしますか言い分は、「小規模の経営を含む意欲ある全ての農業者」がというふうにして、決して大規模農家だけではないよというような言葉ではあるんですけれども、実際に利用できるような施策はありません。家族農業の経営の育成というようなことも、実際には記載はされておりますけれども、では、その方々が一体何の恩恵を受けられるのかというようなことについては、国の施策の中では、今、戸別所得補償制度、今は経営所得安定対策事業という名前で、小海町においても実施しておるんですけれども、それについては規模の大小はなく、確かに恩恵はあるということですが、それ以外となると、それほど利用はありません。中山間地の直接支払事業というものもがございます。それから、例えば新規参入をされる就農者に対して150万円の補助が出る。最初から大規模ではないので、そういった方々への補助金政策というのは、確かにあるんですけれども、そんなに力を入れているからといって、数多くあるわけではありませので、今の3つ程度でございます。以上です。</p>
<p>7番議員</p>	<p>私も、国の小規模農家に対する支援策というのはどんなものがあるだろうということで、ある程度調べてみましたところが、いずれ日本で大規模農家を抜いて小規模農家が80から90%あるんだって、その分もある程度スムーズにある程度、後継者、家族農家であっても後継者いるんですけれども、その後継者に渡していけるようなものを国として考えていこうということをやっているようなんですけれども、ちょっと読んだだけですから、ちょっと細かくてよく分からなかったですけれども、いずれ国としては、ある程度考えたものをある程度つくってきているということをご承知おきをお願いしたいというふうに思います。</p> <p>私が農業について今日なぜ質問したかということなんですけれども、昨年新型コロナウイルス感染症の流行当初は、人々は食品の、日用品の買いだめ</p>

	<p>に走りました。また、穀倉地帯を抱える一部の国が一時的に輸出を規制しました。1965年の日本では食料自給率73%あったそうです。2019年にはそれが38%と、低い水準を続けています。50年、半世紀ほどで35%も低下したというふうに言っています。ここからが、私が一応ちょっと心配しているんですが、人口が今77億、地球上あるそうです。それが2050年には100億に達するそうなんです。そうすると、ここらでは地産地消と言っていますけれども、国を捉えた日本的なことになりますと、国消国産というそうです。国で必要なものは国で賄っていこうということだそうなんですけれども、いつ食糧危機が起こるか。今ここにいる私たちのところへ食料が余って、17項目の中に、食料を余らせないでなんてことはありますけれども、食糧危機がいつか必ず直面しているというふうについて思っております。食料自給率の低下は、貿易の自由化が進み、輸入食料が増えていることと、高齢化と担い手不足によって農業生産現場が元気をなくしていることだそうです。小さな畑を耕している高齢者の皆様など、農業の多様な担い手に対する行政からの支援が大切であることを痛切に感じています。町長は町の代表であり、持続可能な開発目標の達成が町民の福祉の向上に欠かせないものであれば、地方公共団体の長として、農業をはじめとして他のことに対しても率先して携わることをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第7番 井出幸実議員の質問を終わります。 ここで45分まで休憩といたします。 (ときに15時31分)</p>
<h3><u>第4番 井出 和人 議員</u></h3>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 次に第4番 井出和人議員の質問を許します。井出和人君。</p>
4番議員	<p>それでは、4番議員の井出ですが、林業について質問をさせていただきます。4月以来、皆さんお気づきかと思えますけれども、「ウッドショック」という言葉が新聞紙上に載っております。特にこういうふうに信濃毎日新聞には、大きな切り抜きでウッドショック、それからこういうふうにもありまして、大体月に1回程度、木材関係の記事が信毎に載っております。何かといいますと、ご承知のとおり輸入材が大変上がっているという話です。というのは、アメリカでの住宅需要の伸び、それから中国での景気回復により利用量が高まっている。 じゃ、県産のカラマツ丸太が上がっているのかということになりますと、話</p>

	<p>は全く別です。上がっているのは集成材であり、プレカット材、それからカラマツ合板が2倍、3倍の値上がりだそうです。近いところでは、小県にある齋藤木材さんが従来の3倍の集成材をつくっても、まだ足りないというような状況だそうです。業者がもうけるだけであって、育てた生産森林農家は、近年値が上がったといっても、立米1万5,000円だそうです。1万4,000円台後半から1万5,000円をちょっと上ったところで行ったり来たりだという話です。目にしている町の風景の中はほとんどが山林であり、カラマツです。カラマツは、1反歩当たり250から300本の苗を植えて、最終的に仕上がるのが40本程度、立米で30立米だそうです。30立米が立米1万5,000円でも45万円にしかならない。50年60年かけて45万円です。ここから業者の手数料を引くと、3分の1、場所のいいところで半分取れるかどうか。少ないところでは3分の1、15万程度になってしまう。私が小さいときには、植林するためにお手伝いしているとき、1本育てれば1万円になるよという話をよく聞かされました。その時代よりもちょっと遅い時代で、小海駅から上野まで汽車賃が980円でした。そんな時代に植えた木がようやく伐期を迎え、しかも立米1万5,000円にしかならないという現状の中で、4月から町で、林政アドバイザーという職業の職員がおります。まず、質問として、役は一体何なのか、それから4月からの実績、これからの計画等を教えていただきたいと思います。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。林政アドバイザーの制度についてですけれども、この制度は平成29年度から創設されて、小海におきましては、本年度、令和3年で3年目ということになります。農林係に所属していますので、小さい町です。林政全般にわたりまして仕事は行ってございまして、森林整備、林道整備、県有林、有害鳥獣、それから猟友会関係、全て林務に関わるものですが、こちらの担当をしております。林政アドバイザーとしての研修があるわけですが、コロナ禍により遅れてございまして、本年度については今月末というようなことで、しかもリモートによって受講するようになってしまいました。南佐久中部森林組合と協定をしております。林務行政の推進ということを目的に派遣をしていただいております。</p> <p>そして、これからの計画というふうに言われました。それについてですけれども、令和元年度から森林経営管理制度がスタートしております。森林所有者は、伐採、造林や保育などの経営管理をしていかなければなりませんけれども、経営管理が行われていない手入れのされていない森林が、今後その森林をどのように所有者の方は考えるのか、そういうことの意向調査をしると</p>

	<p>というのが国の方針でありまして、そういった業務が今後出てくることとなります。その対応を主にしていくこととなります。この制度の後、先ほど議員さん言われましたウッドショックということで、大変これからこの制度を実施していくに当たって、追い風となるというんでしょうか、価格が上がるということは、森林に注目が集まるということですから、そういった意味では、なるべくそういう価格が好調になってきたというようなことをお知らせする。そんな所有者にお知らせするようなそういった業務もこれから出てくるのかなと思います。現在ある制度、そういったものをお知らせをし、そして、手入れをしていく方向、前向きに考えていただけるような方向で進めていければと考えております。以上です。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>ありがとうございます。おっしゃるとおり、森林台帳の整備、あるいは整備不良な土地等々を把握していかないと、なかなか整備が完璧にいかないというのも私も実感しております。特に川東の森林については、そこそこ手入れが行き届いています。川西地区については、ほぼ全般を見させていただきましたけれども、稲子地区集落の集会所に入っていった急坂を上ったコンクリートの奥の地区が若干遅れているのかなというのは実感しております。</p> <p>そこで、さっき言いましたように、大変カラマツ林が多い、これから5年10年かけて主伐がされていくといった中で、水源涵養林だとか、危険地帯だとか、大規模な伐採が行われる可能性があるというふうに感じております。例えば近いところだと、馬流の清水町、清水の上流、上って行って杉尾に抜ける道路と真っすぐ行く農道、あの入ったところ、下から見て右側の斜面は見える範囲はきれいに手入れが行き届いています。左側は水田の跡地であったり、畑の跡地であったり、そこから奥は扇状の沢になっています。通常は川の水はほとんど流れていません。しかし、ちょっと雨が降ると予冷庫から下の水が全部あそこに集まってくるというようなことで、何十年か前、馬流区内を流れる用水が氾濫したというようなこともありますので、非常に心配しております。それから、本間のゴルフ練習場の上の地籍からローソン、あるいは町営住宅の町営のお墓のあるところまで、幸いにも両方とも拘束の網がかかっているのかなというような気はしていますが、大面積を一度に伐採したときに、一番近いところで災害の起きる可能性のある2か所だというふうに思っております。馬流じゃなくて、本間のところには、川らしい川はありません。ローソンの裏に流れてくる沢水のほとんど細い、何ていうんでしょうかね、あまり水を絞ったような感じの川しか通常は流れていないのが現状です。そういった大面積をやったときに、町として、規制を考えな</p>

	<p>いのか。どこで見たか忘れてしまったけれども、県内のあるところで、5ヘクタール以上の伐採を一どきに行う場合には許可が必要ですよというような記事を見た覚えがあるんですが、忘れてました。そこで、五箇の例えば五箇の水道の水源地だとか、各集落の水源地、それからさっき言ったような危険地帯等々で、5町歩以上無制限にやってもいいのかどうか、その辺のお考えをお願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。今現在の伐採面積につきましては、昨年度が54ヘクタール、皆伐と間伐の施業が行われました。植栽や地拵えについては、一昨年度は17.7、昨年度は17ヘクタールでございました。一度に多くの面積が伐採される、それは今後については、やはり価格の高騰と併せて増大していくことが見込まれるわけですが、災害ということを考えますと、その辺は施業する業者さんと調整をしながら計画的に実施していくことになろうかと思えます。実際に主にそういった再生林、主伐をして再生林をしていく、森林組合が施業しておるんですけれども、大きい面積をしているんですけれども、現状どうかと聞いたところは、やはり危険地域と言われるそういった伐採後に起こりやすい場所、そういったところについては、無理をして全部を切る、そういうことはせずに残している。やはりそんなことが必要となりますし、また、実際にそんなふうに行っているということでございます。ですので、まずその辺の土地、地質、あと湧き水、そういった状況をしっかり確認した上で、そして、面積規制というよりも、危険な場所はもう切らない、残す。そういった方向を打ち出したほうがよろしいかなと考えております。以上です。</p>
4番議員	<p>まあ最善な方法かと思えます。ただ、カラマツは60年生を過ぎると空洞が出てくるということで、利用価値が全くなくなってしまうというようなこともあるそうですので、そんな点についても考慮をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>次で、再生林についてですが、議員の皆さんには、再生林についてパンフレットをお配りしました。こういった主伐に関する資料でございます。森林組合でつくった資料でありまして、伐採後、植林をし、10年間森林組合で手入れをします。については、1町歩21万円負担してくださいというパンフレットです。これは地拵えから始まりまして、植林、それから下刈りが5回、除伐まで10年間、計5回。このほかに、全部森林組合でやりますと。その代わりに、50年後にかかった費用を引いて分けましょうという制度があります。まあ50年後、私たちはおりませんが、確実な方法として10年保証がまともな考えで</p>

	<p>あろうというふうに思います。なぜ心配しているのかといいますと、実は、私たちの親沢・川平地区で、皆伐をした後、一切植えない面積が私の知る限り10町歩近くに上っています。これが一番目立つのは、集落の正面、それからもう一つ向こうの沢の2か所は目につきます。やむを得ない事情もあります。両方とも後継者がいない。それから、言い方は悪いんですが、後継者だけでなく、跡もないというようなことですから、もちろん責めるわけにはいかない。多分、新しい法律によって、国または地方自治体に寄附されるんじゃないかという、思われるような土地です。そんな中で、1反歩当たり、さっき言いましたように、1町歩450万円の売上げで、そこから経費をどのくらい引かれるか。仮に半分残ったとしても200万ちょっと。さらに場所の悪いところは100万切るかも分からないと。しかし、21万円で10年間面倒を見てもらえるならば、こういった方法も一つの方法だろうということで、この事業には、町からも補助金がもちろん出ています。それから、国・県からも出ています。森林税だとかいろんなお金が出ています。</p> <p>もう一つは、植林、植栽のところで、全体で作業労賃が200万の見積りですが、五十数万円が植栽と苗代で消えているということです。カラマツの苗は1本幾らかといいますと、普通に春先植える裸苗で90円だそうです。今は約200円のポット苗という育苗した苗がありますけれども、それが180、200円だそうです。そのほうが植え付ける時期がポット苗だと秋まで植えられる。普通の裸苗だと、4、5、6月、遅くても6月で終わってしまう。作業時間が長くなると植えるほうは大変やりやすい。2,500本、あるいは3,000本を200円かけて負担して、果たして50年後、60年後、お金になるのかというのは、多分誰も当てにしていらないと思います。ただ、とにかく植えてもらいたい。ついては、カラマツ苗代くらいまでは、何とか補助していただけないかなというのが私の考えです。</p> <p>飛び飛びで申し訳ありませんが、先ほど課長おっしゃったように、今年の決算書の説明書にも出ておりまして、57ヘクタールの金額も出ております。件数が何件なのか。これはなぜこんなことを聞きますかということ、初年度あるいは2年度、森林組合は説得しやすいところ、例えば小海親沢・川平森林組合等々の事業をやっているかと思います。見本にもなります。そんなわけで、個人がやったという実績は少ないと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答えいたします。すみません。決算書103ページに、面積については載っているんですけども、件数は把握してございません。また、調べて報告させていただきたいと思います。</p>

4 番議員	<p>ありがとうございます。私も少々の山林を持っております。しかし、子供たちは、うちの林に行ったことがありません。それは、手入れをしなくてもいい時期に育ってしまったということで、多分40歳、40代以下の皆さんは、自分のうちの林というのは、そんなに詳しくは知らないと思います。これが実態で、これから先、10年後、あるいは20年後に伐採しても、山の魅力も何も感じない。それから、きれいごとで言われている森林の役割、地域の皆さんは、森林の役割なんて考えていません。当たり前なんです。いろんなパンフレットで森林の役割は、土砂災害の防災になりますよ、水源を保ってくれますよ、二酸化炭素をいっぱい吸収して酸素を出しますよと、きれいに書いてありますけれども、ここの人たち、特に森林を持っている人たちは、これは当たりのことであって、どうやってやったら採算が取れるか。どうやってやったらもうけるか、もうけることはできないかと思いますが、それが本当のところかというふうに思います。</p> <p>面積についても、小海には7,000町歩以上の林がある。そのうち国有であったり県有であったりいろいろありますけれども、団体と個人が持っている面積は、おおむね4,800町歩、もちろん四千八百八十何ヘクタールという数字はありますけれども、それが統計上の数字だそうです。そのうち3分の2がカラマツ林、単純に3,200ヘクタールで、3,200ヘクタールは全部伐期ではないです。半分としても1,500町歩、10年間1,500町歩手入れをするとして、年間150町歩です。150町歩か、なるほどなと思いますけれども、この辺切られたら、みんなやりっと思っほどの面積だと思います。それが何にもしないで、そのまま放っておいていいのかどうか。広葉樹の苗ももちろんあるそうですが、例えばナラの苗については、植樹祭だとか、公園だとか、NPO法人等が催しに使う程度で、大量の苗はありませんと、ここにあるのはカラマツ苗だけですよというふうなお話でした。</p> <p>次に、さっき言いましたように、50年後の折半よりも、分かりやすく進めやすいのが10年再整備事業です。これを町の補助金等々が出ていますので、行政で広報宣伝することはどうかと思いますけれども、森林に関わる会議があったときに、整備事業でこういう事業がありますよというふうな伝え方、あるいは公民館報に一部を割いて、伐期の来ているカラマツ林を再生するには、こういう事業がありますよというような簡単な広報、いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。大変いい内容のものと考えております。先ほどのウッドショックの話に始まるとおり、山に関心を持ってもらう。それから、伐期が来ている森林についてはお金に換えられるというようなこと。それから、ま</p>

	<p>た主伐をした後には再造林をすること。そういうことの必要性など、これから広報が必要と思ひまして、ちょうど森林アドバイザーと、広報についてこれからしていくということで公民館報に掲載していこうという話をちょうど計画したところでして、まだ内容については検討段階ですけれども、これからシリーズ化等で広報していくような予定になっております。以上です。</p>
4 番議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう一つ、カラマツ苗の無償提供、あるいは半分ぐらいの補助、これ、かさ上げ事業で、また後ほどお話ししますけれども、一部含まれていて、ただ、どの程度直接カラマツ苗が補助されているかは分かりません。私の聞きたいのは、1本当たり半額程度は補助していただきたい。目に見える形でやっていただきたいということですが、どうでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。議員さんおっしゃられたように、再造林という中で、先ほどの組合の資料にもありました植栽をする分、それから、その手前で地拵えと言ひまして、伐採した後の整備をして植栽が簡単にできるように整地をする、それが地拵えですけれども、そのあたりについては、県のほうも手厚い補助をつけておりますし、それから町のほうも、かさ上げしているというのは、ご承知のとおりです。そして、どのぐらいのことなんですけれども、今、林務課のほうで話をお聞きすると、いろんなパターンがありまして、たくさん1反歩当たり、1町歩当たりでもたくさんの本数を植える場合、それから割と密植は避けて粗くする場合、そういった例えば1町歩当たり、一般的といいますか、今やられている方法は2,500本ということなんですけれども、それを3,000にする。どうして密植するか、そうすると細いもの、目的が違うということのようで、早く細いものでも早く大きく長くして、それで、くい材等の目的で早めの伐採をする、そんな目的と、それからもう一つには、別に粗い、そうすると間伐作業が省けるというようなことで、草刈りは必要ですけれども、その費用がかからなくなる。いろんな方法をどうも試しているといいますか、やっているようで、現実、小海ではそれほど区別して行っていないわけなんですけれども、そういった方向もだんだん出されるということですので、どちらにしてもその費用、多くても少なくともある程度の補助は今後もされていきますし、今現状の制度でも対応できますので、そんな考え方で進めていけたらと思ひます。以上です。</p>
4 番議員	<p>ありがとうございます。課長おっしゃるとおり、昔は、1反歩350ぐらい平均で植えていました。これはさっき課長言ひましたように、間伐材で売るための方策の一つでした。そうでないと、50年間、3回ぐらいしか収入がないと</p>

	<p> いうようなことから、10年後をめどに間伐材を売るということでやっていたことは事実です。ただ、今はこういった事業がなされて、森林組合、あるいは森林業者が管理するようになりますと、少ない本数でもそこそこ育っていくとか、下刈りで刈ってしまうような捕植するようなこともなくなってくるというようなことで、「苗木補助を大胆に補助します」というようなうたい文句でやっていただければ、こういった事業も見栄え、あるいは聞き栄えがよいというふうに私個人としては考えています。 </p> <p> この表、皆さんご存じかと、課長の皆さん見ているかと思えますけれども、地拵えが実は一番大変なんです。個人でやるには、とても1人で1反歩3万円そこそこではできません。植えるのは、何とか1日かければ1人でも1反歩できるかなど。でも、苗代が現実には重くのしかかってくるのが現実です。負担金、21万円です。絶対にやるべき事業だと思いますので、また機会あるごとに検討していきたいというふうに思います。 </p> <p> もう一つ、かさ上げ事業の中で、基本計画には未整備森林の増加が増えてくると。あるいは所有者不在の森林が増加してくる。そこで、みんなで協力して何とか手入れをしましょうということで、各財産区と協力しというふうに、各財産区というふうにならなっています。カラマツ整備交付金事業の中には、財産区を除く山林所有者であり、個人または集落、団体というふうにあります。ただ、一番最後に、どの法則もそうですが、必要な事項は町長が定めるという項目が入っております。そこで、財産区に補助をしなくても、森林再生、再造林がうまくできているのかどうか、町全体としてですよ。どうか、この辺はどういうふうにお考えでしょうか。 </p>
産業建設課長	<p> お答えいたします。今、おっしゃられることは、財産区を除く、補助が財産区には行われない、それでも大丈夫か。今、実際には財産区、北牧財産区やら千代里財産区やら幾つかあるわけですがけれども、それぞれ山回りをし、山の手入れもし、整備はしているところをございまして、実際に主伐をして、お金に換えられる、換えているところもございます。ということで、財産区については、町のかさ上げ補助は対象にはしておりません。それ以外の財産区もそれから町有林、これも分類は公有林という部分になるわけですがけれども、ここのは、これ以外のところの私有林、集落ですとか団体所有とか個人、そんなところへ補助をするということで、これを定めているところをございます。なかなかその、その皆さんの山林の伐採についてあまり手が入っていなかったり、または伐採する届出は出るわけですがけれども、天然林での更新、天然林というと切った後、植栽をしないわけですがけれども、そ </p>

	<p>ういったところが先ほども見えるというふうに言われていますけれども、そういったところになるべく補助をして、手厚くして再造林ができるように、そんな方向で定めているものでございます。以上です。</p>
4 番議員	<p>ありがとうございました。そういった団体には補助金が適用されないということは、こういったこの事業も適用されないということで、よろしいかと思えます。</p> <p>次に、林道整備について伺いをいたします。今年も新年度予算、あるいは決算書の中にも、林道整備についてうたっています。新設するのももちろん大事です。ただ、従来ある林道について、今日ふと気がついたんですが、林道茂来線の茂来線道路が道路脇の木と草刈りがしてありました。そういったことで、手入れの、定期的な手入れという言い方が正しいのか分かりませんが、総延長あり過ぎて、なかなかできない事情も分かっていますが、さっき言った稲子の奥の道路が林道なのかどうか、道幅はありますし、大変いい道路ですが、軽トラで走っていると、必ずパンクしたり、底をぶついたりというような道路です。稲子の集落から入って行って、上から上った登山道の稲子とぶつかり合う、稲子への入り口よりちょっと下の道路、非常にいい道路、それから作業に必要な道路です。しかし、手入れがなかなか行き届いていないのも事実です。私の地元のところでも、主要道路はそこそこ手入れが行き届いていますが、大水が出た後、なかなか整備が行き届かなかったというのも事実です。そんな中で、大変総延長のある林道整備、大変かとも思いますが、定期的な整備、あるいは、さっき言ったアドバイザーが回って、気がついたところも話していくような方法等ができれば考えていただきたいなど、いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>お答えいたします。林道整備ですけれども、主伐、間伐が進んでくることが今後予想されるということですので、実際に今、森林環境譲与税も交付されておりまして、1,000万を超えるものが収入がございまして、ですから、その財源を元に林道の整備進めてまいりたいと思います。令和2年の決算につきましても、林道費の中に林道の維持修繕ということで、何か所か入ってございます。主に今までそれまではあまり手がかけれなかったところなんですけれども、その財源の確保ができたこと。それから主伐、間伐があって、実際に利用されるということがだんだん見えてきましたので、延長長いもので一遍にというわけにはいきませんが、年間収入に応じて、財源に応じて、事業を実施していきたいという考えでおります。以上です。</p>
4 番議員	<p>ありがとうございます。ぜひ少しずつでもできるところからお願いしたいと</p>

いうふうに思います。

いろんなお話をさせていただきましたけれども、お気づきかどうか、芦谷集落の手前の林業センター、何ていう施設でしたっけ。その上の部分、非常にきれいに伐採をし、植林がされております。ああいった姿が本来望ましい姿であって、切りっ放し、あるいはやりっ放しというのは非常にまずかと思えます。何とか南北相木、小海、あるいは川上等々、カラマツの産地を協力して、元の緑が復活するような方法、今のところはこういった10年事業が最適かと思えますけれども、もっといい事業があったら、取り入れていてもらいたい。2万1,000円ならやすいじゃないかというけれども、いない、見られないところに投資をするわけです。だったら21万円入れないで、放っておこうというふうにならないように、何とか協力をしてやっていきたいというふうに考えます。カラマツ産、好機到来なんてとんでもない話で、これは業者が、業者がというか加工業者が潤っているだけで、生産者にはお金が入ってこないということを先ほど最初に申したとおりです。何とか補助金でも多少でも増やしていただいて、林業が夢の見られる時代、今まで50年間夢見てきましたけれども、もうかりそうな夢はありませんでした。これからは、ちょっとでも見られるような林業政策というものを研究していきたい。ぜひ協力して一緒にやりたいと思います。ありがとう、時間が早いですが、ありがとうございました。質問を終わります。

第3番 篠原 哲雄 議員

議 長 次に第3番 篠原哲雄議員の質問を許します。

ここで篠原哲雄議員の質問の前に、本日の一般質問が5時を過ぎるものと思われまます。お諮りをします。時間延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、篠原哲雄君。

3番議員 3番 篠原哲雄でございます。さて、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日は、小海リサイクルセンター跡地について、親沢地区で試験栽培されているワインブドウ、集落支援事業、3点について質問をさせていただきます。

最初に、小海リサイクルセンター跡地についてということで、1番ですね、

通告にありますように、管理型最終処分場建設計画の経過と今後の町の考え方について質問いたします。小海リサイクルセンターについては、令和2年9月の定例会の一般質問で、旧リサイクルセンターについて質問がされており、重複することもあるかと思いますが、ご了承をお願いしたいと思います。ちょっと私のほうで資料を2点ほどお願いいたしまして、小海リサイクルセンター事業開始から破産手続終結、残廃棄物処理・撤去等検討準備会（委員会）までの経過と、もう1点は、株式会社小海リサイクルセンターにおける破産手続についてということで、県の佐久地域振興局環境・廃棄物対策課、これはここにありますように、平成30年8月7日、溝の原公民館での説明資料でございます。この資料に沿って、ちょっと経過等を説明していきたいと思っております。

小海リサイクルセンターは、上村建設の子会社として、小海町、本間区、溝の原区、上村建設株式会社、上村五男氏と第三セクター方式で平成5年11月に設立されました。取扱い産業廃棄物は、焼却廃棄物、破碎産業廃棄物に従って許可されました。平成15年7月に第三セクター方式は解消、平成27年、県の行政処分で使用停止、平成28年3月、自己破産、それから28年8月、破産管財人により処理をされています。処理量ですが、資料にもありますように、燃え殻約2万7,352キロ、廃石膏ボード11トン、石綿含有建材37.5トン及び廃油1,300リットルの処分が行われました。それで29年に破産手続が終了いたしました。まだ跡地には廃棄物約1,000トンが保管されている状況であります。保管状況についてですけれども、廃プラ609.98トン、これは集積型作業後にネットがけによる飛散防止措置が行われ、ばいじんが157.82トン、これは建屋内にフレコンで袋詰めをされており、廃石膏ボードは188.64立方メートル、建屋内にUVシートでかけられている状況であります。令和2年3月、町より本間区、溝の原区へ残廃棄物並びに焼却炉を片づける業者が現れ、管理型最終処分場を建設させてほしいという説明がありました。令和2年6月に、区役員会への説明、7月は区民への住民説明会が行われました。11月には町長も出席し説明会が行われ、最終処分場建設等についての説明等がありました。その席で、最終処分場は反対だという意見が多数を占めまして、反対の理由としては、前に示されましたけれども、毎日100台の廃棄物運搬車両の往来、全国からの産業廃棄物の持込み等、区民としては最終処分場の建設より残廃棄物処理が優先という意見が大勢を占めました。令和3年4月、本間区区民総会において、管理型最終処分場建設計画は反対と決議され、5月7日、町へ反対の要望、意見書を提出、5月20日に本間区への管理型最終処

	<p>分場建設計画は進めないとの町からの回答書を頂きました。</p> <p>それでは、ちょっと町長にお伺いします。再度確認のため、町長にお伺いしますが、先般示されました回答書のとおり、本間区への管理型最終処分場建設計画を進めないということによろしいでしょうか。答弁をお願いいたします。</p>
町長	<p>この件については、篠原議員、区長さんでもあられるということで、中身は重々承知のことと私は認識しております。その中で、区の総意としての反対というものを町へいただきました。それにお答えした形ですので、これは反対がある限りは私はやらないということを当初から申してきました。したがって、場所は溝の原区なんです、本間の皆さんが非常に関係あるということで進めてきましたけれども、区の総意で反対ということですから、これはそれを重んじて、なしということで結構でございます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。私も今町長がおっしゃったように、区長という立場の中で去年の3月からここまで1年6か月、そういった形で最終処分場、今残廃棄物という形の中で向き合ってまいりまして、町長のおっしゃったように重々承知をしておりますが、ちょっと今日、あえてもう一度確認の総意をお願いいたしました。</p> <p>それでは、もう一度町長にお伺いしますが、本間地区で受入れ反対ということですが、町内の他地区で管理型最終処分場建設を公募等によって募って、最終処分場を建設したい意向があるのか、あるいはほかの考えもあるのか、町長の考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>お答えをさせていただきます。篠原議員もご承知のとおり、エンビプロホールディングスという会社が名のりを上げてくれました。そして、上村建設の残したあのごみを全て片づけるという条件で、管理型の処分場あるいは焼却炉を造りたいという申出があったわけです。これは、見方を変えますと、町では一つのチャンスであるという、私は判断をいたしました。したがって、溝の原、本間の皆さんの反対で、上村氏の跡地は、これはなくなったわけでございますけれども、この小海の町の中で、そういったものを受け入れてもいいよという部分が区の総意としてありましたら、これはチャンスだと思っております。また、長い将来のごみとの永遠のお付き合いする中で、規模あるいは状況をお聞きしましたところ、佐久平クリーンセンターに勝るものであるという説明でございました。視察等々を重ねる中、スキー場の隣に併設された焼却場ということで、非常に環境に適した焼却場だと認識しております。そういったものであれば、あるいは管理型の処分が完全なものであり、</p>

	<p>そしてこの町の発展につながるというものであるならば、私はそういったものを模索していきたいというふうに思っております。</p>
3番議員	<p>先般もずっとそのような話を町長としてきて、確かにこういったものができるかと、町へ税金等も落ちるとい形の中であるわけですがけれども、なかなかこの最終処分場という形になると、私もやってきましたけれども、なかなか地元への受入れ等は厳しいわけですがけれども、今後の中で町長の考えとして、こういうものをチャンスと捉えて進めていきたいということである中で、慎重に各位に伺っていただきたいと思っております。</p> <p>それと、この最終処分場の建設というのは、ちょっとイメージ的にあまりよくないように思うんですが、今、町が進めている憩うまちこうみ、宅地造成造成地の分譲地について、ちょっとイメージ的にそういうのが影響がないかどうか、町長の考えをお聞きしたいと思っておりますけれども、お願いいたします。</p>
町長	<p>確かに、今まで焼却炉、あるいは最終処分場というものが印象が悪いということは、今まで携わっていた業者の皆さん、いささかこれは法律違反をしたり、そして自分の利益のための都合のいいように、都合の悪いことは目をつぶるといのか、そういった格好できたのが、印象であろうかと思っております。今どの施設を、私も改めて施設を見せていただきましたけれども、管理というものは完璧だといふふうに思っております。したがって、例えばその業者の皆さんが事業をするに当たり、法に触れるもの、あるいはルール違反のことをすれば、まさに自分で自分の首を絞めるというような格好になろうかと思っております。先ほどの返答で、1つ私が、もう一つ申しつきたいと、付け加えさせていただきたいと思うのは、最初の申し込んできたときの意思のごとく、上村さんの残骸、いろいろな法の手続を踏まなければ手がつけれないといふような形ではございますが、何とかあれをまず片づけていただきたいといふものを、私のほうから発信するつもりでございます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございます。私もごみを排出している一人として、ごみ処理問題は真剣に考えておりますが、本間地区、溝の原地区への計画を説明してもらった中に、1日に100台もの10トン車、廃棄物運搬車が通るとなると、なかなか賛成できるものではありません。俗に言う総論賛成各論反対という言葉がありますが、最終処分場の建設を住民に受け入れてもらうということは、並大ではないと思っております。先ほども申しましたとおり、私も1年6か月余、このごみ問題に関わってまいりましたが、まだまだ続くと思っておりますので、長い年月を要すると思っております。</p> <p>それから、先ほど町長のほうからクリーンセンターの話が出ましたけれど</p>

	<p>も、佐久平クリーンセンターは年間8,000万円の処理料等が払われているわけですが、最終処分場というものを建設するしないで、焼却炉、一般廃棄物処理の焼却場建設というものを考えてもらったらどうかなと思います。佐久平クリーンセンターの現状を見ましたり、いろいろ焼却場の、焼却炉の現地を、私、佐久平クリーンセンターへはまだ行っていませんけれども、ほかの業者の焼却炉を視察してみたところでは、非常に今の焼却炉というのは、あまり公害を出すようなものではないし、安全ではないかなと思っております。</p> <p>そういった中で、川上、南牧村では、2村で焼却場を建設いたしました。将来、佐久平クリーンセンターの受入れ等がどうなるかということ考えた場合に、案として、小海、南牧、相木、1町2村で焼却炉建設を考えていてもいいのではないかなと思いますが、町長の考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>佐久平クリーンセンターへのごみの持込みということで、南佐久の状況を考えて場合に、川上のごみを申しますと、佐久平のクリーンセンターへ運ぶのに、とにかく1日では帰ってこれないと。全部ごみを集めて、そういうことになる、2人で行かなきゃいけない。南牧も同様だそうです。そうしたことで、自前の小さな焼却炉を造ったわけです。それも本当に小っちゃなもので、2億程度の予算だったと思います。耐用年数も10年ぐらいであろうかと思えます。我が町でも、うちのごみを一手に引き受けていただいている小海環境衛生社に、そういったものの相談をしたり、いろいろな模索はしております。また、両相木の皆さんは、佐久のほうへ出していたり、それから、クリーンセンターへ出す分と、それから個人業者のほうへ出す分というような部分がありました。そういった中で、自前のものという考えも視野の中にはございます。しかし、それが果たして今の状況から見て本当にいいのかという部分考えた場合に、佐久平クリーンセンターへの持込みを広域連合の中で佐久市にお願いしたと、佐久市、北佐久の連合ですが、そこをお願いしたということで、受入れ可能だということですので、そちらへの搬入をお願いしたという経過になっております。</p> <p>ただし、今、篠原議員の言うように、自前でどうかという話になりますと、やがてこれもいつかは考えていかなければならない。それは両相木を含めた中のこのごみ問題というものは、もう減ることはないと思います。どんどん増える傾向にあるかと思えますので、その辺も視野に入れて、また業者の皆さんとも相談しながら進めていきたいと思えます。</p>
3番議員	<p>ありがとうございました。今すぐということではないんですけれども、近</p>

	<p>い、長い将来、そういうことも考えられるわけですので、そういったことも計画の中の視野に入れておいていただきたいと思います。</p> <p>本間地区、溝の原地区への管理型最終処分場建設計画地というところは、三沢川上流のということで、埋立て、盛土という大規模開発になりますと、熱海市の土石流災害が思い出されます。三沢川でも50年ぐらい前に土石流が発生した記憶が私の中にあります。現在の異常気象でいつ災害が発生するか分からない、そういった中で管理型最終処分場建設計画が断念されたことは、私としてはそういうのがよかったかなと思います。区民の皆さんの中でも、何人かそうやっておっしゃった方もございましたので、取りあえずそういった建設計画がちょっとなくなったということで、ちょっと一安心をしている次第であります。</p> <p>それでは、続きまして、小海リサイクルセンター、2番目のところですがけれども、残廃棄物処理についての質問に移らせていただきます。先ほどの説明書の中にありますように、現在約1,000トンからの廃棄物が保管されております。残廃棄物処理については、資料にもありますように、溝の原区から2回の陳情、2回の県・町との協議会が行われております。これは最初のリサイクルセンター事業開始から破産手続という、そこの部分の16ページのところに載っておりますけれども。それで、令和2年12月、副町長のほうから、残廃棄物処理検討委員会というのを令和3年3月に立ち上げたいという本間区への申出がありましたが、年度末のため令和3年度へ持ち越してほしいということで、資料にもありますように、令和3年7月28日に、リサイクルセンター残廃棄物対応についての準備会ということで、本間区、溝の原両区、県、これは県のほうからは、佐久地域振興局環境廃棄物対策課のほうの課長さんと2名が出席されました。町のほうからは、町民課長、それから環境係長が出席しまして、本間公民館で開催いたしました。それではお聞きしますが、今後の開催は町主導でやるのか、検討委員会の構成メンバーは、この委員会は小海リサイクルセンター残廃棄物処理検討委員会という位置づけでよろしいですか。町民課長にお聞きします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>お疲れさまでございます。ご説明を申し上げます。小海リサイクルセンターは、清算のためだけに法人格が認められておることですのでございます。そして、残廃棄物、残置物は、小海リサイクルセンターの所有物であるということのようであります。県によりますと、著しい環境の汚染などによる行政代執行、これについては、医療系の廃棄物、また硫酸、ふん尿の流出の3件が過去にあるようでございます。そして、小海リサイクルセンターと同じよ</p>

	<p>うな案件は、県内に18か所あるということを伺っております。そういう中において、関係者で集まってそれぞれ処分の費用を出し合って処分をした事例もあるようでございます。</p> <p>先ほど議員さんおっしゃられました令和2年、地元から最終処分場とは別にリサイクルセンターの残置物の処理を町費などで検討できないかというご意見をいただき、また町は検討委員会などを組織して協議していくことも必要だと考えているというような回答をさせていただいております。先般、7月28日、先ほど申されましたが、本間の公民館で、今後の進め方などを模索をさせていただいたという背景でございます。現段階におきましては、残置物の処理、片づけを目的とする検討会の準備会のような形で検討に入っていたらどうかと考えております。メンバー的には地元の区長さん、そして県、町、そのメンバーで組織をしたらどうか。そして、準備会では、検討会のメンバー、例えば専門的知識がある人に入ってもらえるかとか、そのほかどんな資料が必要かということを検討することも必要ではないかと考えております。そういう中で、例えば知識がある人に入ってもらえるということになりますと、その方の費用弁償はどうするかとか、残置物の処理の見積り、実際に幾らぐらいの費用が必要になるか、それを見積もることも必要かと。今度は見積もるとなりますと、見積もるための費用がかかる、その費用はどこで負担するかというようなことを検討した中で、具体的な検討委員会を立ち上げたらどうかと、このようなことを考えております。以上でございます。</p>
<p>3番議員</p>	<p>なかなかこの検討委員会も、準備委員会というような形の中で見ていくという町民課長の答弁がありましたけれども、小海リサイクルセンター残廃棄物処理検討委員会というような名前で行くわけですけれども、町にも幾つかの検討委員会がありますが、それぞれの委員会と同じような取扱いと考えてよろしいような形で進めていってもらえるのでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。ちょっとこの廃棄物も、法律的にも非常に難しいところもあると思うんですけれども、その検討委員会の、先ほども位置づけ等しましたけれども、そのような取扱いなのか、ちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、お願いいたします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>検討委員会の在り方というような趣旨だと感じました。例えば駅前の整備の検討委員会というような形で、町長が委嘱をさせていただきましてご検討をお願いする委員会もでございます。そういうこともありまして、弁護士の先生に先日相談をさせていただきました。残置物を片づけたいという目的、そう</p>

	<p>いうことを目的とした皆さんが集まって、検討委員会を立ち上げるということでありますから、片づけるための、名前はいろいろあるんですが、実行委員会のような形がよいのではないかというアドバイスをいただいております。そして、そのような実行委員会組織的なものであったら、県の皆さんもそのメンバーに加わることができるということを県のほうからも伺っておりますから、そのあたりで検討してまいりたいと思っております。以上でございます。</p>
3 番議員	<p>そうすると、なかなか検討委員会としての、今出ましたけれども、駅前再整備検討委員会とか、そういうのがありますけれども、なかなか町長の委嘱をもらえない、もらえるのか、もらえないとなると、この検討委員会の権限というか、そういうのもあまり強くないのではないかなというような感じもします。それで、残廃棄物を片づける実行委員会というような形になりますと、そういった権限というかも、なかなか難しいのではないかなというように思いますけれども、次に、副町長にちょっと同じ質問させていただきます。令和2年の12月に、副町長のほうからそういった、検討委員会をつくるということがありましたので、今町民課長からそういう答弁があったわけですが、副町長が何を考えているか、ちょっとお願いできますか。副町長のほうへも、今と同じ質問をお願いします。</p>
副町長	<p>大変難しい問題でございまして、普通の検討委員会だったら、皆さんから意見を出してもらって、駅前どうするかとかね、そういう話なんですけれども、専門的な知識が必要です。どうやっていいか、例えば町が一般財源を出すにしても、本当に法律的にいいのかどうなのか、出すべきなのかどうなのか、地元の負担金をどうするかとか、その地元の皆さんの意見、町の意見、法律的な意見、全く今、ちょっと統一的なことができていないもので、まずそういう一致して、地元としてはこうしてもらいたい、町としては、じゃ、どうすればいいか、法律から見たらこういう方法がいいよとか、そういうことをまず検討する会議が必要だということで、私は申し上げましたので、いわゆる町長が委嘱して、いろいろな意見を出してもらおうということとは、ちょっとなじまないような気がして、今弁護士に聞いたら、実行委員会的なものの方が、より具体的になるかなという気はしておりますので、そういう実行委員会形式がいいんじゃないかと。それで、例えば町長が委嘱して、箔がつくというか権限が生まれるとかというよりも、実際にどうするかという、実行委員会で決めて、じゃその方向にいきましょうとなったほうが、より現実的になるかなという気はしております。以上です。</p>

<p>3 番議員</p>	<p>分かりました。なかなかこのリサイクルセンターの残廃棄物は、法律的な問題もちょっと絡んでおりますので、非常に難しいとは私も思っておりますけれども、ぜひこの片づける中で、準備委員会というようなことの中で、もっともっと踏み込んだ形でやってほしいと思っております。ぜひとも各区、各機関と調整をして、早い間に準備委員会なり、そういうことを立ち上げてほしいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、ワインブドウ栽培についての質問をさせていただきます。令和2年6月と令和3年定例会で一般質問されており、重複することがあるかと思っておりますが、ご了承ください。昨年からは親沢地区でワインブドウの栽培試験が始まりました。今年度は笠原地区でも栽培が始まり、私も何回かちょっと圃場に足を運んで見させていただきました。このプロジェクトは、長期振興計画の特産品創りとして計画され、町長の施政方針としても、うたわれております。小海町では少ない果樹栽培であり、おいしいワインができて町の特産品になればと期待しているところであります。ワインも各地で栽培され、ワイナリーも増えています。その中で、後発の産地が生き残っていくには、大変な努力と技術の習得、ワインの販売等、これから数多くの課題があり、どのように進めていくか、町として今後ワインブドウの栽培、ワイン生産を進めていくために、しっかりした計画立案が必要だと思っております。しっかり腰を据えた取組が必要ではないかと思っております。</p> <p>それでは質問に移らせていただきます。資料の一番最後ですか、ワインブドウ栽培についてと、これは産業建設課、課のほうから頂いた資料でございます。現在のブドウ栽培の状況と今後の栽培計画、品種選定について、どのように考えているか。長期振興計画の中にも載っておりますので、このブドウ栽培の計画立案というのは、通告にもあります5年ぐらい先までできているのか、ここ一、二年のことなのか、どのように進めていくかお聞かせください。それで、この中に、今後の進め方ということで、毎年1ヘクタールの造成を進めるというのがありますけれども、もう来年度では1ヘクタールの造成を考えているのか、その辺も含めながら、産業建設課長のほうでお願いいたします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>資料つづりの20ページに資料がありますので、それをご覧ください。昨年度に続きまして、今年度も品種選定のための試験栽培をしております。昨年植栽した品種につきましては、親沢地区ですが、ほぼ全種類が問題ないのではないかと感じております。今年、新たに植栽したものについては、来年夏頃にならないと見通しが立たないのではないかと考えております。資料の2</p>

	<p>ページに、試験栽培地が令和2年度親沢、令和3年度笠原、そして親沢というふうに記載がされております。こちらのほうで実際に植えて、今現在、状況は良好というところですか。これから3番のワイン醸造までの流れにもなるんですけれども、実際に今品種選定ということですから、その品種が育つのかどうかというところが第1段階、そしてブドウは恐らく、なると思うんですけれども、その果実であるブドウをワインにしたときにどうか、そういう2段階の評価を今後していかなければならないと思います。4番の今後の進め方にありますとおり、毎年1ヘクタール程度、造成を進めるということなんですけれども、補助制度、資材等、苗、大金かかりますので、来年度からこちらのほうを創設しまして、ワイナリーの部分ですけれども、令和8年とありますが、幅を持たせて8年から10年ぐらい、ブドウ栽培の農家数と、それからブドウの収穫量、これを鑑みたところで、実際のワイナリーの建設に向けて計画をしていきたい、そういう状況でございます。</p>
3 番議員	<p>それでは今の品種選定の中のことなんですが、この寒さに耐えられるか、耐えられないかというのも一つの品種の見極めの一つではありますが、今課長がおっしゃったように、同じ品種でも気候、土地によって味も違うそうで、来年の秋、5品種のブドウをワインにして、みんなで試飲をして品質評価をし、小海町に合う品種を決定してから、資料にあるように1ヘクタールぐらいの造成をしても不足はないかと思いますがいかがでしょうか。ブドウは、なから3年目で収穫はできるみたいですから、早ければその試飲用のブドウというのは来年の秋には収穫して、ワインに醸造を委託して造れるのではないかと思いますけれども、ワインにして味見をしてからそういう醸成をしても遅くはないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>篠原議員さんもお承知かと思いますが、富士見町の例でございますが、やはり試験の栽培を始めてから実際に品種の決定までは4年間かけているようでございます。こういったところを見ますと、やはり4年目になったところで、もちろんブドウをある程度量があれば、それでワインを造ることはできるでしょうけれども、その辺の品種選定については、やっぱり時間をかけるところであろうと思います。それから、後の続く農家の人たちのためにも、この品種なら大丈夫、この品種ならワインはおいしい、そういうところが確実でない、なかなか投資がしにくいのではないかと思いますので、そこにはじっくり時間をかけるべきだと考えております。以上です。</p>
3 番議員	<p>ありがとうございました。今、富士見町の話が出ましたけれども、先般私、7月29日、原山農園きふたと、富士見町産業課営農推進係を訪ねて、富士見</p>

	<p>町ワインバレー構想の目的についてお伺いし、工場も見学させていただきました。なぜ原村、富士見町かというところ、気候及びワインブドウ栽培が標高900メートルぐらいのところ栽培が行われており、小海町に条件が似ているからです。</p> <p>富士見町の経緯をちょっと紹介しますと、試験栽培を始めて4年になります。平成26年に栽培候補地3か所を検定、これは土壌検定から始まって、全て1年かけて土壌を探したということしております。27年にサントリー、協力会社に委託して、9品種90本の試験栽培を開始し、29年の秋に収穫したブドウ6品種で品質評価を実施、31年に戦略品種、赤ワイン品種として甲州、白ワイン品種としてソーヴィニヨン・ブラン2品種に決定をして、今、町で決定した新規就農者1名が2ヘクタールで栽培を開始、収穫したブドウは原料としてサントリーインターナショナルへ販売、ワイン醸造は僅かだそうです。それで、富士見町の場合では、今のところワイナリーの建設ということは考えていないそうです。この農家は、原料を売って、取りあえず生計を立てるという形で進んでいるみたいです。私が富士見町へ伺ったのは、栽培的な技術というよりは、富士見町として新規就農者への取組、ワインブドウ栽培の品種選択、補助制度等のように、どのように取組をしているか知りたかったので訪問いたしました。これは、これからの小海町の戦略にも役立つのではないかと思います。</p> <p>それでは、続いて地域おこし協力隊の4名の皆さんについてお聞きいたします。3年後には任期が終了するわけですが、小海町でワイン造りをしたいと夢を持って頑張っているわけですが、ワイン生産等できるまでに5年ぐらいかかるわけですね。その間の彼らの生活の基盤を設けなければなりません。町としてどのように考えておるか、また国の助成金で、農水省の農業次世代人材投資事業の交付金というのがあるわけですが、地域おこし協力隊終了後、新規就農者としてこの制度を使うことができるのか。もし使えるとすれば5年間の、3年間は150万円、2年間は120万円の補助があるわけですから、この間ワインブドウ栽培に専念できるのではないかと思います。この制度を使うことができるのか、協力隊のことに對してどのように町が考えているのか、併せてお聞かせください。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>地域おこし協力隊の関係ですけれども、現在は東御市のヴィラデストワイナリーで栽培研修を行いながら、来年植栽をする畑のブドウ棚設置を行っております。今年中には5反歩ほどの棚を整備する、そんな予定でございます。このワインブドウ栽培事業のキーパーソンになると考えておりますので、町</p>

	<p>もできる限りの支援をしていきたいと思います。3年間につきましては協力隊の活動の費用は、上限はありますが、ある程度の支援といいますか、町からの支援はできますので、その後ということになるかと思いますが、その後につきましては、議員おっしゃられました新規の就農者になり得るかどうか、このあたり、認定新規就農者というところに該当し認められれば、それが可能かと思いますが、このあたりについては調べていきたいと考えております。いずれにしましても、ブドウを栽培する方々、これを底辺を広げていく、そんなことを活動していきたいという考えでおります。以上です。</p>
3番議員	<p>それでは、この4名の協力隊の若い人たちが、しっかり小海町に根を張って、ワインブドウを進めていっていただけるように、町としてもこの3年後の任期切れの後、十分な投資をしていっていただきたいと思います。富士見町では、新規就農者が自立するまで町が支援を続けるそうであります。</p> <p>それから、補助制度についてお聞きします。新規就農者及び町内の2名の方が1ヘクタール造成するとなると、苗木代、支柱等の資材で約800万円ほどかかるわけです。資料によると、補助制度の設定は4年からとなっておりますが、長期振興計画では令和2年から6年までで4,100万円の事業収入を見込んでおり、そのうち令和5年で1,000万の補助を予定しておりますが、どのくらいの補助率で、何年間ぐらいを考えておりますか、お聞かせください。富士見町の例としましては、苗木代が町で50%補助、支柱等の資材代は国の補助事業を活用、国30%、個人70%というようになっていきますけれども、この辺はいかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>補助制度につきましては、今年度検討していくということなんですけれども、1反歩のブドウ畑の造成に対しまして、資材が約40万円、苗木代が同じく40万円、合わせて80万円ほどかかります。こちらの中のどの程度を補助していくのかという部分につきましては、できるだけ支援をするということなんですけれども、今は言えませんが、長期振興計画の数字とは異なることにはなるかと思いますが、そのあたりを十分に決めることで、今後、農家が増えるかどうか、そういうことも左右すると思いますので、慎重に計画をしてみたいと思います。以上です。</p>
3番議員	<p>それでは、その補助金ですが、しっかりしたものを、この資料にもありますけれども、概算でいくと約800万というかかる、大金になるわけですから、町の計画で10町歩というと8,000万からの資本がかかります。もろもろ入れれば約1億近い金額がかかるわけですから、これを投資するとなると、個人では非常に難しいかなと思いますので、できるだけ補助事業を使って支援を</p>

	<p>していただきたいと思います。</p> <p>時間も大分まいってきましたので、技術指導についてお聞きをします。今後の技術指導には、千曲ワインアカデミー第7期生で賄っていくということですが、今年から何名受講されているのか。また、地域おこし協力隊の皆さんは、ヴィラデストワイナリーへの研修に行っていると聞きますが、研修内容及び来年度以降は千曲ワインアカデミーを4名が受講できるのか、その費用は町で負担するというような形になるのか、その金額をちょっと教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
産業建設課長	<p>今年度につきましては1名行っております。協力隊は別でございます。この費用、大変費用がかかる講習会ですけれども、今後研修をし、技術を習得することにより、今後の方々への指導をしていってもらい、そういうことで補助をしていきたいということでございます。いずれ、技術指導なんですけれども、試験栽培に取り組んでいる方々、こういった人を頼りにするほかはないと考えておまして、なかなか、果物の部類に入りますので、JA、それから県の指導もそんなに十分というわけにはいきませんが、いずれサポートはしていただきながら、実際にやっている皆さん、そして講習を受けていただいた方々を中心に進めていきたいということでございます。以上です。</p>
3番議員	<p>これからの中で、技術指導ということは非常に重要なものになってまいります。私も長い間野菜産地において、技術員の皆さんとやってきまして、そういう品種選定、技術的なこともやってまいりましたので、非常にこういった勉強をしてきて、これからの新しい産地づくりの中で、十分技術指導をしていただきたいと思います。町もその経費を負担していただくような形でお願いしたいと思います。ワインブドウ栽培からワイン醸造という大きなプロジェクトが始まり、仲間4人、小海で夢を追うと、信毎に大きく報じられておりました。夢を追って頑張っている地元の方2名も含めて6人が、夢物語で終わらないよう、町として本腰を入れて支援をお願いしたいと思います。</p> <p>町長にお聞きしますが、この辺の支援のところを町長はどのように考えておりますか。決意のほどをお願いしたいと思います。</p>
町長	<p>新規にブドウ作りを始められた地元の方が2名、そして4名の協力隊の皆さんということでして、皆さんご承知のとおり、その4名につきましては、全員が慶応大学を卒業しているというような高学歴な皆さんで、私も一人一人個人面談をしましたが、なかなかしっかりした考えも持っているようでございます。何とか小海のワインができる日を私も一緒に夢見て進んでいきたいと思っております。紆余曲折あるかと思いますが、議会のご理解もお願いし</p>

	たいと思います。
3 番議員	<p>ありがとうございました。町長の決意を聞かせていただきまして、今後のワインブドウ栽培がしっかりできると確信をしております。ワインブドウ栽培により遊休農地の利用、農福連携により、葉摘み、ブドウの収穫等、雇用も生まれてきます。ぜひとも推進お願いします。以上でブドウ栽培についての質問を終了させていただきます。</p> <p>3番目に、集落支援事業について質問させていただきます。集落支援事業は、前新井町長から現黒澤町長へと継続されており、黒澤町長の施政方針にも明記されている事業です。私は区長4年目になりますが、区長としてこの事業は非常にありがたい事業だと思っています。地区の水路改修、公民館の修繕改修、街灯の整備、支障木の撤去により地域の安全・安心が確保され、住環境がよくなり、地区住民の利便性向上につながります。また、区と地区担当の判断で、敏速に事業が進められる利点があります。非常に私も区長をやっている中ではいい事業だと思っています。令和元年度から100万円を50万円に減額され、事業を縮小しなければならなくなりました。他地区の区長さんからも増額を望む声があります。</p> <p>それでは質問に入ります。町としては集落支援事業と支援事業を合わせて活用してくださいと言いますが、令和2年度の決算を見ますと、集落支援事業は30地区37事業で1,300万円執行されました。集落支援事業の令和4年度の予算を増やしていただき、100万円に増額していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
町 長	<p>地区の皆様、特に区長様のご意見に、その50万円の使い勝手の悪さというものを度々お聞きいたします。私のところへ直接言ってこられる区長さん、あるいは区の皆さん等々ございますが、篠原議員も区長という大役をお務めで、これは実感していると思いますが、100万円を50万円にしたという経緯は、るるございますけれども、使い勝手、あるいは議会の中でお認めいただければ、私は100万円に戻す考えはございます。以上です。</p>
3 番議員	<p>そういうことで、これからの予算計上の中でぜひやっていただきます。私も提案としてですが、地区によっては4区で400万円ほどになる予算を使い切れないところもあるかもしれませんが、100万円ということをお願いしたいと思ひまして、上限、もしあれでしたら上限200万円ぐらいにしていたらどうかと思いますが、そんなようなことも加味しながら予算編成をしていただきたいと思ひます。</p> <p>ちょっと長くなりましたけれども、以上をもちまして私の一般質問を終わら</p>

	せていただきます。どうもありがとうございました。
議 長	以上で第3番 篠原哲雄議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。</p> <p>なお、今後の予定といたしまして、あした9日午前10時から現地視察を行います。視察箇所については松原湖周遊遊歩道整備、宿渡上加太の道路災害復旧工事、中村の農林災害復旧工事であります。服装は作業着で、必要な方は長靴を持参してください。</p> <p>これもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(とくに17時25分)</p>

令和 3 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 17 日」	
*	開会年月日時 令和3年9月17日 午後 2時00分
*	閉会年月日時 令和3年9月17日 午後 4時04分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんこんにちは。本日は令和3年第3回定例会、最終日であります。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。先日、小海町北相木村南相木村花卉品評会が北牧楽集館で開かれました。今年は天候不良による日照不足などで、出品数73と例年より少なかったそうです。その際に北相木の松茸山を持っている方と話をしまして、こちらは逆に今年は雨に恵まれたせいか大豊作となり、冗談交じりですが、2トントラックで行くよと笑っていました。長野県は、12日に警戒レベルが4となりました。コロナ禍で私達の日常において、閉塞感が漂う中ですが、この秋は気晴らしに5人くらいで松茸を摘みながら、熱燗で一献傾けたいと思う今日この頃であります。只今の出席議員は12人全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。皆さん暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構であります。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりのページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。
議 長	以上で諸般の報告を終わります。

<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第2「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	皆さん、改めましてこんにちは。17日間にわたる第3回定例会大変お疲れ様でした。長野県のコロナ感染警戒レベルも13日からレベル4に引き下げられ、町の公共施設等につきましては14日から通常運営に戻しました。ワクチン接種も相当進んできてはおりますが、変異株の広がりにより油断はできない状況です。引き続き町民の皆様には注意を呼び掛けて行きたいと考えております。 なお本日、建設工事請負契約について契約議決案件2件を追加上程させていただきますので、合わせて、すべての案件に関しまして、可決・承認賜りますようお願い申し上げ報告いたします。
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を上程します。事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げたとおり、議員を派遣したいと思えます。これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの4ページ・5ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「議案第28号」</u>	

議 長	日程第4、議案第28号「小海町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長品田宗久君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第28号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第28号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第28号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第5 「議案第29号」</u>	
議 長	日程第5、「議案第29号 小海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 品田宗久君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第29号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第29号を委員長報告のとおり、可

	決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第29号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
日程第6 「議案第30号」	
議長	日程第6、「議案第30号 小海町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長 井出幸実君。
	(委員長報告—可決と決定) (要望事項1件)
〈民生文教常任委員会要望事項〉 個人情報、プライバシーの保護に十分配慮し、予期せぬ災害に対し、有効に名簿を活用されたい。	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
6番議員	この名簿の更新の更新についての話がありましたか。要支援者を把握する度に名簿をどんどん加えていくのか。時期関係なく。
民生文教常任委員長	それについては、審議されなかったもので、した。微妙なところがありますので、町民課長お願いします。
町民課長	はい、お疲れ様です。名簿の更新につきましては、順次行っていくということですが、日々行うこともできませんから、ある一定の基準日を設けて、そして加除というのは失礼ですが、そういった作業を進めるかたちになると思います。宜しくお願いします。
議長	他に質疑のある方は、ございませんか。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
7番議員	すいません。採決する前に要望事項の答弁を町長の方からいただきたいと思いますが、宜しくお願いします。
議長	採決の後に要望事項の答弁がありますがいいですか。
7番議員	要望事項の町長の答弁を聞いてから採決して、賛成するか反対するか、決められる議員さんもいますので是非町長の答弁の後に採決をお願いします。

議 長	分かりました。只今の民生文教常任委員会の要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
〈民生文教常任委員会の要望事項に対する答弁〉 避難行動要支援者名簿の開示、活用にあたっては、個人情報、プライバシーの保護に十分留意し、あらゆる災害に対し、犠牲者を一人も出すことなく、被害や被災者を最小限に留める対応をして参ります。	
議 長	答弁が終わりました。これより討論を行います。討論のある方は、挙手を願います。
(討論なし)	
議 長	これから議案第30号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第30号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第30号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第7～15 「議案第31号～認定第5号」</u>	
議 長	日程第7、議案第31号から日程第15、認定第5号については一括して議題としたします。本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原義従君。
(委員長報告—可決・認定と決定) (委員会からの要望事項—1件)	
〈予算決算常任委員会要望事項〉 議会の議案質疑で要求された資料については速やかに提出されたい。	
議 長	委員長報告に対する質疑は全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。只今の予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉 要求される資料につきましては、すぐに出せるものと、作成に時間を要するものとありますので、その都度対応させていただきたくご理解をお願い申し上げます。	

議 長	これより「議案第31号 令和3年度小海町一般会計補正予算（第4号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6番議員	はい、6番的埜美香子です。私は、令和3年度小海町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論いたします。いろいろな議論があった中で感じるがありましたので予算には賛成しますが、今後の進め方として、一つ注文をつけさせていただきたいと思います。村上団地に関しては、これから造成に入っていくわけですが、各地で自然災害が頻発している中で住宅選びということが当然災害に強いということが、土地を購入する条件になってくると思います。一昨年台風19号の際には、千曲川沿いに大きな被害があり、川の近くというのは、懸念材料となってくると思います。141号線から高低差2m程という話を受けました。土地を購入し、新しく家を建てる方に安心して住んでいただけるような条件でしっかりと整備をしていく計画でお願いします。また地域活動支援センターは、今後社協へ委託するというかたちになり、B型への移行作業や相談事業また事務関係等々、社協の職員の負担も増えると思います。何よりもそういったことが、利用者のサービス低下に繋がらないように町としては、委託したから任せただけではなく、しっかりと準備させていただきたいと思います。今回の補正予算は、コロナ関係の支援もまた出てきている中で特にプレミアム商品券の関係で議論がありました。町の税金を利用するにあたり、町外の方も購入できるのはおかしいのではないかとということもありました。しかし商工業者への支援に重きを置いた事業であるということですので、そのことには反対しませんが、それが偏ったものになっていないかなどしっかりと検証していただき、きちんと報告をしていただきたいと思います。そして何度も言うようですが、コロナで生活が大変になってきている町民をしっかりと掴む努力をしていただきたいと思います。以上の注文をつけて、補正予算に賛成の討論といたします。
議 長	他に討論のある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから議案第31号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第31号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第31号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第32号 令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第32号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第32号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第32号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第33号 令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第33号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第33号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第33号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「議案第34号 令和3年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第34号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第34号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第34号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第1号 令和2年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
6番議員	第6番的埜美香子です。令和2年度一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。町長の施政方針で夢と希望、豊かな発想を、それを強く実行する意志を強く持ち、実行に移していく、それは、強いリーダーシップと職員の力が重要と述べられました。また元気な小海町づくりのため、積極果敢に進めたいとおっしゃっておいりました。決算を見た時にそういう内容だったか聊か疑問が残ります。確かにコロナ禍でいろいろな

	<p>事業が思うように進まなかった。当初の予定が大きく変わってしまったことは理解できます。例えば、憩うまちこうみ事業に関してみましても、ここに来て、協議会という話も出てきました。今後、管理運営などの母体になっていくということですが、議会への説明も不十分ではなかったでしょうか。町民に分かりやすく、理解をしてもらって、町民と一緒に進めていくというスタンスを取っていただきたいと思います。また全体を通して、予算計上の段階から目的をしっかりと持った事業の進め方になっているか、こういう時だからこそ、足元にもう少し目を向けて取り組む姿勢が大事ではないでしょうか。元気な小海町づくりは、町民あってです。一つ一つの事業が町民益に繋がるよう検証しながら、今後へと進めていただきたいと思います。以上、賛成の討論といたします。</p>
議 長	<p>他に討論にある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから認定第1号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は認定であります。認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって認定第1号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて「認定第2号 令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから認定第2号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は認定であります。認定第2号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって認定第2号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて「認定第3号 令和2年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから認定第3号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は認定であります。認定第3号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 3 号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第 4 号 令和 2 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 4 号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第 4 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 4 号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
議 長	つづいて「認定第 5 号 令和 2 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第 5 号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第 5 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第 5 号は委員長報告のとおり認定する事に決定いたしました。
<p><u>日程第 1 6 「陳情第 2 号」</u></p> <p><u>日程第 1 9 「発議第 4 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 6、陳情第 2 号</p> <p>「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情」及び</p> <p>日程第 1 9、発議第 4 号</p> <p>「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書」は関連がありますので、一括して議題と致しま</p>

	<p>す。陳情第2号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 品田宗久 君。</p>
	(委員長報告—採択と決定)
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
12番議員	<p>はい、篠原義従です。私は、反対の立場で討論を行います。世界一危険な普天間基地、その危険な状況を除去するために、1996年、25年前基地全面返還の日米合意が結ばれ、普天間基地は、日本に返還されることになりました。元々基地周辺は、民家もなく、閑散とした場所だったようですが、米軍基地に雇用されている人達が家を建て始め、現在のような大きな市街地になり、小学校の上空を軍用機が飛行するなど、危険な状態が続いております。普天間基地が帰ってくるのは大変喜ばしいことですが、日米同盟の基、普天間に変わる基地を提供しなければならない。難し問題が起き、資源物流の90%以上を海上輸送している我が国においては、資源を守り、そして安全保障の重要性からも地理的に適した沖縄県にお願いすることにし、開発が比較的遅れている県の北部、北側へ辺野古へ決めたようです。1日も早く普天間を返還していただく、それには、1日も早く辺野古基地を完成させることが最良かと私は、考えております。米軍基地はいらないというご意見もありますが、日本を取り巻く環境は、年々厳しい現況にあります。先日の北朝鮮の巡航ミサイル及び弾道ミサイルの発射、そして中国の重なる領海侵犯と不安定要素はことをかきません。戦争を起こさせない。起こさない。それには、抑止力がなくてはなりません。日米安保条約、日米同盟が大きな抑止力になっていることは周知の事実であります。国家には、国民の生命財産を守る使命があります。それが抑止力であります。国家存続のためにも私は、陳情第2号、発議第4号、要望第2号、発議第6号は、反対とさせていただきます。皆さんには、沖縄に行つて、沖縄の旅行にでも行つて、お金を落とさせていただければと大変そう感じました。以上です。</p>
5番議員	<p>はい、5番渡邊晃子です。この陳情に賛成の立場で討論させていただきます。中国や北朝鮮の覇権主義的行動が容認できないのは当然であります。しかし今重要なことは、中国や北朝鮮の主張や行動、国際法にいかにか違反</p>

	<p>しているかを具体的に指摘し、その遵守を求めていくことであり、軍事力の増強を競い合い、それに同調するようなことは、軍事的緊張を高め、問題解決に逆行することは明らかではないでしょうか。日米両首脳、今年4月の首脳会談後の共同記者会見で辺野古新基地について、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策と強調されましたが、そもそも名護市辺野古の海域は、マヨネーズ並みの軟弱地盤であり、この改良工事のために防衛省の試算でも少なくとも更に12年、経費は、9,300億円にも拡大するとのこと。これでは到底日米両政府がおっしゃるような1日も早い普天間基地危険性除去には繋がりません。ましてこの工事に沖縄戦戦没者の遺骨が残る土砂を使うなど、戦没者への冒瀆そのものであり、ご遺族を愚弄するもので、到底許されるものではありません。日米首脳会談の直前に米国の政府調査機関、シンクタンクからも新基地完成は、困難だろうという指摘が相次いだことにも注目するべきではないでしょうか。そしてこの陳情の一番大きな点ですが、これまでのものとは異なり、普天間基地移設について、全国どこにもいないという立場ではなく、代替え施設が必要かいなか、国民的議論を呼びかけているという点であります。普天間基地返還が25年も進まないのは、政府のみならず、全国の地方自治体も、日本国民も民主主義の実践から逃げてきたことにほかならないというこの陳情の訴えを重く受け止め、小海町議会でも対応すべきではないかと思えます。以上で賛成討論といたします。</p>
議長	<p>他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決いたします。委員長報告は、採択であります。陳情第2号を原案のとおり採択する事に賛成の方の挙手を求めます。</p>
(挙手多数) × 1、4、11、12	
議長	<p>挙手多数と認めます。したがって、陳情第5号は原案のとおり採択することに決定しました。</p>
議長	<p>事務局長に発議第4号の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第9番 小池捨吉 君。</p>
(提出者説明)	
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p>
(質疑なし)	
議長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手</p>

	をお願い致します。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから発議第4号を採決します。提出者の説明の通り、発議第4号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 1、4、11、12
議長	挙手多数と認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することとします。ここで暫時休憩とします。3時20分まで休憩とします。 (ときに 15時01分)
<u>日程第17 「陳情第3号」</u> <u>日程第20 「発議第5号」</u>	
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第17、陳情第3号 「消費税インボイス制度中止を求める陳情」及び 日程第20、発議第5号 「消費税インボイス制度中止を求める意見書」は関連がありますので、一括して議題と致します。 陳情第3号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。 (ときに 15時20分)
	(委員長報告—採択と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決いたします。委員長報告は、採択であります。陳情第3号を原案のとおり採択する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 1
議長	挙手多数と認めます。したがって、陳情第3号は原案のとおり採択することに決定しました。

議 長	事務局長に発議第 5 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 6 番 的埜美香子 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 5 号を採決します。提出者の説明の通り、発議第 5 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 1
議 長	挙手多数と認めます。したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することとします。
<u>日程第 1 8 「要請第 1 号」</u> <u>日程第 2 1 「発議第 6 号」</u>	
議 長	日程第 1 8、要請第 1 号 「人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て土砂採取計画」の断念を国に要請すること」及び 日程第 2 1、発議第 6 号 「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める要請書」は関連がありますので、一括して議題と致します。 要請第 1 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 品田宗久 君。
	(委員長報告—みなし採択と決定)
議 長	この要請第 1 号は、先程審議しました陳情第 2 号と主旨が同じものになりますので町村議会の運営に関する基準 1 2 5 により、みなし採択の取り扱いとして宜しいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	したがって要請第 1 号を委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第 6 号の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。この発議6号は、先程審議しました発議第4号と主旨が同じものになりますので、町村議会の運営に関する基準125、みなし採択の取り扱いとして宜しいでしょうか。
(異議なし)	
議 長	したがって発議第6号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することと致します。
<u>日程第22 「発議第7号」</u>	
議 長	日程第22、発議第7号、 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について議題とします。 事務局長に発議第7号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。第8番 品田宗久 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第7号を採決致します。提出者の説明の通り、発議第7号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決され関係機関に提出することと致します。
<u>日程第23 「議案第35号」</u>	
議 長	日程第23、議案第35号、 「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

	事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
6 番議員	はい、6 番的埜です。いろんな議論の中で日当たりのこととかが議論されていたかと思うんですが、南側のところに大きめの住宅があると思うんですけど、建設予定の南側ですね、そこからの雪は大丈夫か、雪がちょっと落ちそうな感じの作りに見えるんですけど、その辺の対策は大丈夫かどうかお願いします。
町民課長	はい、おっしゃられる通り、南側の個人の住宅が比較的高いということがあります。そしてこの図面、左側の図面の道路という表示がありますが、約 7.5 m あります。これが一つの空間となりまして、多少でも日当たりを良くするような配慮をしております。そして南側のお宅の雪であります。通常考えますに、軒下、すぐには落ちませんが、大体自分の屋敷の中へその雪が滑り落ちるんじゃないかということを想定しております。また特別大雪とか、そういうことになれば、想定外のことが起きるかもしれませんけど、今そういうことで進んでおります。また何か不測の事態が生じましたら、協議していきたいと思っております。以上でございます。
12 番議員	はい、1 2 番です。1 ページの配置で図面を見て、右側の隣地境界線ですけども、これは、構造物はやらないですか。元々何かありますか。
町民課長	はい、現場は、古い擁壁というか石垣というかそういうものがあるのですが、これで整地をしまして、外構の工事の中で対応するという予定であります。整地をしまして、その後外構工事で設計の中で対応すると。
12 番議員	整地をして、きれいにした後に外構工事でやるわけですか。その手前に擁壁 RC 工事とありますけど、これも整地の後にやるということですか。
町民課長	現場古いものがありますので、もし使えれば、それを使いたいということでもあります。
12 番議員	1 2 番。今回の工事金には、この外構工事の擁壁とかそういうものは入っていないわけですね。改めて発注するというものでいいですか。
町民課長	はい、既設の今の擁壁がありますので、整地をして行っていくということでもあります。

12 番議員	前での方はそうですね。図面を見て、右側の方の何も書いてないところは、やらなきゃだめだよ。それはじゃあ整地をした後、改めて追加工事で出すか、新しく入札するか。
町民課長	はい、今の段階ですと古い石垣とか擁壁とか、それをそのまま使えるようでしたら、それを利用するということでありまして。もしどうしてもだめだったということになれば、変更の中で対応していくという事務処理になります。
議 長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 5 号を採決致します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 3 5 号は原案のとおり可決することに決定致しました。
<u>日程第 2 4 「議案第 3 6 号」</u>	
議 長	日程第 2 4、議案第 3 6 号、「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	質疑が終わりました。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 3 6 号を採決致します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。

	したがって議案第36号は原案のとおり可決することに決定致しました。
議長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮り致します。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和3年小海町議会第3回定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。 (ときに16時04分)